平成３０年度業務実績等報告書

独立行政法人日本学生支援機構

平成 30 年度業務実績等報告書　目次

■年度評価　項目別評定一覧表 4
■各項目の業務実績及び自己評価
Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 7
1　共通的事項 7
（1）　透明性及び公平性の確保 7
〈1〉 運営評議会の実施状況 7
〈2〉 外部評価の実施状況 8
（2）　広報・広聴の充実 9
〈3〉 広報活動の実施状況 9
〈4〉 広聴活動の実施状況 11
（3）　学生支援に関する調査・分析・研究の実施 13
〈5〉 学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況 13
（4）　情報セキュリティ対策の実施 16
〈6〉 情報セキュリティ対策の実施状況 16
2　奨学金事業 19
（1）　奨学金貸与の的確な実施 19
〈7〉 奨学金貸与の的確な実施状況 19
（2）　給付型奨学金事業の実施 23
〈7-2〉 給付型奨学金事業の実施状況 23
（3）　適格認定の実施 26
〈8〉 適格認定の実施状況 26
（4）　返還金の回収促進 31
①　返還金回収状況の把握と分析 32
〈9〉 回収状況の把握・分析等の実施状況 32
②　回収の取組 35
〈10〉 当年度分回収率 35
〈11〉 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率 35
〈12〉 総回収率 38
〈13〉 リレー口座の加入徹底及び返還相談に係る取組状況 39
〈14〉 初期延滞における督促の実施状況 40
〈15〉 中長期延滞における督促の実施状況 41
〈16〉 法的処理の実施状況 43
〈17〉 延滞者の実態調査の実施状況 44
〈18〉 住所調査の実施状況 45
〈19〉 個人信用情報機関の活用状況 46
③　機関保証制度の運用 47
〈20〉 機関保証制度の運用状況 47
④　減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用 52
〈21〉 減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況 52
⑤　所得連動返還型奨学金制度の導入 57
〈22〉 所得連動返還型奨学金制度の実施状況 57
（5）　情報提供等の充実 59
〈23〉 情報提供等の実施状況 59
（6）　学校との連携強化 65
〈24〉 学校との連携の実施状況 65
3　留学生支援事業 70
（1）　日本への留学前の学生に対する支援 70
①　日本留学に関する情報提供等の充実 70
〈25〉 日本留学に関する情報提供の実施状況 70
②　日本留学試験の適切な実施 76
〈26〉 日本留学試験の実施状況 76
〈27〉 年間応募者数 78
〈28〉 収支改善に係る検討状況 79
③　日本語教育センターにおける教育の実施 81
〈29〉 質の高い教育の実践状況 82
〈30〉 留学生受入れに係る取組状況 85
〈31〉 卒業予定者の満足度 87
（2）　外国人留学生に対する在学中の支援 90
①　外国人留学生に対する学資金の支給 90
〈32〉 外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況 90
②　外国人留学生に対する宿舎の支援等 94
〈33〉 国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況 95
〈34〉 東京国際交流館における収支の改善状況 96
〈35〉 兵庫国際交流会館における収支の改善状況 98
〈36〉 東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況 99
〈37〉 留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況 104
③　外国人留学生等の交流推進 106
〈38〉 国際交流事業の実施状況 106
（3）　外国人留学生に対する卒業・修了後の支援 108
①　外国人留学生に対する就職支援 108
〈39〉 外国人留学生に対する就職支援の実施状況 108
②　外国人留学生に対するフォローアップ 110
〈40〉 外国人留学生に対するフォローアップの実施状況 110
（4）　日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実 112
〈41〉 海外留学に関する情報提供の実施状況 112
（5）　日本人留学生に対する学資金の支給 115
〈42〉 日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況 115

（6） 日本人留学生に対する留学前後の支援 126
〈43〉 日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況 126
4 学生生活支援事業 129
（1） 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実 129
〈44〉 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況 129
（2） 障害のある学生等に対する支援の充実 131
〈45〉 障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況 131
〈46〉 障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況 133
（3） キャリア・就職支援の実施 137
〈47〉 キャリア・就職支援の実施状況 137
5 その他附帯業務 143
（1） 高校生等に対する学資金貸与事業への協力 143
〈48〉 高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況 143
（2） 寄附金事業の実施 144
〈49〉 寄附金事業の実施状況 144
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 146
1 業務の効率化 146
（1） 一般管理費等の削減 146
〈50〉 一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減の進捗状況 147
〈51〉 業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況 148
〈52〉 奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況 149
〈53〉 政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況 149
（2） 外部委託等の推進 151
〈54〉 外部委託の実施状況 151
（3） 契約の適正化 154
〈55〉 契約の適正化に係る実施状況 154
（4） 情報システムの活用 159
〈56〉 業務効率化に資する情報システムの運用状況 159
2 組織の効果的な機能発揮 161
〈57〉 組織改善の状況 161
3 内部統制・ガバナンスの強化 162
（1） 事業の確実な実施 162
〈58〉 ガバナンス確保の状況 162
（2） 監査の実施 166
〈59〉 内部監査の実施状況 166
（3） コンプライアンスの推進 170
〈60〉 コンプライアンス職員研修の実施状況 170
〈61〉 個人情報保護の徹底に係る実施状況 171
〈62〉 情報公開の実施状況 173
Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 174
（1） 収入の確保等 174
〈63〉 収入の確保等の状況 174
（2） 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 177
〈64〉 適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況 177
（3） 予算 178
〈65〉 予算の執行状況 178
（4） 収支計画 189
〈66〉 計画と実績の対比 189
（5） 資金計画 197
〈67〉 計画と実績の対比 197
Ⅳ 短期借入金の限度額 207
〈68〉 短期借入金の調達状況 207
Ⅴ 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画 208
〈69〉 国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況 208
Ⅵ 独立行政法人通則法第三十条第二項第六号で定める重要な財産の処分等に関する計画 209
〈70〉 職員宿舎の処分に係る実施状況 209
Ⅶ 剰余金の使途 210
〈71〉 剰余金の活用状況 210
Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項 211
1 施設及び設備に関する計画 211
〈72〉 施設及び設備の整備に係る実施状況 211
2 人事に関する計画 212
〈73〉 人材の確保、適正配置、育成のための取組状況 212
〈74〉 業務量に応じた適正な人員配置の実施状況 213
4 積立金の使途 215
〈75〉 積立金の利用状況 215

年度評価　項目別評定一覧表

中期計画・評価指標	年度評価 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					
1　共通的事項					
（1）透明性及び公平性の確保					
運営評議会の実施状況	B	B	B	B	B
外部評価の実施状況	B	B	B	B	B
（2）広報・広聴の充実					
広報活動の実施状況	B	B	B	B	B
広聴活動の実施状況	B	B	B	B	B
（3）学生支援に関する調査・分析・研究の実施					
学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況	B	B	B	B	B
（4）情報セキュリティ対策の実施					
情報セキュリティ対策の実施状況	B	B	B	B	B
2　奨学金事業					
（1）奨学金貸与の的確な実施					
奨学金貸与の的確な実施状況	B	B	A	B	B
（2）給付型奨学金事業の実施					
給付型奨学金事業の実施状況				B	B
（3）適格認定の実施					
適格認定の実施状況	B	B	B	B	B
（4）返還金の回収促進					
①返還金回収状況の把握と分析					
回収状況の把握・分析等の実施状況	B	B	B	B	B
②回収の取組					
当年度分回収率	A	A	A	A	A
要返還債権数に占める当該年度に新たに３ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率	C	B	C	C	C
総回収率	A	A	A	A	A
リレー口座の加入徹底及び返還相談に係る取組状況	B	B	B	B	B
初期延滞における督促の実施状況	B	B	B	B	B
中長期延滞における督促の実施状況	B	B	B	B	B
法的処理の実施状況	B	B	B	B	B
延滞者の実態調査の実施状況	B	B	B	B	B
住所調査の実施状況	B	B	B	B	B
個人信用情報機関の活用状況	B	C	B	B	B
③機関保証制度の運用					
機関保証制度の運用状況	B	B	B	B	B
④減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用					
減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況	B	B	B	B	B
⑤所得連動返還型奨学金制度の導入					
所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた準備状況	B	B	B	B	B
（5）情報提供等の充実					
情報提供等の実施状況	B	B	B	B	B
（6）学校との連携強化					
学校との連携の実施状況	B	B	B	B	B
3　留学生支援事業					
（1）日本への留学前の学生に対する支援					
①日本留学に関する情報提供等の充実					
日本留学に関する情報提供の実施状況	B	B	B	B	B
②日本留学試験の適切な実施					
日本留学試験の実施状況	B	B	B	B	B
年間応募者数	B	B	B	A	A
収支改善に係る検討状況	B	B	B	B	B
③日本語教育センターにおける教育の実施					
質の高い教育の実践状況	B	B	B	B	B
留学生受入れに係る取組状況	B	B	B	B	B
卒業予定者の満足度	A	B	B	A	B

中期計画・評価指標	年度評価 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
（2）外国人留学生に対する在学中の支援					
①外国人留学生に対する学資金の支給					
外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B	B	B	B	B
②外国人留学生に対する宿舎の支援等					
札幌、金沢、福岡の各国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況	B	B	B	B	B
東京国際交流館における収支の改善状況	B	C	B	B	C
兵庫国際交流会館における収支の改善状況	C	B	B	A	A
東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況	B	B	B	B	B
留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況	B	B	B	B	B
③外国人留学生等の交流推進					
国際交流事業の実施状況	B	B	B	B	B
（3）外国人留学生に対する卒業・修了後の支援					
①外国人留学生に対する就職支援					
外国人留学生に対する就職支援の実施状況	B	B	B	B	B
②外国人留学生に対するフォローアップ					
外国人留学生に対するフォローアップの実施状況	B	B	B	B	B
（4）日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実					
海外留学に関する情報提供の実施状況	B	B	B	B	B
（5）日本人留学生に対する学資金の支給					
日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B	B	B	B	B
（6）日本人留学生に対する留学前後の支援					
日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況	B	B	B	B	B
4　学生生活支援事業					
（1）学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実					
学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況	B	B	B	B	B
（2）障害のある学生等に対する支援の充実					
障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況	B	B	B	B	B
障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況	B	B	B	B	B
（3）キャリア・就職支援の実施					
キャリア・就職支援の実施状況	B	B	B	B	B
5　その他附帯業務					
（1）高校生等に対する学資金貸与事業への協力					
高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況	B	B	B	B	B
（2）寄附金事業の実施					
寄附金事業の実施状況	B	B	B	A	B
Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置					
1　業務の効率化					
（1）一般管理費等の削減					
一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減の進捗状況	A	A	A	B	B
業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況	A	A	A	A	A
奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況	B	B	B	B	B
政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況	B	B	B	B	B
（2）外部委託等の推進					
外部委託の実施状況	B	B	B	B	B
（3）契約の適正化					
契約の適正化に係る実施状況	B	B	B	B	B
（4）情報システムの活用					
業務効率化に資する情報システムの運用状況	B	B	B	B	B
2　組織の効果的な機能発揮					
組織改善の状況	B	B	B	B	B
3　内部統制・ガバナンスの強化					
（1）事業の確実な実施					
ガバナンス確保の状況	B	B	B	B	B

中期計画・評価指標	年度評価				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
（2）監査の実施					
内部監査の実施状況	B	B	B	B	B
（3）コンプライアンスの推進					
コンプライアンス職員研修の実施状況	B	B	B	B	B
個人情報保護の徹底に係る実施状況	C	B	C	B	C
情報公開の実施状況	B	B	B	B	B
Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画					
（1）収入の確保等					
収入の確保等の状況	B	B	B	B	A
（2）奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施					
適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	B	B	B	B	B
（3）予算					
予算の執行状況	B	B	B	B	B
（4）収支計画					
計画と実績の対比	B	B	B	B	B
（5）資金計画					
計画と実績の対比	B	B	B	B	B
Ⅳ　短期借入金の限度額					
短期借入金の調達状況	B	B	B	B	B
Ⅴ　独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画					
国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況	B	B	B	B	B
Ⅵ　独立行政法人通則法第三十条第二項第六号で定める重要な財産の処分等に関する計画					
職員宿舎の処分に係る実施状況	—	—	B	B	—
Ⅶ　剰余金の使途					
剰余金の活用状況	—	—	—	—	—

中期計画・評価指標	年度評価				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
Ⅷ　その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項					
1　施設及び設備に関する計画					
施設及び設備の整備に係る実施状況	B	B	B	B	B
2　人事に関する計画					
（1）方針					
人材の確保、適正配置、育成のための取組状況	B	B	B	B	B
（2）人事に係る指標					
業務量に応じた適正な人員配置の実施状況	B	B	B	B	B
3　中期目標の期間を超える債務負担					
※中期目標期間を超える債務負担はないため割愛。	／	／	／	／	／
4　積立金の使途					
積立金の利用状況	—	—	—	—	—

各項目の評定基準は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成 27 年 6 月 30 日文部科学大臣決定）を踏まえ、以下のとおりとする。

Ｓ：中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
Ａ：中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする。）。
Ｂ：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 120%未満）。
Ｃ：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。
Ｄ：中期計画における所期の目標を下回っており、抜本的な改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満）。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1　共通的事項

（1）　透明性及び公平性の確保

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	57,765	58,200	59,130	57,264	57,763
従事人員数（人）	8	8	8	8	8

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。	①　外部有識者の参画を得た業務運営 外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得る。	①　外部有識者の参画を得た業務運営 外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得ることを通じて業務の適切性を確保する。	<1>　運営評議会の実施状況	○運営評議会の開催 外部有識者により組織される運営評議会を 2 回開催し、新規事業等の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について審議を行い、高度な見識と知見に基づく客観的な助言をいただいた。 (1)第 1 回 ①日程：平成 30 年 11 月 20 日 ②議題：第 3 期中期目標期間実施事業の総括及び次期（第 4 期）中期目標期間の事業の方向性 ③主な審議内容：留学生施策の拡大と学生支援の充実に向けた助言 (2)第 2 回 ①日程：平成 31 年 3 月 15 日 ②議題：第 4 期中期目標期間の事業計画について ③主な審議内容：給付奨学金の拡大を含む奨学金制度の充実に向けた助言 ○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進 コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会（外部有識者 1 人を含む 20 人の委員で構成。平成 30 年 5 月 24 日開催）において「平成 30 年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏え	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・外部有識者からなる運営評議会を開催し、機構の次期中期目標期間における事業運営という重要事項について助言を得たことは評価できる。 ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるために、コンプライアンス推進委員会においてコンプライアンス・プログラムを策定し、機構内に周知のうえ、計画的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。

					い防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修等を実施した。	
		② 外部評価の実施 外部有識者により構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。	② 外部有識者の活用による自己評価の実施 外部有識者による評価委員会を開催し、厳格かつ客観的な評価を行う。また、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。	〈2〉外部評価の実施状況	○外部有識者の意見を踏まえた自己評価の実施 (1) 第3期中期目標期間見込業務実績及び平成29年度業務実績に関する評価の実施 第3期中期目標期間見込業務実績及び平成29年度の業務実績に関する評価に当たり、業務実績及び自己評価案をとりまとめた上で、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会(平成30年6月15日)を開催し、業務実績等に関する意見を聴取した。その後、評価委員会の意見を踏まえて評価を決定し、第3期中期目標期間見込業務実績等報告書及び平成29年度業務実績等報告書をそれぞれとりまとめ、平成30年6月27日付で文部科学大臣に提出するとともに、評価委員会の意見と併せてホームページにて公表した。 (2) 第3期中期目標期間業務実績及び平成30年度業務実績に係る評価指標の決定 第3期中期目標期間業務実績及び平成30年度業務実績について客観的な評価を行うために、計画事項に沿って、評価指標及び定量的指標の評定基準(S、A、B、C、Dの基準)の案を策定し、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会(平成30年6月15日)において意見を聴取した上で決定した。 ○評価結果の事業の改善への活用 第3期中期目標期間見込業務実績及び平成29年度の業務実績に関する評価の結果については、各部等にフィードバックし、平成30年10月～平成31年1月にかけて、評価結果や評価における指摘事項等がどのように業務に反映されているかという点に留意しつつ、業務の進捗状況等を確認し、中期目標期間の最終段階に当たり、計画の達成状況についてとりまとめを行った。 なお、指摘事項等への対応状況及び進捗状況については、経営管理会議にて報告した。	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・外部有識者により構成される評価委員会において業務実績等に関する意見を聴取し、厳格かつ客観的な評価の実施に努めたことは評価できる。 ・第3期中期目標期間見込業務実績及び平成29年度業務実績に対する評価並びに指摘事項等への対応状況等に留意して平成30年度の業務の進捗状況を確認し、特に指摘に対する対応状況について、フォローアップを行ったことは、評価を活用した事業の改善という点において評価できる。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1　共通的事項

（2）　広報・広聴の充実

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	56,923	91,589	57,590	58,209	67,925
従事人員数（人）	5	6	5	5	5

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
事業全般にわたり、国内外の学生等に対する情報発信機能を強化する観点を踏まえ、広報・広聴の充実を図る。	①　各年度策定する広報計画の下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。	①　広報計画に基づき、国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。	<3> 広報活動の実施状況	○広報活動基本計画の策定 計画期間を平成 29 年度及び 30 年度の 2 か年とし、広報活動の強化に組織全体で取り組むための基本方針や主な取組を定めた「広報活動基本計画」を策定のうえ、事業と広報の一体的な推進に取り組んだ。 ○組織全体に関する広報 広報活動基本計画に基づき、組織全体に関わる以下の広報活動を行った。 (1)適切な報道と正しい理解を促進するための取組 ・奨学金事業に関心を持つ方を対象に、平成 30 年度版「奨学金事業への理解を深めていただくために〔報道等を見て関心を持たれた皆様に向けたデータ・ファクト集〕」をホームページに掲載した。また、ナレーションを入れた動画版を YouTube で公開した。 ・機構への負のイメージを払拭するとともに、機構が実施する 3 事業（奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業）への国民の皆様の正しい理解を促進し、機構の社会的なイメージアップを図ることを目的として、イメージアップ動画「はじめての JASSO」を制作した（YouTube JASSO チャンネルにおいて令和元年 5 月公開）。 (2)報道対応 ・誤解等を招きかねない報道については、ホームページの「JASSO の事業に関する報道等について」において、迅速に正しい説明を行い、事業に対する理解の促進に努めた。	〈評定〉Ｂ 〈評定根拠〉 ・広報活動基本計画に基づいて、機構全体で事業と広報の一体的な推進に取り組み、多様な広報活動を行ったことは評価できる。 ・奨学金事業への理解を深めるためのナレーション入り動画や、機構のイメージアップを図る動画を公開し、機構の事業に対する理解を得るための取組を実施したことは評価できる。 ・ホームページについて、専門機関及びユーザーの評価による調査・分析を行い、その結果を受け、早急に改善をすべき指摘事項の改善を行ったことは評価できる。 ・JASSO 功労者表彰制度を創設し、実施したことは評価でき

・報道機関に対し、各種制度の募集情報や、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用について等、以下のとおりプレスリリースを38件行い、迅速に情報を提供することに努めた。

［主な内容］

・緊急採用奨学金・減額返還・返還期限猶予や JASSO 支援金の受付
・各種制度の募集開始・選考結果
・各種調査の結果報告
・イベント等の開催情報

(3)ホームページの運営

・ユーザーにとって、よりわかりやすく、使い勝手がよい形でのリニューアルを行うため、専門機関のコンサルティング評価及びユーザーによるユーザビリティテスト等の調査・分析を行った。また、その結果を受け、早急に改善をすべき指摘事項も含まれていたため、FAQ やアクセシビリティのホームページ改修を行った（平成 31 年 3 月）。

(4)メールマガジンを学校の教職員等を対象に月1回（毎月 15 日）、合計 12 回配信し、奨学金・留学生支援・学生生活支援業務の最新情報を提供した。

〈ホームページ年間アクセス件数〉

平成30年度	(参考)平成29年度	前年度比
76,899,429件	71,865,142件	107.0%

〈メールマガジン配信先件数〉　※年度末件数

平成30年度	(参考)平成29年度	前年度比
5,288件	5,433件	97.3%

(5)JASSO 公式 Twitter の運営

学生等に対し、各種支援情報をより一層迅速・広範に周知するため、ホームページの更新に合わせたツイートを行った。

〈JASSO公式Twitterツイート件数〉

平成30年度	(参考)平成29年度
183件	32件

（注）平成 29 年度については、平成 30 年 2 月 1 日より開始している。

る。

					(6)JASSO 功労者表彰制度の創設、実施 機構の事業や広報等に顕著な功労のあった個人、企業、団体を表彰するために、平成30年度に「JASSO 功労者表彰制度」を創設し、以下の6者を表彰した。 ①特定非営利活動法人日本FP協会 ②U字工事（漫才コンビ） ③特定非営利活動法人国際社会貢献センター（ABIC） ④一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸 ⑤公益財団法人中島記念国際交流財団 ⑥藤巻　正志（公益社団法人経済同友会参与）	
		② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図る。	② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニター調査等により機構及び機構の事業についての広聴を行う。	<4> 広聴活動の実施状況	○広聴調査 今後の業務改善の参考となるよう、高等教育への進学希望のある高校生及び高校生の保護者への広報の検討、機構の事業の理解促進のための訴求力のある情報発信の検討の資料とすることを目的として、広聴モニターを活用した調査を実施した（平成 30 年 11 月調査実施）。 [（参考）平成 30 年度広聴調査概要] ①趣旨及び目的：進学・留学の検討実態、JASSO の認知状況等を把握し、事業の改善、広報の充実等に資するため。 なお、平成 30 年度は奨学金事業における予約採用の拡大、学部での学位取得を目的とする海外留学支援制度の創設等を踏まえ、高等教育への進学希望のある高校生及び保護者をモニターとして調査を行った。 ②調査対象：【性別】男女 【地域】全国 ・高等教育への進学希望のある高校生(15 歳～18 歳) ・高等教育への進学希望のある高校生(15 歳～18 歳)を持つ保護者 【参考】 平成 28 年度調査対象 ・ 大学 1, 2 年生 ・ 大学 1, 2 年生の子どもを持つ保護者 ③調査方法：インターネットモニター調査により実施。 高等教育への進学希望のある高校生(15 歳～18 歳)430 人、高等教育への進学希望のある高校生(15 歳～18 歳)を持つ保護者 408 人を確保する方法で実施。 ※調査に回答した高校生と保護者は、必ずしも親子ではない。 ④調査時期：平成 30 年 11 月 1 日から 11 月 6 日 ⑤有効回答数：838 人	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・今後の業務及び情報提供の改善の参考となるよう、高校生及び高校生の保護者への広報の検討等具体的な対象や目的を定めて広聴調査を実施したことは評価できる。 ・意見投稿フォームに寄せられた意見等を具体的な業務改善の参考としたことは評価できる。

					○意見投稿フォームの運用及び業務改善への活用 ホームページ上で運用している意見投稿フォームに投稿された意見について、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議で報告するとともに、返還手続やマイナンバーの利用に係る利便性向上への対応など業務改善の参考とした。 [業務改善例] ・FAX を利用した返還期限猶予の手続において、FAX 番号をホームページや FAQ の該当箇所に明記した。 ・マイナンバーの利用について、卒業生に配慮するために FAQ やチラシを見直した。	

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1　共通的事項

（3）　学生支援に関する調査・分析・研究の実施

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	81,438	76,928	87,602	78,436	124,114
従事人員数（人）	9	9	8	8	9

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査研究を実施する。	機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査・分析・研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。	機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査、公募による調査研究（JASSOリサーチ）、奨学金の政策効果に関する調査等の学生支援に関する調査・分析・研究に取り組む。	<5> 学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況	○学生支援に関する調査・分析・研究の実施 (1)学生生活調査 学生の生活実態等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で実施している。 平成 30 年度は、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、調査票及び調査実施方法を策定し、平成 30 年 11 月に調査を実施した。 なお、前回（平成 28 年度実施）に引き続き、調査項目には「大学生等の学習状況に関する調査」（国立教育政策研究所と共同実施）を含めた。 また、高等専門学校（4、5 年次）及び専修学校（専門課程）についても、試行的に調査対象とし、学生生活調査実施検討委員会にて審議のうえ、調査票及び調査実施方法を策定し、調査を実施した（「高等専門学校生生活調査」及び「専修学校生生活調査」）。 (2)奨学事業に関する実態調査等 ①平成 28 年度奨学事業に関する実態調査 国内の奨学金事業の実施状況を把握するため、3 年に 1 度調査を実施している。平成 30 年度は、「平成 28 年度調査結果（平成 29 年度実施）」について公表を行った（平成 30 年 6 月 15 日）。 ②大学・地方公共団体等が行う奨学金制度に関する情報提供 大学等への進学を志す学生等に対する情報提供を目的として、大学、地方公共団体、奨学金事業実施団体が行う奨学金制度に関する情報収集を行い、機構ホームページにて情報提供を行っており、平成 30 年度は平成 31 年度進学者等の利用に資するため、最新の情報に更新した（平成 31 年 1	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・学生生活調査、奨学金事業の実態を把握するための調査、外国人留学生在籍調査を計画的にかつ確実に実施したことは評価できる。特に、学生生活調査については、継続調査として着実に実施しつつ、高等専門学校及び専修学校専門課程の学生・生徒も調査対象とし、試行的に調査を実施したことは評価できる。また、奨学金の政策効果に関する調査を新たに実施したことは評価できる。 ・調査ローデータを、東京大学社会科学研究所付属社会調査・データアーカイブ研究センター（SSJDA）へ寄託したことは、調査データの幅広い活用及び学生支援に関する研究

					月）。 ③奨学金の政策効果に関する調査 機構の貸与奨学金について、その政策効果を測る指標の一つとするため、奨学金利用者の卒業後の収入状況や就業状況等のデータを収集するためのアンケート調査を、SMS（ショートメッセージサービス）を利用して実施した。 アンケート調査の実施にあたっては、文部科学省と協議して取りまとめた実施案に基づき、返還者から 1,000 人を抽出してプレ調査を行い（平成 30 年 8 月 29 日～10 月 10 日）、SMS（ショートメッセージサービス）によるアンケート調査の有効性を確認したうえで、返還者 100 万人を対象とした本調査を実施した（平成 31 年 2 月 25 日～3 月 24 日）。 (3)留学生に関する調査 留学生政策に関する基礎資料を得ることを目的として、以下の調査を実施した。 ［外国人留学生在籍状況等に関する調査］ ①外国人留学生在籍状況調査 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関における外国人留学生の在籍状況（平成 30 年 5 月 1 日現在）を把握するため実施し、調査結果についてプレスリリースを行うとともに、機構のホームページで公表した（平成 31 年 1 月）。 また、同調査実施に併せ、次の調査を実施し、①と併せて公表した。 ②短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査 ［その他調査］ 留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化等に役立てるため、以下の調査を実施し、調査結果を機構のホームページで公表した。 ①協定等に基づく日本人学生留学状況調査（平成 31 年 1 月公表） ②外国人留学生年間受入れ状況調査（平成 31 年 4 月公表） ③外国人留学生進路状況調査（平成 31 年 4 月公表） ④外国人留学生学位授与状況調査(平成 31 年 4 月公表) ⑤私費外国人留学生生活実態調査（平成 29 年度に調査を実施し、平成 31 年 2 月に調査結果を公表） 〇調査分析機能の充実に向けた取組 (1)調査分析室定例会議 調査分析室が事務局となり、各部の調査分析に係る情報の共有及び各部横	等の発展に資するものであり、評価できる。 ・調査データの集約管理の実施は、調査データの散逸防止という点において、評価できる。 ・JASSO リサーチの実施は、学生支援に関する調査・研究の拡充という観点から評価できる。

					断的な課題に対する検討を行う場として、各部の調査分析室担当を中心とする「調査分析室定例会議」を開催し、各調査に係る進捗報告や改善点等について議論した（平成 30 年度は 6 月と 12 月の 2 回開催）。 (2)機構の情報資産の寄託 機構が保有する調査データの幅広い活用を目的として、平成 28 年度より東京大学社会科学研究所付属社会調査・データアーカイブ研究センター（以下「SSJDA」という。）へ原則として調査ローデータを寄託することとしており、平成 30 年度は 6 件の調査ローデータを SSJDA へ寄託した。 (3)調査データの集約管理 過去に機構で実施した調査のローデータ散逸防止のため、調査データの複製を集積し、引き続き適切に保管した。 (4)学生支援の推進に資する調査研究（JASSO リサーチ）の実施 平成 30 年度採択案件については、平成 29 年度に行われた JASSO リサーチ推進委員会（第 1 回）（平成 30 年 3 月 27 日）での審議をもとに、理事長により採択案件を決定し、調査研究を依頼した。採択された 8 件については、各研究者が約 1 年間かけて調査研究を行い、成果報告書をとりまとめた。成果報告書の提出を受け、平成 31 年 3 月に成果発表会を開催し、各研究者により研究成果の発表が行われた。 また、平成 31 年度採択案件については、JASSO リサーチ推進委員会（第 2 回）（平成 31 年 3 月 11 日）を行い、平成 30 年度に採択された案件のうち、研究期間を 2 年間としていた案件については継続の、平成 31 年度応募案件については採択に係る審議を行った。審議をもとに、理事長により 2 件の継続及び 5 件の採択が決定された。	

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1　共通的事項

（4）　情報セキュリティ対策の実施

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	98,756	115,820	114,798	118,244	355,759
従事人員数（人）	9	9	9	10	10

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、「サイバーセキュリティ戦略について」（平成２７年９月４日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。	大量の個人情報を取扱う組織であるという特殊性を踏まえ、最新の動向及び「サイバーセキュリティ戦略について」（平成２７年９月４日閣議決定）等、政府のセキュリティ対策における方針を踏まえ、攻撃を前提とした情報システムの防御力の強化・多層的な対策等、	情報セキュリティに関する最新動向及び「サイバーセキュリティ戦略について」（平成２７年９月４日閣議決定）等、政府の方針を踏まえ、攻撃を前提とした情報システムの防御力の強化・多層的な対策、ＣＳＩＲＴの運用等、情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ	〈6〉 情報セキュリティ対策の実施状況	情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえ、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保するために情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の向上を図るため、以下の対応を行った。 ○情報セキュリティポリシーの改定 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版、平成 30 年 7 月 25 日改定）を踏まえ、機構内の情報セキュリティ委員会の審議を経て、情報セキュリティポリシーを改定した（平成 31 年 3 月 28 日）。 ［主な改定事項］ ・情報セキュリティ対策推進体制の整備 ・端末（要管理対策区域外で要機密性情報を取り扱う端末及び機構支給以外の端末）の導入及び利用時の対策・電子メールのサーバ間通信の暗号化対策 ○リスクアセスメントの実施（セキュリティアセスメント） 機構にとってリスクが高いと想定され、個人情報を保有する東京日本語教育センターのシステム及び機構の端末管理について、リスクアセスメントを実施した（平成 30 年 7 月～31 年 3 月）。 ○情報セキュリティ対策の強化 (1)リスクアセスメント等を踏まえたセキュリティ対策の強化	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・政府の方針等を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改定を適切に行うとともに、情報セキュリティに関するリスクアセスメントにおける指摘事項等を踏まえ、様々なセキュリティ対策を講じ、ネットワークのセキュリティの強化や CSIRT 体制の定着を目的とした取組を実施したことは、情報システム環境を整備し、セキュリティ対策を推進したという観点から評価できる。 ・標的型メール攻撃に対する訓練、研修及び全職員を対象とした自己点検の実施により役職員の情報セキュリティに関する意識向上を図ったことは、大量の個人情報を扱う組織としての責任体制を強化すると

		適切なセキュリティ対策を推進する。	対策の向上を図る。		リスクアセスメントの評価結果及び情報セキュリティポリシー等を踏まえた対策、併せて、高度化したサイバー攻撃に対する防御力の強化・多層的な対策として、ネットワークの監視の強化、奨学金業務システムのセキュリティ強化の観点から、以下の対策を新たに実施した。 ①機構内ネットワークの監視・対応の強化 機構のネットワークについて専用の監視センターにて 24 時間 365 日体制で監視を行い、障害発生時には原因調査及び状況に応じて現地対応も実施するネットワーク運用監視に関する業務を委託した（平成 30 年 7 月）。 ②セキュリティインシデントの監視・対応の強化 セキュリティインシデントの監視に関する業務委託において、攻撃の挙動を解析する「相関分析システム」でアラートを検知するための分析プログラムの追加、監視対象機器や記録の追加、ファイアウォールの設定強化等を実施した。委託先の業務の実施状況については、毎月定例会を実施するとともに実地審査を実施することにより確認した。 (2)情報セキュリティ緊急時対応体制（CSIRT）の運用 CSIRT の定着に向け、JASSO-CSIRT 等説明会（平成 30 年 9 月）、JASSO-CSIRT 緊急対応訓練（平成 31 年 2 月）を実施するとともに、運用に必要な規則等の見直し（平成 31 年 3 月）を行った。 (3)その他のセキュリティ対策 ①脆弱性診断と診断結果に対する対策 Web アプリケーションプログラムやミドルウェア等について脆弱性診断を実施した。 ②ウィルス対策 コンピュータウィルス対策として、毎日最新のウィルス情報を取得して、ファイルの参照及び更新時にリアルタイムでウィルスチェックを実施するとともに、毎週 1 回全ファイルのウィルスチェックを実施した。 〇情報セキュリティに対する役職員の意識向上のための取組 (1)標的型メール訓練、情報セキュリティ研修の一体的実施 役職員の情報セキュリティ意識向上を目的として、毎年度、標的型メール訓練を実施している。平成 30 年度は、前年度に引き続き、標的型メール訓練と情報セキュリティ研修を一体的に実施し、標的型メール訓練の結果（メールの開封率等）に基づいて、想定される被害や対策等について学ぶ実践的な内容の研修を実施した。 ・標的型メール訓練：2 回（全役職員対象） ・情報セキュリティ研修：3 回、出席者 156 人（対象：主に課長級及び課長補	いう観点から評価できる。

					佐級職員、情報セキュリティポリシー自己点検において誤答率の高かった者、特定個人情報を取り扱う者等） (2)職員研修等の実施 情報セキュリティ対策を周知徹底するため、以下の研修を実施した。 ①コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修：出席者26人（対象：グローバル人材育成部の職員） ②新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）研修（随時実施） (3)情報セキュリティポリシー自己点検 情報セキュリティに対する理解の浸透度を確認するため、全職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した（平成31年3月）。	

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

２ 奨学金事業

（1） 奨学金貸与の的確な実施

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	875,122	1,139,587	854,755	1,939,686	1,493,867
従事人員数（人）	31	28	30	37	41

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう、奨学生に関する家計調査等を行い、調査で得られたデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ収入基準の見直しを図る。	１８歳人口が減少していく一方で、18歳人口の約８割が高等教育機関へ進学していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないようにするために、国における今後の貸与基準等の検討に	平成２９年度に引き続き、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行い、その結果を踏まえ、収入基準の見直しに取り組む。	〈7〉 奨学金貸与の的確な実施状況	○健康に関する基準の撤廃 大学等に入学していることを以て修学に耐えうるとみなされること、文部科学省の定める「大学入学者選抜実施要項」において、「入学志願者の健康状況については原則として入学者選抜の判定資料としない」とあること等を踏まえ、健康に関する基準を撤廃した（平成30年度在学採用及び平成31年度に入学する予約採用の選考から適用）。 ○貸与月額の見直し 真に必要な額を貸与するとともに、貸与額の適正化を図るため、以下のとおり貸与月額を見直した。 (1)第一種奨学金 第一種奨学金の貸与月額を新設するとともに、家計支持者の年収が一定額を超える場合の貸与月額に制限を設けた（平成 30 年度入学者から適用）。 [見直し内容] ①貸与月額の新設 それぞれの状況に応じ必要な金額を借りられるよう、選択できる貸与月額を増やした（下表*部分）。 ②貸与月額の制限 家計支持者の年収が一定額以上の者は、各区分の最も高い月額以外から選択するようにした（下表太枠部分）。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・真に必要な額を貸与するとともに、貸与額の適正化を図るため、第一種奨学金及び第二種奨学金の貸与月額について見直しを行ったことは評価できる。 ・マイナンバーを活用して奨学金の申請に係る審査に必要な収入に関する情報を収集したことにより、申請手続の負担軽減及び公正・厳格な審査の実現を図ったことは評価できる。 ・家計支持者の年収が一定額を超える場合の第一種奨学金の貸与月額に制限を設けたことで、貸与の適格性について一定の確保を図ったことは評価できる。

資することを目的として、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行うことにより収入基準の見直しを図る。

また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。

また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。

また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うよう取り組む。

進学先	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	45,000 円	51,000 円	54,000 円	64,000 円
	30,000 円	*40,000 円	*40,000 円	*50,000 円
	*20,000 円	30,000 円	30,000 円	*40,000 円
	－	*20,000 円	*20,000 円	30,000 円
	－	－	－	*20,000 円
短期大学、高等専門学校(4,5 年生)、専修学校（専門課程）	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円
	30,000 円	*40,000 円	*40,000 円	*50,000 円
	*20,000 円	30,000 円	30,000 円	*40,000 円
	－	*20,000 円	*20,000 円	30,000 円
	－	－	－	*20,000 円

(2)第二種奨学金

2 万円から 12 万円まで 1 万円単位で選択できるよう貸与月額を増やした（下表*部分）（平成 30 年度以降、第二種奨学金の希望者（貸与中の者を含む）に適用）。

進学先	国公私立／自宅・自宅外通学共通
大学、短期大学、高等専門学校(4,5 年生)、専修学校（専門課程）	*20,000 円、30,000 円、*40,000 円、50,000 円、*60,000 円、*70,000 円、80,000 円、*90,000 円、100,000 円、*110,000 円、120,000 円

〇奨学生に対する貸与の適正性確保

・借り過ぎ防止策として、通算貸与総額の制限及び奨学生の年齢制限について、「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について（審議まとめ）」（平成28年9月21日文部科学省所得連動返還型奨学金制度有識者会議）において、これらの制限を行わない旨が提言されていること等を踏まえつつ、文部科学省と引き続き検討を行った。

・家計支持者の年収が一定額を超える場合の第一種奨学金の貸与月額に制限を設けた（平成 30 年度入学者から適用）。【再掲】

・平成 31 年度予約採用の申込みから、申込者の収入関係書類を取得する負担及び学校担当者の申込書類点検に係る負担を軽減し、より公正・厳格な審査の実現を図るため、マイナンバーを活用して奨学金の申請に係る審査に必要な収

入に関する情報を収集した（平成 30 年度実施）。

○貸与奨学生採用状況

奨学生の新規採用及び平成 31 年度大学等進学予定者の採用候補者決定を以下のとおり行った。

(1)平成 30 年度奨学生新規採用状況

平成 30 年度採用者数は 423,248 人であり、うち予約採用は 303,092 人であった。

また、家計状況が厳しい世帯（年収 300 万円以下）の学生等が安心して教育を受けられるよう設けられた猶予年限特例（※）（第一種奨学金）について 46,001 人を採用した。

（※）猶予年限特例（平成 24 年度から平成 28 年度までは「所得連動返還型無利子奨学金」）とは、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度のことである。

<平成30年度 貸与奨学生新規採用状況>　（単位：人）

区分	採用者数	（うち予約採用）	（うち猶予年限特例）
総 数	423,248	303,092	46,001
第一種 計	197,284	146,125	46,001
大学・短期大学	131,873	103,657	31,743
大学院	24,641	10,874	0
高等専門学校	658	219	348
専修学校（専門課程）	40,101	31,371	13,909
海外留学奨学金	11	4	1
第二種 計	225,964	156,967	0
大学・短期大学	161,002	112,188	0
大学院	2,707	823	0
高等専門学校	164	0	0
専修学校（専門課程）	61,336	43,467	0
海外留学奨学金	755	489	0

(2)平成 31 年度大学等進学予定者に係る採用候補者の決定状況

平成 31 年度大学等進学予定者に係る採用候補者は 394,550 人であり、うち猶予年限特例の該当者は 52,184 人であった。

〈平成31年度　大学等進学予定者に係る貸与奨学生採用候補者決定状況〉

（単位：人）

区分	採用候補者決定数	（うち猶予年限特例）
第一種奨学金	168,152	52,184
第二種奨学金	226,398	—
計	394,550	52,184

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

２　奨学金事業

（２）　給付型奨学金事業の実施

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）				Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）に含む。
従事人員数（人）				Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）に含む。

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
意欲と能力がありながら、経済的理由により進学等を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、平成２９年度から給付型奨学金事業を開始し、給付奨学生の募集、選考、学資の支給等に係る体制を構築し、事業を適切かつ確実に実施する。	意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が極めて困難である者の進学等を後押しするため、平成２９年度から開始した給付型奨学金事業について、機構ホームページや関係資料を通じて学生等及び学校担当者への適切な情報提供を行うとと	意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が極めて困難である者の進学等を後押しするため、平成２９年度から開始した給付型奨学金事業について、機構ホームページや関係資料を通じて学生等及び学校担当者への適切な情報提供を行うとと	〈7-2〉 給付型奨学金事業の実施状況	○給付奨学生の採用状況 平成 29 年度の先行実施を経て、平成 30 年度に本格実施し、18,649 人を採用決定した。 〈給付奨学生の新規採用状況〉　（単位：人） 平成 30 年度：合計 18,649（うち社会的養護を要する人 526） （参考）平成 29 年度：合計 2,503（うち社会的養護を要する人 350） 大学・短期大学：13,918（301）／1,867（213） 高等専門学校：91（5）／6（6） 専修学校（専門課程）：4,640（220）／630（131） ○在籍報告及び適格認定 ・平成 30 年度 7 月及び 10 月の在籍報告について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適切な在籍報告の実施について依頼した（平成 30 年 6 月）。 ・平成 30 年度適格認定について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適切な適格認定の実施について依頼した（平成 30 年 11 月）。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・経済的に極めて困難な状況にある生徒等への支援として給付型奨学金制度を適切に運用したことは評価できる。 ・ホームページ及び学校宛通知等を通じて生徒等及び学校担当者への情報提供を行った上で募集・選考を行い、採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。 ・推薦依頼に先立ち「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針（ガイドライン）」の改定について周知した上で採用候補者の推薦を依頼し、採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。 ・マイナンバーを活用して奨学金の申請に係る審査に必要な

<table>
<tr>
<td></td>
<td>また、制度を安定的に運用し、学生等への支援を確実に実施するため、学資支給基金を造成するとともに区分経理を行い、適切に管理する。</td>
<td>もに、貸与型奨学金事業と同様、高等学校等及び大学等との連携を図ることにより、給付奨学生の募集、選考、学資の支給等を確実に行う。
　また、機構内に学資支給基金を設け、当該業務に充てる費用等について区分経理を行い適切に管理する。</td>
<td>もに、貸与型奨学金事業と同様、高等学校等及び大学等との連携を図ることにより、給付奨学生の募集、選考、学資の支給等を確実に行う。
　また、学資支給基金の運用にあたっては、当該業務に充てる費用等について区分経理を行い適切に管理する。</td>
<td></td>
<td>○平成 31 年度給付奨学生採用候補者の募集・選考
・貸与奨学金と同様、平成31年度予約採用の申込みから、申込者の収入関係書類を取得する負担及び、学校担当者の申込書類点検に係る負担を軽減し、より公正・厳格な審査の実現を図るため、マイナンバーを活用して奨学金の審査に必要な収入に関する情報を収集することについて各高等学校等に周知した（平成 30 年 3 月～5 月）。
・「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針（ガイドライン）」の改定（資産要件の追加等）について高等学校等に周知した（平成 30 年 4 月～5 月）。
・各高等学校等へ「推薦事務のてびき」その他関係書類を送付した（平成 30 年 3 月～4 月）。また、給付奨学金の申込案内をホームページに掲載し周知した（平成 30 年 4 月）。
・各高等学校等に推薦枠を配分し、採用候補者の推薦を依頼した（平成 30 年 5 月）。また、各高等学校等からの採用候補者の推薦については、給付奨学生採用候補者の決定状況を踏まえ、追加推薦枠を配分した（平成 30 年 11 月）。
・給付奨学金の申込予定者等の相談に対応するため、給付奨学金専用のコールセンターを開設し対応した（平成 30 年 5 月～12 月）。
・奨学金の申込みに当たりマイナンバーの提出が必要なことについて、Q&A とともに機構ホームページにより周知を図った。また、マイナンバー提出専用のコールセンターを開設し、マイナンバーの提出方法等の照会に対応した（平成 30 年 5 月～）。
・平成 31 年度進学予定者について、21,205 人の採用候補者を決定した。

＜給付奨学生採用候補者の決定状況＞　（単位：人）
<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">採用候補者数</th></tr>
<tr><th></th><th>うち社会的養護を要する人</th></tr>
<tr><td>平成 31 年度進学予定者</td><td>21,205</td><td>615</td></tr>
<tr><td>（参考）
平成 30 年度進学予定者</td><td>21,139</td><td>603</td></tr>
</table>

○高等学校等及び大学等事務担当者に対する説明会等の実施
・各都道府県教育委員会が主催する高等学校奨学金事務担当者等の会議において、給付奨学金の取扱い等について説明や資料配付を行った（説明 20 府県（22 回）、資料配付のみ 22 都道府県）。
・大学等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金業務の研修会において、平成 31 年度給付奨学生採用候補者の進学後の手続や、在籍報告及び適格認定等の支給中の手続に係る事務について説明した（平成30年10月（8地区10回）、</td>
<td>収入に関する情報を収集したことにより、申請手続の負担軽減及び公正・厳格な審査の実現を図ったことは評価できる。
・学資支給基金に係る業務に充てる費用等を、学資支給業務勘定として区分経理を行い、適切に管理したことは評価できる。</td>
</tr>
</table>

					平成 31 年 3 月（8 地区 10 回））。 〇教育費負担軽減に向けた政府における検討への協力 ・給付奨学金の大幅拡充に資する基礎データを提供するなど、政府における高等教育段階の教育費負担軽減に向けた検討に協力した。 〇学資支給基金の造成と適切な管理 ・学資支給基金に係る業務に充てる費用等は、共通経費を各勘定に配賦する等、法令等に基づき、学資支給業務勘定として区分経理を行い、適切に管理した。	

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

２ 奨学金事業

（３） 適格認定の実施

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	146,800	145,312	147,548	151,678	153,538
従事人員数（人）	18	18	18	19	19

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
大学等との一層の連携により、奨学金の必要性等を奨学生自ら判断させるための指導を行うとともに、大学等が適切な適格認定を行うことができるよう、「適格基準の細目」をより明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与又は給付を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。「適格基準の細	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与又は給付を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。	〈8〉適格認定の実施状況	○貸与奨学金における適格認定の実施状況 ・平成 30 年 10 月に開催した学校担当者向け研修会において、大学等に対して、貸与奨学生の適格基準（学業・人物・経済状況）及び処置の内容について周知し、適格認定の適切な実施について依頼した。 ・平成 30 年度適格認定について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適格認定の適切な実施について、学校に通知した（平成 30 年 11 月）。 ・「奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。 (1)適切な貸与月額の指導 ・平成 30 年 10 月に開催した学校担当者向け研修会で、奨学生に、奨学金の必要性を判断させることや適切な貸与月額を選択させることについて指導するよう周知を図った。 ・振込明細・返還総額（予定）等を印字した「貸与額通知書」を奨学生へ交付し、返還意識の涵養を図った。 ・「貸与額通知書」とともに奨学生へ交付する書類（「『奨学金継続願』の提出手続きについて」）に、辞退や貸与月額の見直し（減額）を検討するよう促す内容を記載した。 ・大学等に対して、奨学金の貸与月額が奨学生の経済状況からみて適切であるかを確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額への減額についての指導を促すため、平成 29 年度適格認定において、各学校が実施した「適切な	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・真に支援を必要とする者に貸与・給付を行うという目的を達成し、かつ適格認定を厳格かつ迅速に行うため、奨学生に対する適格認定に係る基準について大学等に一層の周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に貸与又は給付を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。 ・奨学金の必要性の判断や適切な貸与月額の選択を奨学生自らにさせるために、大学等が奨学生に指導する仕組みを導入し、大学等に周知を図ったことは評価できる。 ・平成 29 年度適格認定における「警告」の認定者全員について実態調査を行い、不適切

<table>
<tr>
<td></td>
<td>目」を明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。

また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。</td>
<td>また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。</td>
<td>また、不適切な認定を防止するための方策を講ずるとともに、適格認定に係る調査を引き続き実施する。</td>
<td></td>
<td>貸与月額への『指導』」結果をとりまとめ、奨学金事務担当者ホームページに公表した（平成 31 年 3 月）。
・必要最小限の貸与月額を選択させる「指導」の徹底については、無作為に抽出した学校（30 校）に対し、「指導」時に使用した面接用紙の提出を求め（平成 30 年 9 月）、個別の内容について点検を行った。

(2)貸与奨学生に係る適格認定処置状況
（単位：件）
<table>
<tr><th>区分</th><th>平成30年度実績
（904,110 件中）</th><th>（参考）
平成29年度実績
（913,944 件中）</th></tr>
<tr><td>奨学金廃止（学業成績不振者等）</td><td>10,243
（1.1%）</td><td>8,984
（1.0%）</td></tr>
<tr><td>奨学金停止（学業成績不振者等）</td><td>9,767
（1.1%）</td><td>9,458
（1.0%）</td></tr>
<tr><td>警告（学修評価が著しく劣る者等）</td><td>18,212
（2.0%）</td><td>17,077
（1.9%）</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>38,222
（4.2%）</td><td>35,519
（3.9%）</td></tr>
</table>

〇貸与奨学金における適格認定実態調査
(1)平成 29 年度適格認定に係る実態調査の実施
平成 29 年度適格認定による「警告」について、以下の調査を実施した（平成 30 年 6 月）。
また、調査結果をとりまとめて奨学金事務担当者ホームページにて公表した（平成 31 年 3 月）。

［調査内容］
「警告」と認定した全件（17,015 件 956 校）の中に、本来「廃止」若しくは「停止」と認定すべき「卒業延期確定者」がいないかを調査し、その結果 4 件 4 校の不適切な認定事例を確認した。

(2)調査結果に基づく対応
①改善計画書による確認
不適切な認定のあった学校 4 校に対して改善計画書の提出を求め、「卒業延期確定者」を「廃止」若しくは「停止」と認定しなかった理由及び改善事項等について確認した。</td>
<td>な認定のあった学校への適切な対応や防止策の周知を行い、制度の適正な運用に努めたことは評価できる。</td>
</tr>
</table>

					②不適切な認定の是正 不適切な認定が確認された 4 件については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」若しくは「停止」と認定するよう要請し、適切に処理されたことを確認した。 (3)不適切な認定の防止 不適切な認定事例の発生を防止するため、平成 30 年度適格認定において、適格認定期間に卒業予定期が確定しない者に係る認定処理方法等をまとめ、「適格認定処理要領」に記載した。 〇不適切な認定への対応 ー「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」(是正改善要求)(平成 26 年 10 月 30 日会計検査院)における指摘事項 平成 26 年度適格認定より学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めることとし、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生への配付物等にその旨を明記した。また、平成 30 年 10 月及び平成 31 年 3 月に開催した学校担当者向け研修会や平成 31 年 2 月に開催した奨学業務連絡協議会においても、当該取扱いに係る資料を配付のうえ、周知を図った。更に、平成 30 年度「奨学事務の手引」や奨学生として採用決定した際に本人に配付する「奨学生のしおり」にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。 〇給付奨学金における適格認定の実施状況 ・平成 30 年 10 月に開催した学校担当者向け研修会において、大学等に対して、給付奨学生の適格基準(学業・人物・経済状況)及び処置の内容について貸与奨学金と異なる点に重点を置いて周知し、適格認定の適切な実施について依頼した。 ・平成 30 年度適格認定について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適格認定の適切な実施について、学校に通知した(平成 30 年 11 月)。【再掲】 ・「給付奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り等の設問に回答させることによって、給付奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。	

<給付奨学生に係る適格認定処置状況>　（単位：件）

区分	平成30年度実績 （20,615 件中）	（参考） 平成29年度実績 （2,470 件中）
給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還が必要】	137 （0.7%）	8 （0.3%）
給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還不要】	176 （0.9%）	6 （0.2%）
給付奨学金停止（学業成績不振者等）	279 （1.4%）	26 （1.1%）
警告（学修評価が劣る者）	889 （4.3%）	84 （3.4%）
合計	1,481 （7.2%）	124 （5.0%）

〇給付奨学金における適格認定実態調査

(1)平成 29 年度適格認定に係る実態調査の実施

平成 29 年度適格認定による「警告」について、以下の調査を実施した（平成 30 年 8 月）。

また、調査結果をとりまとめて奨学金事務担当者ホームページにて公表した（平成 31 年 3 月）。

［調査内容］

「警告」と認定した全件（84 件 52 校）の中に、本来「廃止」若しくは「停止」と認定すべき者がいないかを調査し、その結果、不適切な認定事例は 0 件だった。

(2)調査結果に基づく対応

不適切な認定が確認された者については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」若しくは「停止」と認定するよう要請し、また、学校に対して改善計画書の提出を求めるところだが、不適切な認定が存在しないため、是正指導等は実施していない。

(3)不適切な認定の防止

不適切な認定事例の発生を防止するため、平成 30 年度適格認定において、適格認定期間に成績が確定しない者に係る認定処理方法等をまとめ、「適格認定処理要領」に記載した。

					○不適切な認定への対応 学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めることとし、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生への配付物等にその旨を明記した。また、平成 30 年 10 月及び平成 31 年 3 月に開催した学校担当者向け研修会や平成 31 年 2 月に開催した奨学業務連絡協議会においても、当該取扱いに係る資料を配付のうえ、周知を図った。更に、平成 30 年度「奨学事務の手引」や奨学生として採用決定した際に本人に配付する「奨学生のしおり」にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。	

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

２　奨学金事業

（４）　返還金の回収促進

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	5,462,466	6,013,156	7,635,706	8,188,466	7,141,497
従事人員数（人）	193	187	204	204	208

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)当年度分回収率（年度計画値）	中期目標期間中に96%とする。	—	95.82%以上	95.88%以上	95.93%以上	95.97%以上	96.00%以上
（実績値）	—	95.75%	96.4%	96.7%	96.8%	97.0%	97.0%
（達成度）※基準値と年度計画値の差を 100%とする。	—	—	928.6%	730.8%	583.3%	568.2%	500.0%
(2)要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率（年度計画値）	平成 25 年度実績に対して中期目標期間中に 20%以上削減する。	—	6.02%以上	10.40%以上	14.28%以上	17.19%以上	20.00%以上
（実績値）	—	0.921%	0.876% ※対 25 年度削減率 4.89%	0.808% ※対 25 年度削減率 12.27%	0.848% ※対 25 年度削減率 7.93%	0.879% ※対 25 年度削減率 4.56%	0.926% ※対 25 年度削減率 △0.54%
（達成度）※年度計画値を100%とする。	—	—	81.2%	118.0%	55.5%	26.5%	△2.7%
(3)総回収率（年度計画値）	中期目標期間中に83%以上とする。	—	82.75%以上	82.87%以上	82.93%以上	82.97%以上	83.00%以上

（実績値）	—	82.56%	84.8%	85.9%	86.9%	87.7%	88.3%
（達成度） ※基準値と年度計画値の差を 100%とする。	—	—	1,178.9%	1,077.4%	1,173.0%	1,253.7%	1,304.5%

① 返還金回収状況の把握と分析

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
奨学金貸与事業は返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施・強化し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。	毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。	外部有識者で構成する委員会において、返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、返還促進方策の効果を検証する。 また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。	〈9〉回収状況の把握・分析等の実施状況	○平成 30 年度債権管理・回収等検証委員会における回収状況の定量的把握・分析、返還促進方策の効果の検証 債権管理・回収の適切性等を検証するとともに、必要な改善策等の検討を目的として、外部有識者及び金融関係者等で構成される「債権管理・回収等検証委員会」を平成 30 年度に 3 回開催した（平成 30 年 11 月、平成 31 年 1 月、3 月）。 本委員会では、直近の回収状況や各種回収施策の効果、返還者に関する情報の調査結果等について、外部シンクタンクの定量的な分析結果等を参考に審議を行った。その結果、機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善しているとの結論を得た。 ○平成 30 年度債権管理・回収等検証委員会報告書からの提言 機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善している。 今後の回収促進策を考える上で、これまでの取組を継続していくことは重要であるが、更なる回収促進を図るべく、以下の各種施策を行うことが必要である。 (1) コンビニ払の拡充による入金反映の迅速化と新しい入金方法の検討 口座未加入者の主な支払方法である払込票による金融機関窓口での払込みでは入金の把握に時間がかかる場合があることから、入金情報の早期把握が出来ず、延滞解消の対策が後手に回り、延滞の解消が遅延している可能性がある。このため、口座未加入者や初期延滞者に対して、適時に入金の把握が可能となる支払方法を導入し、支払方法の改善を図る必要がある。現在、機構において払込票による「コンビニ払」の拡充について検討されており、その実現が望まれるところである。また、「コンビニ払」は、スマートフォンのアプリ等の利用により紙媒体をほとんど使用しないことも可能となるため、機構や返還者双方の負担の軽減にもつながることが期待できる。更に、現状における決済方法においては種々の規格が登場しており、導入に際しコスト等を考慮すると、引き続き新しい支払方法について検討していく必要があると	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・外部有識者で構成する債権管理・回収等検証委員会において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務改善等の効果について検証を行ったことは評価できる。 ・同委員会において、今後の更なる回収促進に向けた施策提言をとりまとめたことは評価できる。 ・平成 29 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果に基づき、回収促進のための取組を実施したことは評価できる。

					考えられる。 (2) スカラネット・パーソナルのアプリ化の検討 学生層のスマートフォン利用率の高さと利便性向上のための機能の拡張性を考慮して、スカラネット・パーソナルのアプリ化について検討を進める必要があると考える。また、アプリ化の検討にあたっては、スカラネット・パーソナルが在学中の継続願の提出（適格認定）においても利用されていることから、学校の事務処理負担軽減の観点も取り入れることが望まれる。アプリ化により実現可能なプッシュ通知機能等を用いて口座引落日や延滞情報等を通知することにより、機構は能動的に情報発信することができることから、回収施策においても有効的だと考えられる。更に手続の電子化等も可能になると思われることから、検討にあたっては機能の拡張性も考慮して検討することが望まれる。 (3) 本人、連帯保証人、保証人以外の第三者（親族等）への情報提供 機構のコールセンターへ本人、連帯保証人、保証人以外の第三者から返還状況に関する問合せがきたとしても、個人情報保護の観点から回答できない。しかし、債務者ではない第三者であっても、親や配偶者の場合には本人の代理であったり、機構からの通知等への不安から電話での照会を行われたりすることがある。第三者からの照会は無延滞者からの方が多く入っており、機構からの通知等を工夫することで照会が減る可能性があり、理解しやすい通知文等について検討されることが望まれる。 また、本人から情報を確認してもらうことへ誘導することが可能と考えられるが、督促等の通知の場合であれば現在の状況を確認したいという思いについては理解できる。返還状況等を第三者に開示するための開示可能な開示先や情報の範囲及びそのために必要な手続について、個人情報保護法等との法的な整理を踏まえて検討することが望まれる。 （参考）平成 30 年度債権管理・回収等検証委員会審議経過 ・第 1 回 平成 30 年 11 月 6 日 ・第 2 回 平成 31 年 1 月 28 日 ・第 3 回 平成 31 年 3 月 6 日 〇平成 29 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた平成 30 年度取組 (1)新たに 3 ヶ月以上延滞となる債権の抑制にかかる施策 ①支払方法の改善 コンビニ払の拡充による入金反映の迅速化と新しい入金方法の導入にかかる検討を行った。	

					②インターネット環境での情報発信機能の充実 ・スカラネット・パーソナルの画面及び文字配色の整理、視覚障害者が利用することを考慮した構成変更、届出機能画面の改良等Webアクセシビリティの向上を行った。 ・平成30年度には新規取組事項として、スカラネット・パーソナルをモバイル端末で利用する際に、端末に応じて操作性・視認性を確保したレイアウトとなるよう機能改善した。 ③携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）の活用 ・平成 30 年 7 月末に猶予切れ通知（猶予期間が終了することを知らせる通知）が送付された者のうち、猶予願の提出がない者で、かつ返還期日が平成 30 年 10 月の者（口座状態が「口座返還中」以外）への払込みと口座振替の手続（リレー口座加入手続）の案内を送信した（平成 30 年 9 月）。 ・平成 30 年 7 月末に猶予切れ通知が送付された者のうち、猶予願の提出がない者で、かつ平成 30 年 10 月に口座振替がかかる予定の者（口座状態が「口座返還中」）への口座入金の案内を送信した（平成 30 年 9 月）。 (2)適切な貸与額・返還額の周知及び設定 「スカラシップ・アドバイザー派遣事業」の実施 ・ガイダンスにおいて、新設された貸与月額について説明している。また、ワーク（受講者による資金計画の作成）の中で、学生生活に必要な最低限の資金を奨学金として貸与を受けるよう考える機会を設けている。併せて、所得連動返還方式や減額返還制度等の説明を行った。 派遣件数 平成 29 年度派遣件数　　:181 件 平成 30 年度派遣件数　　:597 件 「進学マネー・ハンドブック」 ・要請のあった高等学校へ追加配布したことに加え、全高等専門学校へも配布した。 (3)その他の施策 機関保証債務者の親族への情報提供 ・機関保証債務者の親族への情報提供だけでなく、人的保証における本人、連帯保証人、保証人以外の第三者（親族）への情報提供について検討した。	

② 回収の取組

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とする。	返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とする。	返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とすることを目指す。	<10> 当年度分回収率 S:回収率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A:96.05%以上 B:96.00%以上96.05%未満 C:95.95%以上96.00%未満 D:95.95%未満	○当年度分回収率 <当年度分回収率> 区分 / 平成30年度 / (参考)平成29年度 / 前年度比 要回収額 / 649,036百万円 / 615,539百万円 / 33,497百万円増 回収額 / 629,438百万円 / 596,891百万円 / 32,547百万円増 回収率 / 97.0% / 97.0% / 同値 <参考:新規返還者の回収率> 区分 / 平成30年度 / (参考)平成29年度 / 前年度比 要回収額 / 24,285百万円 / 24,529百万円 / 244百万円減 回収額 / 23,628百万円 / 23,882百万円 / 253百万円減 回収率 / 97.3% / 97.4% / 0.1ポイント減	〈評定〉A 〈評定根拠〉 貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、当年度分回収率が97.0%に達し、年度計画値96.00%を大きく上回ったことは評価できる。
また、要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善す	要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。	要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善すること	<11> 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率 S:改善率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果	○要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の状況 新たな3ヶ月以上の延滞を抑制するためには、延滞の早期における解消とともに、在学中の指導も含めた返還意識の涵養や奨学金制度に関する正しい理解の促進が重要であることを踏まえ、以下のとおり様々な施策を実施した。 (1)奨学金申込前及び貸与中の奨学生への指導等 ①借り過ぎ防止策の実施 貸与額が高額となることが返還に与える影響等を勘案し、奨学金の借り過ぎ防止策として、「第二種奨学金における貸与期間の制限」、「併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等」、「申込時における過去の奨学生番号の届出」を平成28年度採用者より着実に実施している。 ②貸与月額の見直し【再掲】 真に必要な額を貸与するとともに、貸与額の適正化を図るため、以下のとおり貸与月額を見直した。 ・第一種奨学金の貸与月額を新設するとともに、家計支持者の年収が一定	〈評定〉C 〈評定根拠〉 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の平成25年度同割合に対する削減率は△0.54%となり、平成26年度以降初めて、平成25年度同割合を上回った。 新たに延滞3ヶ月以上となった債権の要返還債権全体に占める構成比は、基準年の平成25年度を含め、0.8～0.9%である。対象が要返還債権全体の

	る。		を目指す。	が得られている A:24.00%以上 B:20.00%以上24.00%未満 C:16.00%以上20.00%未満 D:16.00%未満	額を超える場合の貸与月額に制限を設けた(平成 30 年度入学者から適用)。 ・第二種奨学金は、2 万円から 12 万円まで 1 万円単位で選択できるよう貸与月額を増やした(平成 30 年度以降、第二種奨学金の希望者(貸与中の者を含む)に適用)。 ③大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組 採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、返還説明会用のマニュアルを改訂し、各大学等に配付するなどの取組を実施した。 ④「奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があること及び貸与終了後は返還の義務があることを再認識するよう促した。 ⑤スカラシップ・アドバイザー派遣事業 スカラシップ・アドバイザー派遣事業とは、高校生等が、進学後の経済的な状況についての不安を払拭するとともに安心して奨学金を利用するため、必要な知見を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高校等に派遣する事業であり、平成 30 年度は派遣対象を大学等のオープンキャンパス等まで拡大した。 (2)返還者への指導等 ①初期延滞債権に係る督促 ・振替不能 1～3 回目の者に対して振替不能通知の送付及び督促の架電を行った(振替不能 2 回目は連帯保証人、振替不能 3 回目は連帯保証人及び保証人への通知・架電も併せて実施)。 ・延滞 3 ヶ月以上の者については回収業務をサービサーに委託し、督促のほか、返還期限猶予の願出に係る指導、個人信用情報機関への登録に関する注意喚起、法的措置や代位弁済に関する注意喚起を行った。 ②学校と連携した卒業生に対する働きかけ 学校長から卒業生への働きかけを依頼する取組を平成 26 年度より実施しており、平成 30 年度は以下のとおり実施した。 ・実施時期:各学校にて適当と思われる時期 ・実施方法:文書送付及びメール送信に加えて、ホームページ・SNS・同窓会誌等への掲載など ③返還期限猶予制度の周知 返還が困難になった場合の救済制度として、引き続きより一層の周知を図るため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「返還を始める皆さんへ(動画)【返還 DVD】」を機構ホームペ	1%未満と小さいため、機構の施策の効果が実績として現れにくいという点があり、また、要返還債権数に占める 3 ヶ月以上延滞債権全体(新規を含む)の割合は、平成 25 年度と比較して、32.94%の改善となり、機構設立以来、毎年度、一貫して改善方向に向かっている。 平成 30 年度において平成 25 年度同割合を上回った要因の一つとして、返還期限猶予審査にマイナンバーの活用を本格的に導入したことに伴う申請書類の不備・不足の増加が、当該指標の実績値に影響を及ぼしたものと考えられる。 要返還債権全体に対する延滞抑制のための取組としては、在学中には、借り過ぎ防止策の実施、返還意識の涵養を図り、返還開始後は、初期延滞者への督促、学校と連携した働きかけ、救済制度の周知等を実施し、また、申込前の段階においても、奨学金事業について正しい理解を促進するための広報活動を強化している。このように要返還債権全体に対する取組を一層強化している状況や、当年度分回収率、総回収率の状況を考慮しても、返還金の回収状況は、全体として健全な方向に推移していると言える。 これらのことを踏まえて C 評定とする。

ージに掲載した。
また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や両制度の違いをわかりやすく説明をしたリーフレットを、「返還開始のお知らせ」に同封した。リーフレットは、減額返還制度について割賦金を3分の1に減額して返還する制度の新設に合わせ内容を更新した。

④携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）を用いた働きかけ
平成 29 年度までの取組は、規模を拡大し、引き続き実施した。

・口座未加入者及び減額返還・返還期限猶予の適用期間が満了する返還者を対象とした口座加入督促及び返還期限猶予制度等の案内（平成 30 年 11 月、平成 31 年 1 月、2 月）17,914 件
・機関保証で振替不能 3 回目の督促架電が不通話であった返還者に対する口座入金の督促（平成 31 年 1 月～3 月）4,946 件
・平成 30 年 10 月の新規返還開始者のうち、口座振替において「残高不足以外の理由による振替不能であった債権で払込用紙による請求に移行した返還者に対する口座手続きの督促（平成 30 年 1 月～3 月）78 件
・平成 30 年 3 月に学校を退学若しくは奨学金が廃止になった者に対する初回振替日前の返還開始(振替日)の案内（平成 30 年 10 月）8,235 件

平成 29 年度までの取組に加え、平成 30 年度は SMS による下記の働きかけも実施した。

・平成 30 年 7 月末に猶予切れ通知（猶予期間が終了することを知らせる通知）が送付された者のうち、猶予願の提出がない者で、かつ返還期日が平成 30 年 10 月の者（口座状態が「口座返還中」以外）への払込みと口座振替の手続（リレー口座加入手続）の案内（平成 30 年 9 月）774 件
・平成 30 年 7 月末に猶予切れ通知が送付された者のうち、猶予願の提出がない者で、かつ平成 30 年 10 月に口座振替がかかる予定の者（口座状態が「口座返還中」）への口座入金の案内（平成 30 年 9 月）8,519 件
・猶予を申請せず新たに延滞 2 ヶ月となった者に対する振替日前の入金督促（平成 31 年 3 月）5,820 件

平成 30 年度送信件数 46,286 件（前年度比 17,408 件増）

<要返還債権数に占める当該年度に新たに 3 ヶ月以上延滞債権となった債権数>

区分	平成30年度	（参考） 平成29年度	【基準】 平成25年度
要返還債権数（A）	4,664,770件	4,525,691件	3,788,801件
新たに3か月以上延滞債権となった債権数（B）	43,213件	39,775件	34,890件
割合　（B÷A）	0.926%	0.879%	0.921%

対平成25年度削減率	△0.54%	4.56%	—	

<参考:要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権となった債権数>

区分	平成30年度	(参考) 平成29年度	【基準】 平成25年度
要返還債権数(A)	4,664,770件	4,525,691件	3,788,801件
3か月以上延滞債権数(B)	166,028件	166,577件	201,064件
割合 (B÷A)	3.559%	3.681%	5.307%
対平成25年度削減率	32.94%	30.64%	—

総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に83%以上にする。

総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に83%以上にする。

総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に83%以上にすることを目指す。

<12> 総回収率
S:総回収率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
A:83.09%以上
B:83.00%以上83.09%未満
C:82.91%以上83.00%未満
D:82.91%未満

○総回収率

<総回収率>

区分	平成30年度	(参考)平成29年度	前年度比
要回収額	729,195百万円	696,507百万円	32,688百万円増
回収額	643,713百万円	611,092百万円	32,621百万円増
回収率	88.3%	87.7%	0.6ポイント増

<参考1:繰上返還額を考慮した場合の回収率>
前年度までに行われた繰上返還によって返還済となっている額及びこれを加えた回収率は以下のとおりである。

区分	平成30年度	(参考)平成29年度
繰上額	1,331億円	1,228億円
回収率	90.1%	89.6%

<参考2:割賦の区分別回収実績>

割賦の区分 (期首)	要回収額 (千円)	回収額 (千円)	回収率(%)	
			平成30年度	(参考) 平成29年度
8年以上延滞	19,532,340	1,468,406	7.5	9.0
1年以上8年未満	44,257,056	4,545,961	10.3	10.7
7年以上8年未満	4,251,809	425,975	10.0	10.2
6年以上7年未満	4,980,042	474,995	9.5	10.1
5年以上6年未満	5,726,684	543,929	9.5	10.3

〈評定〉A

〈評定根拠〉
貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、総回収率が88.3%に達し、年度計画値83.00%を大きく上回ったことは評価できる。

4年以上5年未満	6,383,872	629,041	9.9	10.2
3年以上4年未満	6,974,494	707,355	10.1	10.2
2年以上3年未満	7,774,326	780,841	10.0	10.8
1年以上2年未満	8,165,830	983,825	12.0	12.2
1年未満	16,369,249	8,260,985	50.5	47.4
3月以上1年未満	8,438,542	2,501,419	29.6	26.9
3月未満	7,930,707	5,759,566	72.6	70.5
○延滞分計	80,158,646	14,275,351	17.8	17.5
○当年度分	649,036,285	629,437,512	97.0	97.0
総回収実績	729,194,931	643,712,864	88.3	87.7

（注）総計は四捨五入の都合上、一致しない場合がある。

回収の取組として、以下の施策を推進する。

ア．リレー口座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。

回収の取組として、以下の施策を推進する。

ア．口座振替による返還を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。

〈13〉 リレー口座の加入徹底及び返還相談に係る取組状況

○リレー口座（口座振替）加入徹底の取組

・学校に対して、採用時説明会や返還説明会を実施し、リレー口座加入の手続を徹底するよう協力を求めるとともに、加入率の低い学校には機構職員を派遣して指導の充実等を要請した。

・口座未加入者に対して、携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）による加入督促を行った。

(1)新規返還開始者に係るリレー口座（口座振替）加入率

区分	平成30年度	(参考)平成29年度
総合	99.7%	99.8%
無利子	99.8%	99.8%
有利子	99.7%	99.7%

(2)返還者全体に係るリレー口座（口座振替）加入率

区分	平成30年度	(参考)平成29年度
総合	97.9%	97.8%
無利子	97.7%	97.5%
有利子	98.0%	97.9%

○コールセンターによる返還相談

・奨学金返還相談センター受託業者と適宜情報交換しながら、オペレータ向けマニュアルを更新し、コールセンターによる返還相談の充実を図った。

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

・受託業者と連携して、適宜必要な体制を確保しながらコールセンターを運営し返還の相談を実施したことは、評価できる。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>・返還者への文書発送時等、相談業務の繁忙期にはオペレータを増員する等、適時適正な人員を確保するよう努めた。
・コールセンターに寄せられた返還者からの意見を反映し、ホームページや申請用紙等の説明を、よりわかりやすい内容に改める等、改善を図った。</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>イ．初期段階の延滞者に対しては、早期における督促の集中実施を行うほか、民間委託を活用し返還金回収を行う。</td>
<td>イ．原則として、延滞4ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する（期間は約５ヶ月間）。回収委託の結果、延滞解消または法的処理移行しない者については、引き続き回収業務を委託する。</td>
<td>〈14〉 初期延滞における督促の実施状況</td>
<td>○初期延滞債権の回収委託実施状況
(1)振替不能者への振替不能通知発送及び督促架電
振替不能 1 回目の者が 2 回目以降連続して振替不能となることを抑止するため、本人、連帯保証人等に対し、通知を発送し、督促架電を実施した。
・振替不能 1 回目…本人への通知及び架電
・振替不能 2 回目…本人及び連帯保証人（人的保証）への通知及び架電
・振替不能 3 回目…本人、連帯保証人及び保証人（人的保証）への通知及び架電
〈督促架電の状況〉
<table>
<tr><th>区分</th><th>平成30年度</th><th>(参考)平成29年度</th></tr>
<tr><td>架電件数</td><td>1,822,895件</td><td>1,818,337件</td></tr>
</table>

(2)延滞 3 ヶ月以上の者に係る回収委託
早期における督促の集中的実施を図るため、延滞 3 ヶ月以上となった初期延滞者に係る回収業務をサービサーに委託した。
サービサーにおいて、返還期限猶予の願出に係る指導を行うとともに、早期の延滞解消を図るため以下の取組を行った。
・個人信用情報機関への登録対象となっている者に対しては、架電により登録に関する注意喚起を実施
・法的措置や代位弁済を前提とした強い督促の文言を記載した通知の送付
また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した（10,920 件）。

〈初期延滞債権の回収委託実績〉
<table>
<tr><th></th><th>回収</th><th>猶予</th></tr>
<tr><td>件数</td><td>46,139 件</td><td>9,681件</td></tr>
<tr><td>回収金額</td><td>3,179,887 千円</td><td>－</td></tr>
</table>
（委託開始当初の委託件数 99,121 件
〃 請求金額 5,564,545 千円）
（注 1）「件数」は債権数である。
（注 2）「回収金額」とは委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。</td>
<td>〈評定〉Ｂ

〈評定根拠〉
・初期延滞債権について、督促架電及び回収業務をサービサーに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。</td>
</tr>
</table>

（注 3)「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。
（注 4)「猶予」とは、サービサーから返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。

ウ．中長期段階の延滞者に対しては、民間委託を活用した回収を行うほか、法的処理による督促及び回収を行う。

ウ．中長期段階の延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するほか、計画的に法的処理を行う。

〈15〉 中長期延滞における督促の実施状況

〇中長期延滞債権の回収委託実施状況

中長期延滞債権については、延滞 2 年半以上 8 年未満（平成 29 年度以降契約分については延滞 2 年半以上 9 年未満）かつ 6 月以上入金なし（平成 29 年度以降契約分については 3 月以上入金なし）である債権の回収業務を計画的にサービサーへ委託した。

また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した。

〈平成30年4月～平成31年3月回収委託実績〉

①平成28年度契約分　回収委託（委託時延滞2年半以上8年未満）

	回収	猶予
件数	1,166 件	23件
回収金額	115,863 千円	―

（平成 30 年度当初の委託件数　3,203 件
〃　　請求金額　2,991,616 千円）

②平成29年度契約分　回収委託（委託時延滞2年半以上9年未満）

	回収	猶予
件数	3,166 件	79件
回収金額	603,017 千円	―

（平成 30 年度当初の委託件数　4,490 件
〃　　請求金額　3,619,044 千円）

③平成30年度契約分　回収委託（委託時延滞2年半以上9年未満）

	回収	猶予
件数	2,329 件	79件
回収金額	234,488 千円	―

（委託開始当初の委託件数　4,607 件
〃　　請求金額　3,154,113 千円）

④委託継続分

〈評定〉B

〈評定根拠〉

・中長期延滞債権について、東日本大震災の被災者に配慮しつつ、中長期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。

	回収	猶予
件数	14,536 件	80件
回収金額	2,104,995 千円	ー

（平成 30 年度当初及び委託開始当初の委託件数　17,632 件
〃　　請求金額　17,001,924 千円）

（注 1)「件数」は、債権数である。
（注 2)「回収金額」とは、委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。
（注 3)「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。
（注 4)上記②及び③の回収委託については、一部入金があるものの延滞解消の見込がない債権も含まれる。
（注 5)「猶予」とは、サービサーから返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。

<東日本大震災への対応>
東日本大震災の災害救助法適用地域居住者のうち、沿岸部の居住者に対し、当初委託期間中（平成 27 年 9 月～平成 29 年 3 月）に一部入金があるがなお延滞解消に至らない者に対して、平成 29 年 4 月から委託の継続を実施し、平成 30 年 4 月以降も継続して実施した。
（原発被災地域については、引き続き督促の対象から除外。）

⑤委託継続分　東日本大震災に係る災害救助法適用地域（沿岸部）

	回収	猶予
件数	84 件	2件
回収金額	14,690 千円	ー

（平成 30 年度当初の委託件数　107 件
〃　　請求金額　85,525 千円）

（注 1)「件数」は、債権数である。
（注 2)「回収金額」とは、委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。
（注 3)「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。
（注 4)「猶予」とは、サービサーから返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。

〈16〉 法的処理の実施状況

〇法的処理実施状況

法的処理の対象を定めた「平成30年度法的処理実施計画」において、平成26年度財政融資資金本省資金融通先等実地監査における指摘事項への対処方針を踏まえ、平成29年度に引き続き返還誓約書未提出者に対する優先的な法的処理の実施を含め、計画的に法的処理を実施した。

返還者本人が住所不明等のため法的処理の条件が調わない場合には、「延滞債権に係る法的処理の方針について」に基づき、連帯保証人又は保証人に対して法的処理を実施した。

(1)初期延滞債権に係る法的処理

延滞3ヶ月以上となった者を対象に回収委託を実施し、それでもなお原則として入金がなく延滞9ヶ月以上となった者に対して、順次「支払督促申立予告」以降の法的処理を実施した。

(2)中長期延滞債権に係る法的処理

①返還誓約書未提出者

平成29年度末時点で延滞1年以上であり、1年以上入金のない者（過去に一度も入金がない者を含む）を対象に、優先して法的処理を実施した。

②返還誓約書提出者

平成29年度末時点で延滞1年以上であり、1年以上入金のない者(過去に一度も入金のない者を含む)を対象に、法的処理を実施した。

また、時効中断を目的として、平成28年度末時点で延滞8年以上であり8年以上入金のない者を対象に、法的処理を実施した。

〈法的処理実施状況〉 （単位：件）

区分	平成30年度	（参考）平成29年度	前年度比
支払督促申立予告	17,604	17,621	99.9%
支払督促申立	8,068	8,659	93.1%
仮執行宣言付支払督促申立	2,064	2,042	101.1%
強制執行予告	3,720	3,998	93.0%
強制執行申立	582	489	119.0%
強制執行	340	344	98.8%
和解	4,683	4,776	98.1%

（注）件数は、債権数である。

〈評定〉B

〈評定根拠〉

法的処理の対象を定めた「法的処理実施計画」を策定し、これに基づいて適切に処理を行ったことは評価できる。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>
<〈平成30年度支払督促申立予告処理の実施結果〉　（単位：件）
<table>
<tr><th>区分</th><th>件数</th><th>割合</th></tr>
<tr><td>応答があったもの（入金・猶予等）</td><td>7,284</td><td>41.4%</td></tr>
<tr><td>対応中（支払督促申立準備中等）</td><td>5,612</td><td>31.9%</td></tr>
<tr><td>支払督促申立実施</td><td>4,708</td><td>26.7%</td></tr>
<tr><td>実施総数</td><td>17,604</td><td>100%</td></tr>
</table>
(注1)支払督促申立予告については、平成30年度（平成30年4月～31年4月）毎月発送した。
(注 2)計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>エ．延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。</td>
<td>エ．延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。</td>
<td>〈17〉　延滞者の実態調査の実施状況</td>
<td>
○延滞者の実態調査（奨学金の返還者に関する属性調査）の実施
(1)平成 29 年度実施調査の結果公表
平成 29 年度に実施した調査については、集計・分析結果をホームページに公表した（平成 31 年 3 月）。

(2)平成 30 年度調査の実施
延滞者の実態を把握するため、平成 29 年度に引き続き、延滞者及び無延滞者から対象を抽出して「奨学金の返還者に関する属性調査」を実施した（平成 31 年 1 月）。回答者の利便性を考慮し、回答方法については、平成 29 年度に引き続き、Web と郵送を併用し、期日までに回答のない者へは督促を行った。

<〈回答率（延滞者分）〉
<table>
<tr><th>区分</th><th>平成30年度</th><th>（参考）平成29年度</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>19,658件</td><td>19,628件</td></tr>
<tr><td>回答者</td><td>3,023件</td><td>3,329件</td></tr>
<tr><td>回答率</td><td>15.4%</td><td>17.0%</td></tr>
</table>
○回収促進策への反映
調査の結果より、返還中の者の中には、返還期限猶予制度を知らないと回答した者が一定数いたことから、返還開始前の周知を図るため、平成 29 年度に引き続き、各学校に対して在学猶予中の者のデータ提供をし、在学猶予手続の周知の徹底及び在学猶予期間が終了する奨学生に対する返還指導の徹底を依頼した（平成 30 年 9 月）。
また、各学校における返還指導に資するため、奨学業務連絡協議会において、返還説明会の確実な実施、返還方法等の説明、延滞した場合の督促に関する周知等を行った（平成 31 年 2 月）。
</td>
<td>
〈評定〉Ｂ

〈評定根拠〉
・平成 29 年度に実施した調査の集計・分析結果を公表したことは評価できる。
・延滞者の実態把握のため、回答の督促も含めて着実に実施したことは評価できる。
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>オ．無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</td>
<td>オ．無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</td>
<td>〈18〉 住所調査の実施状況</td>
<td>〇住所調査の実施
(1)役場照会等による住所調査
平成30年度も引き続き、無延滞者を含む住所不明者を対象とする役場への住所照会業務等の外部委託を活用して住所調査を実施し（553,855件）、定期会合の場で進捗管理を適切に行った。

(2)住民基本台帳ネットワークシステムを利用した住所調査（J-LIS 住調）
平成30年4月より、住所不明者のうち至急判明が必要な振替不能通知及び回収委託通知の返戻分を対象として、基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）による J-LIS 住調を実施した（108,918件）。

(3)学校への協力依頼
年度初頭に、各学校へ卒業生の住所情報の提供が可能であるか照会し、可能と回答のあった学校から、年3回、住所調査が必要な卒業生の住所情報の提供を受けた。更に、その情報に基づいて対象の卒業生へ転居届を郵送し、判明した新住所を登録した。

(4)その他の調査
役場照会による住所調査の実施結果が「該当者なし」であった者等について、以下のとおり実施した。
・機構に登録されている携帯電話へ SMS（ショートメッセージサービス）を一斉送信し、機構への住所確認の連絡を求めた。これを年4回、17,877件に送信したところ、3,462件の住所が判明した。
・平成29年度に引き続き、電話番号クリーニング（全国の固定・携帯電話履歴データを保持する業者に電話番号を照会）した（9,315件）。その結果が、「移転先電話番号判明」及び「電話番号変更履歴なし」であった者のうち、住所状態が返戻になっている者3,000件について架電したところ、933件の住所が判明した。

(5)実施結果
(1)～(4)の調査等の結果、平成 30 年度末の住所不明数は以下のとおりとなった。
〈住所不明数〉
<table>
<tr><th>区分</th><th>平成30年度末</th><th>（参考）
平成29年度末</th><th>前年度比</th></tr>
<tr><td>住所不明数</td><td>17,067人</td><td>28,055人</td><td>△10,988人</td></tr>
</table>
（注）「住所不明」とは、機構からの発送物が返戻となった後、新しい（正しい）住所が判明・登録されるまでの状態である。</td>
<td>〈評定〉B

〈評定根拠〉
・無延滞者を含む住所不明者に対して、SMS（ショートメッセージサービス）の活用や学校との協力、外部委託の活用等による追跡調査により、住所調査の徹底を図ったことは評価できる。
・平成 30 年度より新たに J-LIS（住民基本台帳ネットワークシステム）を活用した住所調査を実施し、住所不明数を減少させたことは評価できる。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>カ．延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。</td>
<td>カ．対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行う。</td>
<td>〈19〉 個人信用情報機関の活用状況</td>
<td>○個人信用情報機関の活用
・個人信用情報の登録に同意している初期延滞者に対しては、複数回の文書送付（延べ 1,029 千通）及び架電により、このまま延滞状態が継続した場合には登録されることを注意喚起することによって延滞長期化の抑制を図った。
・併せて返還期限猶予制度の周知を行い、該当する場合は願出を提出するよう促した。
・文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞 3 ヶ月以上となった者については、個人信用情報機関へ登録した。

〈個人信用情報機関への登録状況〉
<table>
<tr><th>平成30年度</th><th>（参考）平成29年度</th></tr>
<tr><td>26,687件</td><td>25,288件</td></tr>
</table>
（注）登録件数は債権数であり人員ではない。

○個人信用情報機関への誤登録事案に係る再発防止について
平成 27 年度に発覚した、システムの不具合による個人信用情報機関への入金情報の誤登録事案については、平成 27 年 12 月に策定した再発防止策に基づき、平成 30 年度においても引き続き以下のとおり再発防止に取り組んだ。
(1)全件精査
個人信用情報機関に登録された個人信用情報データと機構で保持している個人信用情報データの全件精査を行い、登録情報の正確性を確保した。

(2)登録データの事前チェックの強化
個人信用情報機関にデータを登録する前に情報部門において、登録するデータが奨学金業務システムの情報の内容と一致しているか、また、入金区分等に関する判定処理が正しいかを機械的にチェックし、更に、奨学金返還業務部門においても、再度登録するデータと奨学金業務システムの情報を照合して、正確性を確保した。

(3)システム開発における品質管理の強化
・情報部品質管理室において、システム開発段階からの品質管理を行い、品質管理のプロセス強化を図った。
・制度変更等によるシステム改修に当たり、個人信用情報データ作成プログラムへの影響を調査し、プログラムの改修が必要になった場合には各工程における検証を行い、品質を担保した。</td>
<td>〈評定〉B

〈評定根拠〉
・事前に登録の注意喚起や返還期限猶予制度の周知を行った上で、対象となる延滞者を個人信用情報機関に登録したことは、延滞の抑止や多重債務化の防止という観点から評価できる。
・平成 27 年度に発生した個人信用情報機関への誤登録に係る対応については、引き続き再発防止策に基づき、システム、データの両面から品質の確保や誤登録の防止に努めていることから評価できる。</td>
</tr>
</table>

③ 機関保証制度の運用

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに同制度の収支の健全性を確保するため、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、毎年度検証するとともに、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で合理性を明らかにする。	機関保証制度選択者の返還意識の向上を促すため、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を行い、適切な制度の運用を図る。 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。 また、機関保証制度が円滑に機能するよう、同制度の収支の健全性を確保するため、文部科学省や外	機関保証制度について、大学等と連携し、配付書類等を活用して学生等に対して適切に情報提供することにより周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図る。 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。 また、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえ	<20> 機関保証制度の運用状況	○機関保証制度(※)の周知及び返還意識の徹底 保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会、以下「協会」という)及び大学等と連携し、以下の取組を行うことで機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。 ①平成 30 年度保証料及び代位弁済後の手続等の情報を機構及び協会のホームページに掲載した。 ②上記ホームページにおいて、平成 30 年度より実施された貸与月額の選択肢拡充に対応した保証料月額の目安を掲載した。 ③機関保証制度を案内する内容のリーフレット及びチラシを奨学金希望者、学校における奨学金事務担当者及び都道府県市区町村の教育委員会等に配付した。 ④「日本学生支援機構奨学金採用・返還誓約書業務等研修会」において機関保証制度を案内する内容のチラシを配付した。 ⑤保証料の支払期間や保証される期間に係る説明を拡充する等、機関保証制度を案内する内容のリーフレット及びチラシを改訂した。 (※)機関保証制度とは、日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるにあたって、一定の保証料を支払うことで保証機関が連帯保証するものである。 <機関保証制度の選択状況> 区分 / 平成30年度 / (参考)平成29年度 選択者数 第一種 91,212件 75,602件 選択者数 第二種 116,199件 118,469件 選択者数 全体 207,411件 194,071件 選択率 第一種 46.41% 42.60% 選択率 第二種 48.69% 44.97% 選択率 全体 47.66% 44.02% (注)奨学生採用時の選択状況であり、保証の変更者は含まない。 <機関保証制度を選択した新規返還者の回収率> 区分 / 平成30年度 / (参考)平成29年度 / 前年度比 要回収額 / 11,014百万円 / 11,531百万円 / 517百万円減 回収金 / 10,600百万円 / 11,120百万円 / 520百万円減	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・大学等及び保証機関と連携して機関保証制度を周知するとともに、機関保証選択者への返還意識の徹底を図ったことは評価できる。 ・延滞者に対する督促を適切に実施したうえで、代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。 ・文部科学省や外部有識者等を含む委員会の審議を通じて、機構及び保証機関における直近の実績並びに保証機関の将来コストを踏まえた事業計画等に基づいて機関保証制度の妥当性を検証するとともに、保証料率の水準について他の保証機関と比較し、保証料率の合理性について確認したことは評価できる。

		部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、機関保証制度の妥当性を毎年度検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにするものとする。	た事業計画を踏まえ、機関保証制度の妥当性を検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにする。		回収率 96.2% 96.4% 0.2ポイント減 （注）百万円未満四捨五入の関係により、各項目の金額と前年度比増減の計算結果が一致しないことがある。 〈機関保証制度選択者における要返還債権数に対する無延滞債権数の占める割合〉 区分：平成30年度 90.5%／（参考）平成29年度 90.2% ○代位弁済請求の実施 代位弁済請求に至る前の段階においては、債権回収会社への回収委託、催告書（期限の利益剥奪予告）の送付、訪問督促・居住確認及び期限の利益剥奪通知書の送付を通じて、きめ細やかな督促及び指導を実施した。かかる督促及び指導にも関わらず延滞状況が改善しなかったものについては、確実に代位弁済請求を実施した。 〈代位弁済履行状況〉 区分：平成30年度 件数 11,220件 金額 237.3億円／（参考）平成29年度 件数 9,889件 金額 212.5億円 （注）金額は、元金、利息、延滞金の合計である。 ○機関保証制度の「妥当性」の検証 「「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」（平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定）の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成 20 年 9 月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、外部シンクタンクによる分析の結果等について審議を行い、以下のとおり報告書を取りまとめた。 (1)長期財政収支シミュレーション結果の審議 機構と協会における直近の実績等に基づいた長期財政収支シミュレーションにより、向こう 25 年間、財政面の支障は特段生じないことを確認した。 そして、所得連動返還方式の選択率及び返還状況、代位弁済後回収率等の実績並びに保証制度の在り方に関する文部科学省の検討状況を注視しつつ、保証料率の水準に係る合理性も含めて、今後も中長期的な機関保証制度の安定性確保の観点から検証を行うことが必要である旨が示された。	

					(2)保証料率水準の検証 保証料率の合理性を明らかにするため、他の金融機関の教育ローンとの比較調査分析を昨年度に引き続き行った。調査の結果、機構の奨学金の保証料率は、調査対象とした他の金融機関の教育ローンの保証料率と比較しても、低廉であると言えることを確認した。 <参考 1>平成 30 年度機関保証制度検証委員会報告書(概要) (1)機構における機関保証債権の回収状況及び協会における代位弁済後回収状況について ・平成 29 年度の機構における機関保証債権の回収率(96.80%)は、平成 28 年度に比べて 0.03 ポイント上昇した。 ・平成 22 年度から平成 29 年度までに代位弁済された債権について、協会における経過年数別の累積回収率は、概ね同水準で推移していることを確認した。 (2)所得連動返還方式の選択状況等について ・協会の事業計画及び当該計画等を踏まえた長期財政収支シミュレーションについて、所得連動返還方式の選択状況等を考慮することとした。 ・所得連動返還方式については、平成 30 年 9 月時点の選択率が 15.6%であったことを確認した。 (3)協会の事業計画について ・協会の事業計画については、所得連動返還方式の選択率が前年度比ほぼ横ばいにとどまったこと及び平成 30 年度における代位弁済の見込みが破産等を理由として前年度比で増加したことを踏まえ、保証料収入及び今後の代位弁済支出等を見直した。 (4)長期財政収支シミュレーションについて ・平成 30 年度においては、機構及び協会における直近の実績等に基づくシミュレーション(中立シナリオ)を行ったほか、平成 29 年度に引き続き、景気循環を踏まえたストレスを想定してシミュレーションを行うこととした(ストレスシナリオ 1 及びストレスシナリオ 2)。また、急激な景気悪化等を想定して適状代位弁済率の悪化がシミュレーション期間(25 年間)全般に渡って継続するというストレスを掛けるシミュレーション(エクストリームシナリオ)も実施した。	

シナリオ	内容	結果概要
中立 シナリオ	平成31年1月末までに得られた機構と協会における直近の実績等に基づく試算	平成29年度以降に採用される第一種奨学生の保証料を引き下げたこと及び破産を理由とする代位弁済債権数の増加という直近の傾向を織り込んだことにより、協会の保証金残高は令和4年まで逓減するものの、代位弁済の低減効果を見込む所得連動返還方式の返還が本格化すること及び協会の代位弁済後回収額の増加によって令和 5 年度以降は漸増するとの推計結果
ストレス シナリオ1	中立シナリオに対して、経済危機が 10 年おきに発生して適状代位弁済率及び代位弁済後回収率が悪化した後、3 年間は危機の影響が続き、その後 3 年かけて回復し、回復から 4 年後に次の経済危機が発生するというストレスを考慮	中立シナリオにおいて織り込んだ事項及び経済危機の発生を想定することによって協会の保証金残高は令和 5 年まで減少するものの、所得連動返還方式の返還本格化及び協会の代位弁済後回収額の増加に加えて経済危機からの回復に伴い令和6年度以降の単年度収支は概ね収入超過で推移するとの推計結果
ストレス シナリオ2	中立シナリオに対して、経済危機が 10 年おきに発生し適状代位弁済率及び代位弁済後回収率が悪化した後、これらが 10 年かけて回復するというストレスを考慮	
エクストリーム シナリオ	中立シナリオに対して、急激な景気悪化等を想定し、適状代位弁済率及び代位弁済後回収率の悪化がシミュレーション期間（25 年間）全般に渡って継続するというストレスを考慮	令和 10 年度までは協会の単年度収支が支出超過となって保証金残高が減少するものの、令和 11 年度以降は、所得連動返還方式の返還本格化及び協会の代位弁済後回収額の増加によって単年度収支は収入超過で推移するとの推計結果

					(5)他の保証機関との保証料率の比較について ・保証料率の合理性を明らかにするため、単純な比較はできないことを前提に、他の金融機関の教育ローンとの比較調査分析を平成29年度に引き続き行った。 ・その結果、機構の奨学金の保証料率は、他の保証機関の保証料率に比べ低廉であることが確認された。 (6)今後の方向性について ・保証制度の在り方に関する文部科学省の検討状況、所得連動返還方式の選択率及び返還状況並びに代位弁済後回収率等を注視しつつ、保証料率の水準に係る合理性も含めて、今後も中長期的な機関保証制度の安定性確保の観点から検証を行うことが必要である。 ・今後も機関保証制度の重要性が益々高まるとともに機関保証の債権数や債権残高の増加が想定される状況を踏まえ、外部委託をより一層活用する等、より少ない負担で効率よく機関保証制度を運営する方法を模索するとともに、機構と協会が協力して円滑な事業モデルの構築を引き続き目指すことが重要である。 <参考2>平成30年度機関保証制度検証委員会審議経過 ・第1回　平成30年11月19日 ・第2回　平成31年2月8日～平成31年2月15日(書面審議) ・第3回　平成31年2月18日 ○代位弁済請求基準の見直しについて 「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」(平成27年2月12日財務省理財局長通知)における指摘事項への対応 ・生活困窮に係る代位弁済請求基準の見直しに関する協議を定期的に実施した。保証機関に提示した代位弁済基準見直しの具体案を基に、保証機関との協議を継続した。	

④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
奨学金の減額返還、返還期限猶予及び返還免除に関しては、制度の適正な運用を図る。	返還が困難な者に対しては、基準に従い、減額返還制度や返還期限猶予制度の適切な運用を図る。 また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。	返還が困難な者に対しては、引き続き返還者の状況を考慮し減額返還制度及び返還期限猶予制度を適切に運用する。 また、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しては、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用する。	〈21〉 減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況	○減額返還制度の運用 減額返還制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象として一定期間 1 回当たりの当初割賦金額を 2 分の 1 又は 3 分の 1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度である（減額返還の適用期間上限は 180 か月）。 平成 30 年 9 月から、減額返還の願出に際しマイナンバーの提出を求め、一部の願出事由において情報照会結果に基づく審査を実施した。 (1)減額返還の承認 減額返還制度を適切に運用し、基準に合致したものについて減額返還を承認した。 〈減額返還の承認件数〉 区分 / 平成30年度 / (参考)平成29年度 1／2返還 / 12,974件 / 16,448件 1／3返還 / 16,590件 / 11,604件 合計 / 29,564件 / 28,052件 ※3 分の 1 の減額返還については、平成 29 年度より新設 (2)減額返還制度の周知 ①ホームページにおける周知 ・減額返還制度におけるマイナンバーによる審査の開始を周知するため、マイナンバーの提出についてホームページに説明を掲載した（平成 30 年 8 月）。 ②卒業後初年度に返還期限猶予の適用を受ける者への周知 ・平成 30 年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由とした返還期限猶予の適用を受ける返還者に対し、制度の特長を説明したチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封した。 ・平成 29 年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由として返還期限猶予制度の適用を受け、平成 30 年度も引き続き返還期限猶予制度の適用を受ける返還者に対しても、減額返還制度の利用を促すチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封した。 ③新たに返還を開始する者への周知 新たに返還を開始する者に対して送付する「返還開始のお知らせ」に、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や、両制度の違いを説明するリー	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・減額返還制度及び返還期限猶予制度については、より一層の周知を図るとともに、適切に事務処理を行い、返還が困難な者を対象として制度を適切に運用したことは評価できる。 ・死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除制度について、審査により免除を認定し適切に制度を運用したことは評価できる。また、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用するとともに、特に優れた業績により返還免除を受けた者の現況等調査の結果を機構ホームページで公表したことは評価できる。 ・博士課程対象の返還免除内定制度を見直したことにより、同制度の利用を大幅に増やしたことは評価できる。

フレットを同封した。

④減額返還又は返還期限猶予の適用期間終了時の周知

減額返還又は返還期限猶予の適用後の延滞を抑制するため、各制度の適用を受けている返還者に対し、適用期間終了前に送付する通知(「減額返還期間終了のお知らせ」又は「奨学金返還期限猶予期間の終了と返還開始のお知らせ」)に、マイナンバーの提出を案内するチラシを同封した。

また、この発送のタイミングに併せて、「JASSO モバイルサイトメールマガジン」及び「JASSO メールマガジン」に、マイナンバーの提出について紹介する記事を掲載した。

○返還期限猶予制度の運用

返還期限猶予制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象とし、一定期間返還を猶予する制度である。

平成 30 年 9 月から返還期限猶予の願出に際しマイナンバーの提出を求め、一部の願出事由において情報照会結果に基づく審査を実施した(平成 29 年度から一部の申請者に先行してマイナンバーの提出を求めた)。

(1)返還期限猶予の承認

返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等に基づく適切な審査を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。

<返還期限猶予の承認件数> (単位:件)

区分	平成30年度	(参考) 平成29年度
在学猶予	132,008	136,476
一般猶予	140,755	155,477
病気中	8,980	9,557
災害	151	242
入学準備	260	311
生活保護	4,385	4,522
生活困窮	117,801	132,366
育児休暇等	5,139	5,087
猶予年限特例(※)	4,039	3,392
合計	272,763	291,953

※卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度。平成 24 年度から平成 28 年度までは「所得連動返還型無利子奨学金」。

(2)返還期限猶予制度の周知

返還が困難になった場合の救済制度として、引き続きより一層の周知を図るた

め、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入ったガイダンス DVD を前年度に引き続き機構ホームページに掲載した。
また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や違いをわかりやすく説明をしたリーフレットを、「返還開始のお知らせ」に同封した。リーフレットは、申請時にマイナンバーの提出が必要になったことに合わせ内容を更新した。

(3)返還期限猶予の処理
返還期限猶予の申請事由として最も多い「生活困窮」について、引き続きホームページにおいて、添付すべき証明書類等に関する留意点を集約して説明し、申請者の理解を促すなど、審査等業務の円滑かつ適切な処理に努めた。
平成 30 年度より返還期限猶予審査にマイナンバーの活用を本格的に導入したことに伴い申請書類の不備・不足が増加したが、処理手順を見直すこと等により円滑な処理に努めた。
<返還期限猶予願の受付・不備返送状況>

区分	平成30年度	(参考) 平成29年度	前年度比
受付件数	138,739件	140,762件	△2,023件
不備返送件数	27,484件	25,765件	1,719件
不備返送率	19.8%	18.3%	1.5ポイント

(注)毎月の猶予願出者数を集計したもの。上記(1)の返還期限猶予の承認件数と対応しない。

○返還免除制度の運用
(1)死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除制度の運用
奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって返還ができなくなった場合、願い出により審査の上で、以下のとおり返還未済額の全部又は一部の返還を免除した。
<死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除の認定状況>

区分	平成30年度	(参考) 平成29年度
第一種奨学金	781件	744件
第二種奨学金	1,142件	1,017件

(2)特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度の適切な運用
業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の認定に基づき、以下のとおり適切

に運用した。

①返還免除制度に係る認定委員会の開催等

・平成 30 年 5 月 30 日：第 1 回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会開催

・平成 30 年 6 月 8 日：平成 29 年度特に優れた業績による返還免除の認定結果を各大学へ通知

・平成 30 年 12 月 7 日：第 2 回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会開催

・平成 30 年 12 月 17 日：平成 30 年度特に優れた業績による返還免除候補者の推薦依頼を各大学へ通知

②候補者推薦に係る大学への働きかけ

・貸与終了者が 1 人の大学においても推薦の機会を与えるため推薦枠を提示するとともに、申請者が特に優れた業績を挙げたと認められる場合は推薦するよう、平成 29 年度同様に各大学へ指導した（平成 30 年度推薦依頼通知文への記載）。

・大学が推薦人数の基準となる貸与終了予定者の情報を得られやすくするために、情報の提供を平成 29 年度同様に 5 回行った。

〈平成 29 年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況〉

課程	貸与終了者数（人）	推薦者数（人）	免除者数(人)		
				全額免除	半額免除
修士	22,205	6,581	6,581	2,185	4,396
専門職	1,140	336	336	110	226
博士	2,677	842	842	292	550
計	26,022	7,759	7,759	2,587	5,172

※海外留学者における業績免除

平成 29 年度貸与終了者は 14 人、免除者は 4 人（全額免除：1 人、半額免除：3 人）

(3)特に優れた業績により返還免除を受けた者の進路等調査

①特に優れた業績により返還免除を受けた者の社会での活躍状況及び本制度の効果を検証することを目的として、平成 24 年度に返還免除を受けた者のうち、半数の者を対象に現況等の追跡調査を以下のとおり実施した。

・調査実施時期：平成 31 年 1 月 30 日～2 月 28 日

・調査対象者数：4,524 人

・回答数：2,128 人（回答率 47.0%）

②調査結果をホームページに公表（令和元年 6 月）

③調査結果の寄託

個票データの散逸防止、学術目的での二次的な利用のため、個票データを関係資料とともに東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターに寄託した（平成 31 年 2 月 27 日）。

(4)博士課程対象の特に優れた業績による返還免除者内定制度の見直し

平成 27 年度以降、対象となる大学へ採用時返還免除内定候補者の推薦を依頼し、返還免除者を内定する制度を実施してきたが、各大学の貸与終了時の推薦枠を前倒しする形となっていた等により、内定候補者の推薦者数は伸びなかった。

平成 30 年度進学者から貸与終了者に対する免除者数の割合が増加することに合わせて制度を見直した。

・博士課程の学生を対象とする文部科学省関連機関が行う主な競争的研究事業における採択状況を勘案し、増となる推薦枠を返還免除内定候補者に限定して加算配分することにより、本制度の推薦者数を大幅に伸ばした。

・平成 30 年度進学の大学院博士（後期）課程及び博士医・歯・薬・獣医学課程第一種奨学生に係る採用時返還免除内定候補者の推薦を対象となる大学へ依頼した（平成 30 年 11 月 19 日）。

<博士課程進学時に特に優れた業績による返還免除者を内定できる制度実施状況>

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
内定者数	1大学2人	2大学3人	1大学3人	93 大学 241 人

(5)海外留学支援制度（長期派遣／大学院学位取得型）の給付を受けかつ第一種奨学金の貸与を受ける者を対象とする特に優れた業績による返還免除制度の周知･実施等

【平成 29 年度貸与終了者分】

平成 29 年度貸与終了者における認定結果を通知した（半額免除 3 人、全額免除 1 人）（平成 30 年 6 月 8 日）。

【平成 30 年度貸与終了者分】

第一種奨学金の貸与を受けている奨学生のうち、平成 30 年度貸与終了予定者となる奨学生 8 人に対し、返還免除の申請依頼に関する通知を行うとともに、機構ホームページに掲載した（平成 30 年 4 月 27 日）。その結果、6 人より申請があった（修士:1 人、博士:5 人）。

⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行うとともに、適切な実施を期する。	所得の捕捉が可能となることを前提に奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」を円滑に導入し、適切に実施する。	奨学金の返還月額が所得に連動する所得連動返還方式について、生徒・学生、保護者、学校関係者等へ周知し、制度の運用に当たり必要な個人番号の収集、所得に連動した返還月額の算定等を適切に実施する。	<22> 所得連動返還型奨学金制度の実施状況	○所得連動返還方式の適切な実施 (1)返還方式の選択 平成 29 年度第一種奨学金採用者より、従前の定額返還方式に加え、毎年の課税総所得金額に応じて割賦額を設定する所得連動返還方式の選択を開始した。 <所得連動返還方式選択者の割合> 区分 / 平成 30 年度 / (参考) 平成 29 年度 所得連動返還方式の選択者 / 30,652件 / 27,838件 選択率 / 15.6% / 15.7% <参考:返還方式に関するアンケート結果(定額返還方式を選択した主な理由)> 1. 所得に左右されず一定の返還月額で返還したかったから 2. 親や高校の先生などから定額返還方式を勧められたから 3. 所得連動返還方式を選択した場合、所得が増えたときに返還月額が大きくなると思ったから 4. 貸与終了後、自分の収入状況等を踏まえた上で所得連動返還方式を選択するか判断したかったから 5. 所得連動返還方式は機関保証(保証料を支払う)の選択が必須だったから ※平成 30 年度 4 月又は 5 月に採用となった第一種奨学生に対し、Web 経由で返還方式の選択に係るアンケート(複数回答可)を実施した。 (2)マイナンバーの収集 所得連動返還方式を選択した者から、業者委託を活用し、マイナンバーを適切に収集した。 (3)所得に連動した割賦額算出の開始 平成 30 年度より、返還 2 年目以降となっている返還者について所得に連動した割賦額の算出を開始した。	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・制度の運用に当たり必要なマイナンバーの収集を適切に実施したことは評価できる。 ・所得に連動した返還月額の算定を適切に実施したことは評価できる。 ・各種媒体を通じ高校生や学校関係者等へきめ細やかな周知及び情報提供を行ったことは評価できる。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>

<table>
<tr><th>区分</th><th>平成 30 年度</th></tr>
<tr><td>所得連動返還方式における割賦額算出の対象者</td><td>441人</td></tr>
</table>

〇所得連動返還方式に係る周知
制度の一層の周知及び制度の適切な実施を目的として、回数、媒体等を工夫し以下のとおり実施した。
(1)制度周知のための各種媒体の作成・配付
・平成 30 年 4 月及び 5 月に採用された第一種奨学生に対し、返還方式の選択理由等についてアンケートを行い、より効果的な制度周知方法を検討したうえで、周知に反映させた。
・平成 31 年度予約採用候補者に向けて、所得連動返還方式についてのリーフレットを作成し、発送した（平成 30 年 10 月）。
・奨学金ガイダンス動画「（予約採用）奨学金を希望する皆さんへ/採用候補者の皆さんへ」、「（在学採用）奨学金を希望する皆さんへ/奨学生となった皆さんへ」で所得連動返還方式の紹介を盛り込み、学生への制度周知に努めた。
・奨学金返還の重要性や救済制度、各種手続等について解説する「返還を始める皆さんへ（動画）【返還 DVD】」に所得連動返還方式に関する内容を追加し、返還が始まる奨学生への制度周知を図った。

(2)学校担当者への周知徹底
・学校担当者向け研修会や奨学業務連絡協議会での資料及び説明内容に所得連動返還方式に関する情報を盛り込む等、制度の適切な実施に向けて、関係者への情報の提供に努めた。
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

２ 奨学金事業

（５） 情報提供等の充実

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。
従事人員数（人）	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
奨学金の申込、貸与、支給及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。	奨学金の申込、貸与、支給及び返還に関する情報提供にあたっては、ホームページ等を活用するなど、積極的かつわかりやすく行う。	奨学金制度や手続等の情報提供にあたっては、ホームページや印刷物等の文章やレイアウト等を奨学生や返還者等にわかりやすいものとしたり、SNSを活用する等、適切かつ迅速に伝わるよう充実を図る。 所得連動返還方式等の新たな奨	〈23〉情報提供等の実施状況	○ホームページの運営 ホームページの運営に当たっては、ホームページ利用者によるサイト内の検索状況を随時確認し、特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのバナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載し、ホームページ利用者を目的の情報の掲載ページに誘導した。 このような取組の結果、平成 30 年度は平成 26 年度と比較してアクセスが 111.0%増となった。 〈奨学金事業ホームページアクセス件数〉（単位：件） 区分 ／ 平成 26 年度 ／ 平成 27 年度 ／ 平成 28 年度 ／ 平成 29 年度 ／ 平成 30 年度 アクセス件数 ／ 27,789,186 ／ 37,235,685 ／ 51,230,225 ／ 54,379,654 ／ 58,629,772 ○奨学金事業に関する情報提供 (1)適切な報道と正しい理解を促進するための取組【再掲】 機構の奨学金事業について、延滞者が急増しているかのような報道等、誤解の多い報道を目にした生徒・学生が奨学金貸与の申請を敬遠し、進学を諦めてしまうことがないように、奨学金事業の負のイメージを払拭するとともに、奨学金事業の正しい理解を促進し、教育の機会均等という事業の目的の達成に寄与するために、以下の取組を行った。 ・奨学金事業に関心を持つ方を対象に、平成30年度版「奨学金事業への理解	〈評定〉Ｂ 〈評定根拠〉 ・奨学金貸与中の者や返還中の者に対して、返還中の手続について解説した動画の公開等、返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供を実施したことは評価できる。また、災害発生時に、緊急採用・応急採用についてホームページ、メールマガジンを通じ関係機関に周知を図り、東日本大震災の被災世帯の学生の採用や、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したことは、適切かつ迅速な情報提供という観点から評価できる。

			学金制度等について、地方公共団体、学校関係団体、PTA等と連携しつつ、様々な機会を通じて、生徒・学生、保護者、教員等に対する周知・広報を実施する。 また、新制度の周知に加え、進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について、生徒、保護者等の理解を促進するため、高等学校等へのスカラシップ・アドバイザーの派遣を推進する。		を深めていただくために〔報道等を見て関心を持たれた皆様に向けたデータ・ファクト集〕」をホームページに掲載した。また、ナレーションを入れた動画版を YouTube で公開した。 ・奨学金返還に係る保証制度について報道される中、分別の利益を申し出た保証人に対して適切に対応するとともに、保証人の権利・義務について、文部科学大臣から丁寧な対応を行う旨の指示を受けこれに対応するため、平成 30 年 12 月よりホームページにて説明を開始したことに加え、平成 31 年度配付用の奨学金申込みに係るパンフレット等に保証人の権利・義務について記載した。 また、文部科学省に設置された「保証制度の在り方に関する有識者会議」にオブザーバーとして出席する等、保証制度の検討に協力した。 ・機構への負のイメージを払拭するとともに、機構が実施する3事業（奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業）への国民の皆様の正しい理解を促進し、機構の社会的なイメージアップを図ることを目的として、イメージアップ動画「はじめての JASSO」を制作した（YouTube JASSO チャンネルにおいて令和元年 5 月公開）。 (2)平成 30 年度以降の制度に関するホームページ等を活用した周知 平成 31 年度大学等予約採用の申込みから、マイナンバーの提出が必要となることについてホームページに掲載し、周知を図った。 (3)高等学校等の奨学金担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等に機構職員の派遣又は資料配付を行った（職員派遣 20 府県 22 回、資料配付のみ 22 都道府県）。 (4)高等学校等の教職員向けの月刊誌等へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した（18 回）。 (5)全国高等学校 PTA 連合会の地区大会（9 地区）において、奨学金制度や手続に関する資料を配付した（平成 30 年 6 月～8 月）。 〇学生・生徒、保護者等の奨学金の利用を希望する者に対する情報提供 (1)スカラシップ・アドバイザー派遣事業の実施 新制度の周知に加え、進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について、生徒、保護者等の理解を促進し、以て高校生等が、進学後の経済的な状況についての不安を払拭するとともに安心して奨学金を利用するため、必要な知見を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高校等に派遣する事業を平成 29	・都道府県主催の高校等担当者向け説明会への職員派遣、高校教職員向け月刊誌への情報掲載、PTA 連合会への資料配付等により、周知・広報に努めたことは評価できる。 ・新制度周知のため、奨学金ガイダンス動画を更新し、大学等へ DVD の配付を行ったことは、評価できる。 ・スカラネット・パーソナルの Web アクセシビリティの向上及びモバイル端末で利用する際のレイアウトについての機能改善を行ったことは評価できる。

年度から開始した。

①養成プログラムの実施

養成プログラム（研修）を実施し、修了者に認定証を交付した（全国 7 地区7会場で開催、認定者 400 人）。

②スカラシップ・アドバイザーの派遣

平成 29 年度に引き続き、全国派遣を行った(平成 30 年度内派遣件数：597 件、平成 29 年度内派遣件数：181 件)。

③派遣拡大に向けた取組

・平成 30 年度は、高校等での実施に加え、大学等のオープンキャンパス等に来訪する高校生等やその保護者を対象としたガイダンスを実施した。

・奨学業務連絡協議会で、大学等に対し、オープンキャンパスや学校説明会等高校生が集まる場所への派遣について、積極的な利用を促した。

・対象の全高等学校等に向けて、スカラシップ・アドバイザー事業利用についての具体例を記載した募集通知を送付し、事業の再周知を行った。

(2)奨学金ガイドの作成・配付

奨学金希望者への全般的な概要案内としての「奨学金ガイド」を作成・配付するとともに、ホームページに掲載した。

(3)高校等教員向け冊子の配付及び作成の検討

高校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう高等学校等へ「進学マネー・ハンドブック」を配付するとともに、高等教育無償化の制度に関する記載を追記した平成 31 年度版の冊子作成のための検討を行った。

(4)奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進

・学生・生徒が進学して奨学金を希望する場合の奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーション機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」を機構ホームページ上で引き続き運用するとともに、全体の機能を見直し、複数学種の貸与等、より実態に近い入力を行いやすいシミュレーションを稼働させた。

・第一種奨学金における所得連動返還方式の導入や貸与奨学金における貸与月額の新設等、制度変更に併せて改修を実施した。

〈奨学金貸与・返還シミュレーション利用状況〉

区分	平成30年度	（参考） 平成29年度	前年度比
アクセス件数	6,460,684件	5,015,821件	28.8%増

(5)ガイダンス動画の充実
平成 31 年度より在学採用の奨学金申込時におけるマイナンバー利用が開始されることから、奨学金ガイダンス動画「（在学採用）奨学金を希望する皆さんへ/奨学生となった皆さんへ」を更新し、DVD として大学等へ配付した。

(6)給付型奨学金制度等に係る電話相談の実施
平成 29 年度より開始した給付型奨学金制度等について、「給付奨学金専用相談センター」を設けた。
［相談期間］平成 30 年 5 月 1 日～平成 30 年 12 月 28 日
［相談件数］18,164 件

(7)貸与・給付に係る電話相談の実施
平成 31 年 1 月より「貸与・給付奨学金相談センター」を設けた。
［相談期間］平成 31 年 1 月～平成 31 年 3 月
［相談件数］16,774 件

(8)進学資金シミュレーターの公開及び改修の検討
スカラシップ・アドバイザー派遣事業と併せて、Web 上で必要事項を入力することにより高校生等が進学のための資金計画を立てる際のシミュレーションが行えるシミュレーターを平成 30 年度にホームページにて公開する（平成 30 年 5 月）とともに、高等教育無償化の制度に対応するためシステム改修内容の検討及び調整等を行った。

〇奨学金貸与中及び返還中の者に対する情報提供等
(1)スカラネット・パーソナルによる情報提供等
・スカラネット・パーソナルの画面及び文字配色の整理、視覚障害者が利用することを考慮した構成変更、届出機能画面の改良等 Web アクセシビリティの向上を行った。
・スカラネット・パーソナルをモバイル端末で利用する際に、端末に応じて操作性・視認性を確保したレイアウトとなるよう機能改善した。

<スカラネット・パーソナル利用状況>

区分	平成30年度	（参考）平成29年度	前年度比
登録数	3,302,460件	2,849,460件	15.9%増
アクセス件数	185,401,776件	153,475,151件	20.8%増

(2)返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供

・返還を始めるにあたって、返還の重要性や手続と流れ、返還開始後の手続、救済制度、延滞した場合の措置などについて解説した動画を引き続きホームページに掲載した。

・新たに返還を開始する者に対して、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いをわかりやすく説明をしたリーフレットを、「返還開始のお知らせ」に同封した。

(3)災害救助法適用に係る情報提供

①奨学金の緊急採用・応急採用に関する情報提供

災害救助法が適用された以下の災害に際し、奨学金の緊急採用・応急採用について、ホームページ、メールマガジンによる迅速な情報提供、プレスリリース等による関係機関への周知とともに、大学等（約 4,000 校）に推薦依頼の通知を行った。

<災害救助法適用に係る情報>

災害	情報提供を行った日	情報提供先関係機関
平成 30 年大阪府北部を震源とする地震にかかる災害	6 月 19 日	自治体：12 件（FAX） マスコミ：大阪府庁内記者クラブ（幹事社：毎日放送）
平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害にかかる災害	7 月 9 日	自治体：121 件（FAX）
平成 30 年 8 月 30 日からの大雨にかかる災害	9 月 3 日	自治体：8 件（FAX）
平成 30 年北海道胆振東部地震	9 月 7 日	自治体：180 件（FAX）

②東日本大震災被災者への情報提供

ホームページ内の東日本大震災特設ページにおいて、被災世帯の学生の採用や、被災したことにより返還困難な状況が継続している場合の減額返還・返還期限猶予等の手続方法について、引き続き周知を図った。

(4)モバイルサイト及びモバイルサイトメールマガジンによる情報提供

・奨学金事業についてのモバイルサイトに掲載する情報を整理し、利用者の閲覧利便性に配慮して再編成した。

・奨学生及び返還者にモバイルサイトメールマガジンを月1回（毎月5日）配信し、奨学金事業に関する情報提供を行った。

〈モバイルサイトアクセス件数〉　（単位：件）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
アクセス件数	290,880	292,495	302,966	298,412	313,504
メールマガジン配信先件数	35,201	34,864	34,490	33,954	33,297

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

２ 奨学金事業

（６） 学校との連携強化

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。
従事人員数（人）	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識の涵養のための指導等を徹底する。	奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、	奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、	〈24〉 学校との連携の実施状況	○高等学校等（大学等予約採用）における指導の充実のための取組 大学等進学前に奨学金を申し込む高校生等に対し、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、以下の取組を実施した。 ・高等学校等の奨学金担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等に機構職員の派遣又は資料配付を行った（職員派遣 20 府県 22 回、資料配付のみ 22 都道府県）。 ・高等学校等の教職員向けの月刊誌等へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した（18 回）。 ・全国高等学校PTA連合会の地区大会（9地区）において、奨学金制度や手続に関する資料を配付した（平成 30 年 6 月～8 月）。 ・平成 29 年度より、全国の高等学校等における進学説明会等へ機構が認定するスカラシップ・アドバイザーを派遣し、奨学金に関する説明や進学のための資金計画の説明を実施した。 平成 29 年度内派遣件数：181 件 平成 30 年度内派遣件数：597 件 ・高校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう「進学マネー・ハンドブック」を必要に応じて随時配付した。また、高等教育無償化の制度に対応した平成 31 年度版の作成のための検討及び調整を行った。 ○大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組 採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・大学等の奨学金担当者を対象とした研修会及び奨学業務連絡協議会の開催、大学等が奨学生を対象に実施する採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。 ・学校担当者用ホームページ等を活用して学校担当者に対して奨学金返還の重要性について周知した「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」によって、各学校に延滞状況等を把握させたことは、返還金回収方策の広報・周知を図るという観点から、評価できる。 ・平成 29 年度に実施した大学等が確実かつ効果的に奨学

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。
　また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。
　なお、大学等に関する延滞率等の公表については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</td>
<td>奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。
　また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。
　なお、奨学金事業の健全性確保のための取組の成果に関する情報公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</td>
<td></td>
<td>養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、以下の取組を実施した。
・大学等が行う採用時説明会の充実を図るため、採用時説明会用のマニュアルを改訂し、学校担当者向けホームページに掲載した。
・以下のいずれかに該当する学校（26 校）が実施する採用時説明会に機構職員を派遣し、大学等における奨学生への指導内容や説明会の実施状況を把握するとともに、大学等に対し、説明内容の充実や適切な奨学金事務を行うよう要請・指導した。
①「振替口座未加入率」及び「初回返還の振替不能率」がいずれも 3 年連続で平均より高い学校
②平成 29 年度採用者について、返還誓約書未提出者に係る調書が未提出の学校
③平成 29 年度在学採用において書類の不備が多かった学校
（※上記①～③の選定基準に該当した学校は 27 校であったが、うち 1 校については 7 月に発生した西日本豪雨の被災地域であったことから職員の派遣を見送った。）
・大学等が行う返還説明会の充実を図るため、返還説明会用のマニュアルを改訂し、各大学等に配付した。

〇大学等の奨学金担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会の実施
奨学生に対する指導を大学等と連携して行えるよう、過去の研修会開催時におけるアンケート結果等を踏まえ、平成 30 年度学校担当者向け研修会に係る年間計画を策定し、以下のとおり研修会を実施した。

(1)日本学生支援機構奨学金学校事務担当者研修会の実施
（研修内容：適格認定、異動、返還指導に関する業務）
［平成29年度からの変更点］
参加規模（回数）を拡大（東京会場を2回から3回へ増加）

<table>
<tr><th>開催地</th><th>日程</th><th>出席校数（校）</th><th>出席人数(人)</th></tr>
<tr><td>札幌</td><td>10月3日</td><td>79</td><td>98</td></tr>
<tr><td>仙台</td><td>10月15日</td><td>145</td><td>194</td></tr>
<tr><td rowspan="3">東京</td><td>10月9日</td><td>299</td><td>366</td></tr>
<tr><td>10月10日</td><td>325</td><td>387</td></tr>
<tr><td>10月16日</td><td>267</td><td>338</td></tr>
<tr><td>名古屋</td><td>10月17日</td><td>242</td><td>320</td></tr>
<tr><td>大阪</td><td>10月11日</td><td>419</td><td>567</td></tr>
<tr><td>岡山</td><td>10月12日</td><td>74</td><td>90</td></tr>
</table>
</td>
<td>生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として、学校等の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）を更新し、各学校と機構との連携・強化による取組の成果を社会に明らかにし、各学校におけるこれらの取組を支援したことは評価できる。</td>
</tr>
</table>

福岡	10月2日	231	284
沖縄	10月31日	37	47
計（8地区10回）		2,118	2,691
（参考）平成29年度 （8地区9回）		1,824	2,053

※「高等教育の負担軽減の具体的方策（授業料減免及び給付型奨学金の拡充）について」と題した文部科学省による説明会をあわせて実施した。

(2)日本学生支援機構奨学金採用・返還誓約書業務等研修会の実施
（研修内容：次年度の変更点、採用、返還誓約書に関する業務）

開催地	日程	出席校数（校）	出席人数(人)
札幌	3月12日	106	132
仙台	3月20日	139	178
東京	3月6日	332	416
	3月7日	293	379
	3月8日	340	397
名古屋	3月13日	241	311
大阪	3月14日	372	509
岡山	3月15日	126	145
福岡	3月18日	264	342
沖縄	3月5日	36	50
計（8地区10回）		2,249	2,859
（参考）平成29年度 （8地区10回）		1,872	2,102

〇延滞率等の状況を踏まえたアンケート調査の実施
返還金の回収促進に向けた取組の一環として、学校と連携した奨学生への指導を徹底する観点から、延滞率の悪化状況等を基に、特に返還指導が必要と思われる学校 16 校を選定の上、アンケート調査を行い、奨学生への指導状況等を確認するとともに、延滞防止に向けた指導の徹底を依頼した。

〇奨学業務連絡協議会の実施状況
・平成 31 年 2 月に、奨学業務連絡協議会を開催し、大学等の奨学金担当者に対して、採用事務におけるマイナンバーの利用等、平成 30 年度における主な取組について説明するとともに、平成 30 年度における事務処理の変更点、貸与・給

付の取扱いに関する改善・見直し、返還金回収促進のための具体的方策を説明し、周知を図った。
なお、平成 30 年度においては、第 1 部、第 2 部に分けて開催し、第 1 部においては 2020 年 4 月から実施予定の高等教育の無償化に係る説明を文部科学省が行った。

〈奨学業務連絡協議会の出席状況〉

学校所在地区	平成 30 年度			（参考）平成 29 年度
	対象校(校)	出席校(校)	出席率(%)	出席率（%）
北海道	203	159	78.3	71.4
東北	266	190	71.4	70.6
関東・甲信越	1,335	922	69.1	69.1
東海・北陸	548	379	69.2	66.6
近畿	611	451	73.8	75.4
中国・四国	377	248	65.8	62.1
九州・沖縄	511	366	71.6	69.3
合計	3,851	2,715	70.5	69.3

〈参考：奨学業務連絡協議会の出席状況（専修学校を含まない）〉

学校所在地区	平成 30 年度			（参考）平成 29 年度
	対象校(校)	出席校(校)	出席率(%)	出席率（%）
北海道	59	53	89.8	88.1
東北	84	76	90.5	96.4
関東・甲信越	415	362	87.2	90.3
東海・北陸	165	140	84.8	86.7
近畿	214	190	88.8	89.3
中国・四国	115	101	87.8	88.7
九州・沖縄	127	124	97.6	86.7
合計	1,179	1,046	88.7	89.4

					○返還金回収方策の広報・周知 ・学校担当者用ホームページに奨学業務連絡協議会及び研修会等の資料、音声動画並びに卒業後の手続方法等を掲載するとともに、事務連絡用メールを活用することにより、奨学金返還の重要性について学校担当者への周知を図った。 ・各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」を送付し、奨学生に対し返還の意義・重要性等を理解させ、返還に関する手続方法を周知・徹底させるよう依頼したほか、奨学金の返還に関して適宜通知することにより、返還について一層の協力を要請した（平成 30 年 9 月）。 ・「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」の内容については、奨学金制度の根幹に関わる重要なものであり、各学校長、学長に延滞状況等を把握してもらうため、内容を確認したかを書面にて理事長宛に回答するよう依頼した（平成 30 年 9 月）。 ・学生が卒業後に延滞状況に陥ることを防ぐために、平成 30 年 10 月から新たに返還開始する者に対して、学校から通知文を送付する等の働きかけを行うよう依頼を行った（平成 30 年 10 月）。 ○学校等の貸与及び返還に関する情報の公開に係る取組 ・各学校との連携・強化による取組の成果を広く社会に明らかにし、学校等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うための取組を支援することを目的として、各学校の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）、奨学事務における学校での取組の好事例を機構ホームページで平成 30 年 7 月 13 日に更新した。	

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

３　留学生支援事業

（１）　日本への留学前の学生に対する支援

①　日本留学に関する情報提供等の充実

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	151,905	144,642	149,462	171,438	191,709
従事人員数（人）	6	7	6	7	7

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
留学情報の収集・整理を行い、ホームページや海外事務所等を通じて、留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を行う。	日本留学に係る情報については、日本留学希望者向けのポータルサイトの充実を図るとともに、海外における情報発信機能を強化するため、機構の海外事務所と、関係機関や大学等の海外事務所とも連携することにより、日本留学希望者のためのワンストップ	日本留学希望者向けの「日本留学ポータルサイト」と外務省の「日本留学総合情報ガイド」の統合を進めるとともにSNSを活用し、日本留学に係る情報提供の充実を図る。また、海外における情報発信機能を強化するため、機構の海外事務所と、関係機関や大学	<25> 日本留学に関する情報提供の実施状況	○ホームページ及び SNS による情報提供の充実 (1)「日本留学ポータルサイト」の充実 「日本留学ポータルサイト」と外務省が運営する「日本留学総合情報ガイド」を統合し、「日本留学情報サイト」を構築した。 <日本留学情報ホームページアクセス件数> 平成30年度：6,569,717件 (参考)平成29年度：5,907,940件 前年度比：111.2% (2)SNS の利用 Facebook を通じて、頻繁に情報提供を行い、国内外でのイベントに併せて、JASSO ブース来訪者に Facebook の登録を勧め、登録者には先着順にグッズを進呈するキャンペーンを行うなどファン数の獲得に努めつつ、日本留学に関する情報発信の強化を図った。 <留学生事業のFacebook ファン数> 平成30年度：11,164件 (参考)平成29年度：9,227件 前年度比：121.0% （注）Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・「日本留学ポータルサイト」と「日本留学総合情報ガイド」を統合し、「日本留学情報サイト」を構築したことは評価できる。 ・海外事務所の日本留学情報発信機能の強化に関し、関係機関とも協力の上、各国において実施される現地説明会等に参加する等、情報提供に努めたことは評価できる。 ・海外事務所において、大学等が実施する入試選考会場として貸出を行い、日本留学希望者のためのワンストップサービスの展開に協力したことは評価できる。 ・日本留学フェアの実施や日本留学海外拠点連携推進事業との連携により、日本の大学

（一元的窓口）サービスの展開に協力する。

留学に関する情報提供の方策として、日本留学希望者を対象とした日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

等の海外事務所とも連携することにより、日本留学希望者のためのワンストップ（一元的窓口）サービスの展開に協力する。

さらに、日本留学情報提供の方策として、日本留学希望者を対象とした日本留学フェア等の説明会を開催するとともに、文部科学省が実施する日本留学海外拠点連携推進事業への協力をはじめ、国内外の関係機関等が実施する日本留学説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

○海外事務所における情報発信の取組等

(1)海外事務所における情報発信

インドネシア、韓国、タイ、ベトナム、マレーシアに設置している海外事務所において、各事務所独自のホームページや Facebook 等により日本留学に関する情報発信を行うとともに電話、E-mail 等による留学相談を行った。

更に各国において行われている現地説明会等に参加し、情報提供及び留学相談を行った。

<海外事務所ホームページアクセス件数等>

区分	平成30年度	(参考)平成29年度	前年度比
ホームページアクセス件数	245,870 件	201,155 件	122.2%
Facebook ファン数	59,190 件	49,162 件	120.4%
事務所相談件数	9,753 件	9,064 件	107.6%
現地説明会情報提供件数	25,465 件	21,711 件	117.3%

（注）Facebook のファン数については、年度末時点の件数を表す。

(2)海外事務所におけるワンストップサービス

在外公館や独立行政法人国際交流基金等公的機関、日本の大学の現地事務所等が実施する各種イベント等に海外事務所職員を派遣するとともに、日本留学に関する資料の提供等、協力・連携を行った。

また、事務室が手狭なインドネシア事務所を除き、韓国事務所（利用大学：東北大学）、タイ事務所（利用大学：東北大学）、ベトナム事務所（利用大学：福岡女子大学、立命館アジア太平洋大学、今治明徳短期大学及び兵庫県立大学）及びマレーシア事務所（利用大学：福岡女子大学）において、大学等が実施する入試選考会場として貸出を行い、ワンストップサービスの展開に協力した。

○出版物の作成・提供

「Student Guide to Japan（日本留学総合案内）」等の日本留学の情報提供・広報を目的とした出版物を作成し、イベント等で配布するとともに、大学、関係機関等にも提供し、日本留学情報の普及に努めた。

<出版物の作成状況等>

出版物名	内容		作成部数
Student Guide to Japan	日本留学総合案内冊子	8か国語	合計 84,800部

等に海外における情報提供の機会を提供するとともに、日本留学希望者等に対し、正確な情報を提供したことは評価できる。

・留学生交流業務に携わる教職員に対する研修プログラムの実施に際し、当日会場で受講できない者に対してインターネット配信により視聴させたことは評価できる。

Student Guide to Japan【簡易版】	上記の簡易縮小版	9か国語	79,200部
日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨学金案内	2か国語	9,000部

○日本留学フェア等の実施及び他機関主催イベントへの協力

海外 10 か国・地域 17 都市において、日本留学フェアを実施するとともに、他機関の実施するイベントに参加・協力を行った。また、日本国内においては、日本語教育機関等で進学を目的として学ぶ外国人学生等を対象とした進学説明会を実施した。

更に他機関で実施するイベントにおいて、ブース出展、セミナー等の協力を行った。

(1)日本留学フェア実施状況

国・地域	都市	日程	参加大学等数				来場者数
			大学・短大	日本語教育機関 専門学校	その他	合計	
北　米（米国）	フィラデルフィア	5 月 29 日～6 月 1 日	47	0	4	51	655 人
台湾	高雄	7 月 21 日	39	102	3	144	1,250 人
	台北	7 月 22 日	56	102	5	163	3,210 人
中国	香港	8 月 18 日	12	8	0	20	440 人
タイ	チェンマイ	8 月 25 日	28	13	4	45	564 人
	バンコク	8 月 26 日	61	21	5	87	2,085 人
韓国	釜山	9 月 8 日	45	27	3	75	2,450 人
	ソウル	9 月 9 日	62	33	3	98	4,560 人

欧州（スイス）	ジュネーブ	9 月 12 日～14 日	21	0	0	21	208 人
インドネシア	スラバヤ	9 月 29 日	18	18	5	41	1,460 人
	ジャカルタ	9 月 30 日	41	27	7	75	3,855 人
ベトナム	ホーチミン	10 月 6 日	58	14	7	79	1,719 人
	ハノイ	10 月 7 日	63	14	6	83	1,708 人
中国	北京	10 月 20 日・21 日	14	4	1	19	1,725 人
	上海	10 月 27 日・28 日	11	4	1	16	950 人
ネパール	カトマンズ	11 月 24 日	3	0	0	3	427 人
マレーシア	クアラルンプール	12 月 15 日・16 日	23	11	1	35	2,397 人
アジア太平洋（マレーシア）	クアラルンプール	3 月 26 日～28 日	18	0	1	19	247 人

(2)外国人学生のための進学説明会実施状況

都市	日程	会場	参加大学等数	来場者数
東京	7月8日	サンシャインシティ・文化会館展示ホールD	184	1,867 人
大阪	7月14日	梅田スカイビル・アウラホール及びステラホール	132	1,740 人

(3)他機関が主催するイベント等への参加

海外では、5か国（中国・タイ・モンゴル・スリランカ・ベトナム）5都市において、他機関が主催するイベントに参加・協力し、ブース出展等により日本留学に関する情報提供を行った。また日本国内でも、アジア国際支援財団等の依頼を受け、2 都市 3 か所において、他機関が主催するイベントに参加・協力し、講演等により日本留学に関する情報提供を行った。

○日本留学海外拠点連携推進事業（※）との連携

日本留学海外拠点連携推進事業に採択された東京大学（南西アジア地域）、岡山大学（ASEAN地域）、筑波大学（南米地域）、北海道大学（サブサハラ地域）、北海道大学･筑波大学･新潟大学（ロシア･CIS地域）、九州大学（中東・北アフリカ地域）の各大学が実施する説明会へ職員を派遣する等により、日本留学に関する説明や個別ブースにおいて相談を行う等の協力を行った。

（※）文部科学省が戦略的な留学生受入れを行う大学を選考・採択し、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」（平成 25 年 12 月 18 日）において設定された重点地域に留学コーディネーターを配置し、日本留学のプラットフォームの構築、現地の情報収集の強化、日本留学の魅力の伝達等を行ってきた留学コーディネーター配置事業を拡充・発展し、平成 30 年度から行っているもの。

〈日本留学海外拠点連携推進事業における説明会への協力〉

国・地域	都市	日程
アルゼンチン ※筑波大学への協力	ブエノスアイレス	7 月 18 日
ブラジル ※筑波大学への協力	サンパウロ	7 月 20 日 ～22 日
ミャンマー ※岡山大学への協力	ヤンゴン	8 月 18 日
ロシア ※北海道大学・筑波大学・新潟大学への協力	モスクワ	10 月 12 日
インド ※東京大学への協力	ムンバイ	1 月 28 日 ・29 日
	プネ	1 月 30 日 ・31 日
	バンガロール	2 月 2 日 ・3 日
ウガンダ ※北海道大学への協力	カンパラ	2 月 7 日

（注）ウガンダは、ビデオ会議システムによるセミナー参加。

○大学等で留学生交流に携わる関係者を対象とする情報提供

(1)大学等の留学生交流担当者養成プログラムの実施

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育施設及び関係団体で留

学生交流業務に携わる教職員に対して、我が国への留学生受入れに関する分野の専門的知識を修得させること等により、留学生受入れ体制の整備・充実及び優秀な留学生の獲得を推進することを目的としたプログラムを実施した。

日程	会場	テーマ	参加者数
3月20日	東京国際交流館プラザ平成国際交流会議場	日本人学生の海外危機管理の対応について	84人
同上	兵庫国際交流会館会議室	同上	21人

（注）その他インターネット配信による視聴者　120 人

(2)ウェブマガジンの発行

留学生交流に携わる関係者向けに関連情報を掲載するウェブマガジン「留学交流」を発行した（毎月 10 日発行）。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

３　留学生支援事業

（１）　日本への留学前の学生に対する支援

②　日本留学試験の適切な実施

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	438,717	481,139	540,091	648,418	729,985
従事人員数（人）	8	8	8	8	9

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)年間応募者数（年度計画値）	中期目標期間中に前中期目標期間における応募者数の合計を上回る	—	38,500 人以上	41,600 人以上	44,300 人以上	46,500 人以上	48,500 人以上
（実績値）	—	35,930 人	38,601 人	44,163 人	52,858 人	59,563 人	66,478 人
（達成度）※各年度計画値を100%とする。	—	—	100.3%	106.2%	119.3%	128.1%	137.1%

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。海外の社会情勢の変化や、国内外の災害や大	得点の等化・標準化、海外実施における複数問題準備、試験監督の厳正化等により、試験実施の公平	試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行	〈26〉 日本留学試験の実施状況	○適正な試験問題作成及び点検の実施 得点の等化・標準化については、試験終了後得点等化・標準化処理を行い、受験者への結果通知及び大学等からの成績照会に対応した。また、海外における時差等を考慮し、複数種類の試験問題の作成及び点検を行った上で試験を実施した。	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・適正な試験問題の作成及び試験実施体制の改善、強化を行ったことは評価できる。 ・「日本留学試験（EJU）利用のご案内」の改定・送付等を通じて試験の利用と渡日前入学

	規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることとする。	性及び信頼の確保に努める。海外の社会情勢の変化や、国内外の災害や大規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることとする。	うとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を踏まえた日本留学試験の実施に努める。 　また、文部科学省が実施する日本留学海外拠点連携推進事業と連携するとともに、国内外の教育機関等への広報の充実や渡日前入学受入れを含めた試験の大学等の利用促進方策の実施等により、年間応募者数の拡大を図る。さらに、試験利用者の利便性向上に資する「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の安定的な運用に努める。		○試験実施体制等の改善・強化 (1)障害のある応募者への合理的配慮の措置 障害のある応募者に対応するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月に施行されたことを受け、平成 30 年度から試験小委員会に「配慮事項審査部会」を設置、応募者から障害等の理由により合理的配慮の申出があった場合には、「配慮事項審査部会」の審査を踏まえて措置を講じた。 (2)マニュアル等の改善 受験者数の増大に伴い実施会場が増加したため、監督者等からの意見も踏まえ、監督者が統一的な判断を行えるよう、受験者対応に関する直近の具体例を試験実施マニュアルに追記するとともに、受験票への書き込みを禁止するためのポスターを作成して周知を徹底するなどの改善を行った。 ○試験の利用促進のための取組 以下の取組により、大学等に対し、日本留学試験の利用及び渡日前入学許可(※)等の取組を促した。 日本留学試験利用校は 824 校(平成 29 年度 776 校)、うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校は 181 校(平成 29 年度 164 校)であった(平成 30 年度末現在)。 (※)渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のための出願者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可するものである。 (1)「日本留学試験(EJU)利用のご案内」の改訂・配布 「日本留学試験(EJU)利用のご案内」について、オンラインによる成績照会に関する説明を充実し、大学等における成績照会の利便性を向上させるなど、試験の利用の促進を踏まえた改訂を行い、大学等関係機関に直接送付することで周知を図った。 (2)大学院入試における利用の促進 大学に対する平成 31 年度の試験実施通知の際に、大学院入試への活用に関する案内文書を大学院の入試担当部局に直接送付して検討を促すことにより、試験の利用促進を図った。 (3)専門学校における利用の促進 平成 29 年度に引き続き「外国人留学生のための専門学校進学相談会」及び「かながわ留学生支援相談会」に参加し、当該相談会に参加した専門学校に「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を配付するなど、専門学校に対する利用促進を図った。加えて、平成 30 年度の試験実施通知の際に、全国専門学校各	許可の促進を図った結果、利用校と渡日前入学許可実施校数が増加したことは評価できる。 ・海外実施都市の拡充策として、新たにチェンマイにおいて試験を実施したことは評価できる。

<table>
<tr>
<td rowspan="2">また、事業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析し、収支改善に向けた取組を行うほか、国内外において日本留学試験の利用を促進する。</td>
<td>事業の収支改善に向けた分析を行い、応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減に向けた取組を行う。</td>
<td>加えて、事業の収支改善に向けた分析を進め、応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減について検討し、逐次実施する。</td>
<td></td>
<td>種学校総連合会に加盟する外国人留学生を受け入れる専門学校には実施通知を直接送付し、試験の利用促進を図った。

〇海外における試験実施都市の拡充
(1)新規実施都市での試行試験の実施
平成 29 年度に新規実施都市として選定されたチェンマイ(タイ)について、実施要項に基づき、平成 30 年度第 1 回試験において試行試験を実施した。

(2)新規実施都市での試験の実施
チェンマイ(タイ)での試行試験実施後、実施協力機関であるタイ王国元日本留学生協会と業務委託契約を締結し、平成 30 年度第 2 回試験において新規実施都市として試験を実施した。</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>また、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進に資する方策を検討・実施する。
さらに、外国人留学生の受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討する。</td>
<td>新たな海外における試験実施国・都市については、現地の日本留学需要及び試験実施体制、効果的な広報の時期等を十分調査し、既存の実施国・都市の見直しも含めて、次年</td>
<td>〈27〉年間応募者数
S:年間応募者数がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
A:58,200 人以上
B:48,500 人以上 58,200 人未満
C:38,800 人以上 48,500 人未満
D:38,800 人未満</td>
<td>〇年間応募者数の拡大のための取組
平成 30 年度日本留学試験においては、日本語教育機関等への広報や大学等への利用促進のための取組を行った。
海外においては、引き続き海外事務所による広報や日本留学フェア等における広報を行った他、ミャンマーにおける留学コーディネーターへの情報提供をはじめ、関係機関や日本留学海外拠点連携推進事業と連携した広報に努めた。
また、留学生事業の Facebook で、日本留学試験の最新情報を適時に発信した。
年間応募者数は、以下のとおり平成 30 年度計画値の 48,500 人を大きく上回った。

〈年間応募者数〉
<table>
<tr><th>区分</th><th>第1回</th><th>第2回</th><th>計</th></tr>
<tr><td colspan="3">第2期中期目標期間における合計応募者数</td><td>219,393人</td></tr>
<tr><td>平成26年度応募者数</td><td>18,823人</td><td>19,778人</td><td>38,601人</td></tr>
<tr><td>平成27年度応募者数</td><td>22,181人</td><td>21,982人</td><td>44,163人</td></tr>
<tr><td>平成28年度応募者数</td><td>26,680人</td><td>26,178人</td><td>52,858人</td></tr>
<tr><td>平成29年度応募者数</td><td>30,462人</td><td>29,101人</td><td>59,563人</td></tr>
<tr><td>平成30年度応募者数</td><td>33,816人</td><td>32,662人</td><td>66,478人</td></tr>
<tr><td colspan="3">第3期中期目標期間における合計応募者数(累計)</td><td>261,663人</td></tr>
</table>
</td>
<td>〈評定〉A

〈評定根拠〉
日本留学海外拠点連携推進事業とも連携しながら、国内外において幅広く日本留学試験の広報活動を実施したこと、また、試験利用者(応募者、受験者、利用校等)の利便性を向上させることを目的に開発した「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の運用等により、年間応募者数が 66,478 人に達し、前年度実績及び平成 30 年度計画値を大きく上回ったことは高く評価できる。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>度の実施計画を策定する。</td>
<td></td>
<td>〈参考：海外実施の状況〉
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>平成30年度</th><th>（参考）
平成29年度</th></tr>
<tr><td colspan="2">海外実施国・地域数</td><td>14の国・
地域18都市</td><td>14の国・
地域17都市</td></tr>
<tr><td rowspan="3">海外応募者数</td><td>第1回</td><td>7,022人</td><td>5,849人</td></tr>
<tr><td>第2回</td><td>7,049人</td><td>5,616人</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>14,071人</td><td>11,465人</td></tr>
</table>

○「平成 31 年度日本留学試験利用促進のための取組について」の策定
今後の効果的な応募者数増の取組に資するために、国内外の応募者層の属性等の調査を実施し、調査結果を分析した上で、これまでの取組を踏まえて効果のある取組により重点化した「2019 年度（平成 31 年度）日本留学試験利用促進のための取組について」を策定した（平成 31 年 3 月）。

○「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の運用
試験利用者（応募者、受験者、利用校等）の利便性を向上させ、試験利用の拡大を図ること等を目的に開発した「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」について、平成 30 年度第 2 回試験及び平成 31 年度第 1 回試験の国内における出願において、オンライン申請による受付を実施した。</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>〈28〉 収支改善に係る検討状況</td>
<td>○収支改善に係る検討
事業の収支改善に向けて、平成 29 年度の収支状況について、収支の項目別、実施国・地域別比較等、分析を行った。
また、受験料収入の増に資するため、平成 30 年度日本留学試験から日本、タイ及び香港において受験料を改定した。更に、平成 31 年度については、外部有識者から構成される平成 30 年度日本留学試験実施委員会の承認を得て、韓国において受験料を改定することとした。

〈日本留学試験受験料の改定状況〉
<table>
<tr><th>区分</th><th>改定内容</th></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>・日本（一科目のみ 6,130（発送料を含む）→7,560 円（発送料を含まない）、二科目以上 12,260（発送料を含む）→14,040 円（発送料を含まない））
・タイ（300→350 バーツ）
・香港（一科目のみ 400→450 香港ドル、二科目以上 750→850 香港ドル）</td></tr>
</table></td>
<td>〈評定〉B

〈評定根拠〉
収支改善に向けて収支状況の現状分析を行い、また、受験料の改定によって、受験料収入の増に資する取組を行ったことは評価できる。</td>
</tr>
</table>

				平成 31 年度	・韓国（一科目のみ 40,000→50,000 ウォン、二科目以上 65,000→80,000 ウォン）

<日本留学試験に係る事業収支の状況>　（単位：千円）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	383,547	445,972	527,047	607,038	708,490
支出	381,416	423,901	481,924	591,795	666,326

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

３　留学生支援事業

（１）　日本への留学前の学生に対する支援

③　日本語教育センターにおける教育の実施

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	575,435	522,040	518,060	503,501	533,124
従事人員数（人）	38	33	33	32	32

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)卒業予定者の満足度（計画値）	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
東京日本語教育センター（実績値）	—	97.0%	97.5%	97.1%	95.3%	97.9%	94.3%
（達成度）※計画値を100%とする。	—	—	121.9%	121.4%	119.1%	122.4%	117.9%
大阪日本語教育センター（実績値）	—	98.9%	98.1%	93.0%	98.2%	98.3%	100%
（達成度）※計画値を 100%とする。	—	—	122.6%	116.3%	122.8%	122.9%	125.0%

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
	中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
	日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべきカリキュラム・教材開発等を行う。	日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべきカリキュラム・教材開発等を行う。	国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、以下の施策を実施する。 ア．留学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。カリキュラム・教材開発を行い、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を開催する。また、外国人の現職日本語教員に対する	〈29〉 質の高い教育の実践状況	○カリキュラムの改善等 留学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践した。 東京・大阪両日本語教育センターの教職員が連携してカリキュラムの改善について検討を行い、学習内容及び学習目標の表記を、よりわかりやすく示した「日本語教育センター（JLEC）日本語スタンダード」（平成27年度作成）の運用を進め、教員を対象に行ったアンケート調査の結果に基づいて改訂を進めた。 ○教材の開発等 前年度に引き続き、以下の教材開発等に取り組んだ。 (1)日本語教材の開発・改訂 ①非漢字圏の学生に対応した教材 ・『知っていますか日本のこと　学ぼう話そう日本事情』を作成した。 ・試用版『【改訂版】進学する人のための使える日本語中級』（6 分冊）（平成 28 年度作成）の副教材（音声教材、試験等）の整備を進めた。 ②アラビア語圏の学生のための教材 ・アラビア語圏の学生を対象とした日本語初級教材『アラビア語話者のための場面と音声で覚える日本語入門教材　日本語で話そう！アブドラさんの日本留学体験記』を作成し出版に向けて作業を進めた。 (2)基礎科目※教材の開発・改訂 ①学部進学希望者のための教材 ・数学教材『日本で学ぶ留学生のための数学』を改訂した。 ・総合科目教材『進学する留学生のための世界史〈20 世紀〉』（試用版）を作成した。 ②アラビア語圏の学生のための教材 ・『物理テキストアラビア語圏の学生のための物理（熱力学編）』を作成した。 ・『物理テキストアラビア語圏の学生のための物理（原子編）』を作成した。 ※基礎科目：数学、物理、化学、生物、地理歴史・公民、英語、情報 (3)進学指導のための教材の開発 ・『進学する留学生のための面接』を作成し出版準備を進めた。 ○開発した教材の出版状況 先述した教材のうち、以下を出版し市販を開始した。 ① 『知っていますか日本のこと　学ぼう話そう日本事情』	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・日本語教材の開発を進めた他に、基礎科目教材『物理テキストアラビア語圏の学生のための物理（熱力学編）』や進学指導用教材『進学する留学生のための面接』等を作成するなど、他の日本語教育機関及び予備教育機関のモデルとなる取組は評価できる。 ・一部の教材の市販を開始し、一般でも容易に入手しやすくした取組は評価できる。 ・機構が中心となって、進学先教育機関や日本語教育機関と協力し、日本語教育等の質を高める取組を実施したことは評価できる。 ・インドネシア、モンゴル、ベトナム及びミャンマーの外国人現役教員を招聘し、日本語の指導方法について研修を行ったことは、海外における日本語教育の拡大普及につながる取組として評価できる。

研修及び教材の提供等を推進する。
東京日本語教育センターと大阪日本語教育センターの連携を強化し、効果的・効率的な事業の実施を推進する。

② 『日本で学ぶ留学生のための数学』
③ 『物理テキストアラビア語圏の学生のための物理（熱力学編）』
出版した教材は、いずれもISBN番号をつけて出版したことにより、通販サイトのアマゾンを含む一般の書籍販売のルートに載せ、広く販売することが可能となった。また、②と③は試行的にオンデマンド方式での出版としたことで、在庫管理は不要となった。

○卒業者の進学率の状況
平成30年度は、平成29年度に引き続き、日本の大学等への進学を希望して日本語学校で学ぶ留学生が増加していることに伴い、大学等進学先の入試倍率が上昇したが、きめ細かな個別の進学指導を行った結果、東京・大阪両日本語教育センターでは、これまでと同様の高い進学率を保つことができた。

（単位：人）

区分	平成30年度			（参考）平成29年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
進学希望者数(A)	169	105	274	163	93	256
進学者数(B)	164	100	264	160	92	252
進学率(B/A)	97.0%	95.2%	96.4%	98.1%	98.9%	98.4%

○研究協議会の開催
日本語予備教育の質の向上を図るために、進学先教育機関の留学生担当者と日本語教育機関関係者が緊密に情報交換、意見交換を行うことを目的とする研究協議会を、東京・大阪両センターで以下のとおり開催した。
また、成果の普及を図るため、実施概要報告をホームページ上に掲載した。
① 研究協議会（東京）
・日　程：平成30年6月23日
・テーマ：美術系進学希望者に対する進学指導の方法を考えよう
・参加者数：97人（49機関）
② 研究協議会（大阪）
・日　程：平成30年7月21日
・テーマ：留学生に求められるプレゼンテーション能力とその指導
・参加者数：80人（38機関）

○外国人の現職日本語教員研修
海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人現職日本語教員の研修を実施しており、平成30年度は、東京日本語教育センターではインドネシア、モンゴル、大阪日本語教育センターではベトナム、

					ミャンマーの教員を招き、それぞれ研修を実施した。 また、教員の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、教員所属機関における日本語教育を支援した。 〇教育実習生の受入れ 2 つの大学から教育実習生を受け入れた。 ・神戸女学院大学：平成 30 年 8 月 1 日～7 日　8 人 ・大阪大学：平成 30 年 11 月 14 日～20 日　2 人 〇日本語教員の海外派遣等 ・文部科学省からの要請により、海外（中国）の予備教育機関へ日本語教師 3 人を派遣した（平成 30 年 3 月～7 月）。 ・文部科学省より海外の予備教育機関（マレーシア）へ派遣される基礎教科教員 9 人の新規派遣教員研修に協力した（平成 30 年 12 月）。 〇「日本語教育センター紀要」の発行（年刊） 日本語教育センターの教育活動の成果を普及・共有することを目的として、教員による授業報告、教材作成報告のほか研究論文をまとめた「日本語教育センター紀要　第 14 号」を刊行し、高等教育機関及び日本語教育機関等に配布した（平成 30 年 7 月）。 〇東京・大阪両センターの連携による効果的・効率的な事業の実施 効果的・効率的な事業の実施を推進するため、以下の取組を行った。 (1)学生募集活動及び留学に関する情報提供 ・アラブ首長国連邦での留学フェアに東京・大阪両センターで出展するとともに、日本語教育センターの PR 資料の更新等を、両センターで連携して行った。 ・日本語教育センターへの学生受入促進のために、留学フェア等での使用を目的としてセンターのプロモーション用動画（韓国語版）を制作した。 (2)教職員間の相互交流 教職員間で相互交流し、授業見学や意見交換等を継続的に実施することによって、両センターにおける教員の指導力や教育の質の向上に努めた。 (3)教材の相互活用 東京・大阪両センターにおいて、各センターが開発した日本語初級、中級教材及び基礎科目教材を共有し、適宜授業にて相互活用した。	

					○国際交流活動への参加等 留学生、日本人双方が互いの国への理解を深めることにより、友好的な関係を築くとともに、将来、日本と自国との懸け橋になる人材を育成することを目的とし、以下のとおり交流活動を行った。 (1)国際交流活動への参加状況 日本語教育センター在校生が、地域の小・中・高校が実施する国際理解教育授業に参加した。また、大学生や社会人と国際交流等の活動を実施した。 ・東京:3 校・7 機関、19 回(参加者数:延べ 495 人) ・大阪:14 校、14 回(参加者数:延べ 120 人) (2)地域交流活動等への参加状況 日本語教育センター在校生が地域との交流活動等に参加した。 ・東京:108 件(延べ 821 人) ・大阪:94 件(延べ 1,677 人) (3)ホームステイ等への参加状況 ホームステイ受入団体等の協力を得て、東京では 4 件 28 人が、大阪では 5 件 67 人がホームステイやホームビジットに参加し、それぞれ日本人との交流を図った。	
			イ. 私費外国人留学生の受入れを抑制しつつ、国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。	〈30〉 留学生受入れに係る取組状況	○留学生の受入れに係る取組 ・私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、外国政府派遣等留学生の積極的な受入れを図るため、東京・大阪両センターが連携し、サウジアラビア大使館及びアラブ首長国連邦大使館と、政府派遣留学生の受入れについて協議した。 ・平成 30 年度より国立高等専門学校機構(以下、高専機構)において、タイ政府派遣の理工系トップクラスの中学校卒業レベルの留学生受入れを開始することになり、東京日本語教育センターにおいても、平成 30 年度に 8 人を受け入れ、1 年間の予備教育を実施した。この 8 人は平成 31 年度に高専 2 年次に編入した。 ・大阪日本語教育センターにおいては、公益信託井内留学生奨学基金の助成を受けたミャンマーからの留学生を継続して受け入れており、平成 30 年度は 10 人の留学生を受け入れた。また、同基金の助成を受けている留学生を対象とした推薦入学に関する協定締結に向けた協議を関係大学と行い、早稲田大学とは、協定文書を締結するに至った。 ・中東諸国からの留学生を獲得するため、東京・大阪両センターで、アラブ首長国連邦アブダビ首長国で開催された国際教育展「Najah Fair2018」に参加し、日本留学全般の広報、留学相談及びセンターの広報・学生募集を行った。 ・質の高い私費外国人留学生を確保するため、同窓会等の関係機関が推薦する優秀な学生を優先的に受け入れた。また、マレーシア、韓国、インドネシア、モンゴル、ベトナム、中国、台湾において、関係機関を訪問して入学説明会を開催し、センター及び留学に関する情報提供を行った。	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・外国政府派遣等留学生の積極的な受入れを図るため、関係大使館と協議したことは評価できる。 ・タイ政府及び国立高等専門学校機構と協議し、新たにタイからの中学校卒業レベルの留学生を受け入れたことは評価できる。 ・公益信託井内奨学金留学生奨学基金の助成を受けている留学生を対象とした推薦入学に関する提携に向け関係大学と協議及び協定文書を締結したことは評価できる。

・あしなが育英会と協議し、平成 30 年度から同会が支援するアフリカ人留学生を受け入れた。

○国費・政府派遣・私費別留学生受入れ数

前年度と比較し、国費留学生受入れ数はほぼ同等であるが、政府派遣等留学生数と私費留学生はともに増加した。私費外国人留学生については、全体的に増加傾向にある中、抑制しつつも、国費留学生の数が伸びない中において、バランスを取りながら受入れを行った。結果として、受入れ数全体に占める私費留学生の割合は変化がなかった。

<留学生受入れ状況>　（単位：人）

区分	平成30年度			(参考)平成29年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
受入れ数（計）	199	150	349	189	117	306
国費留学生	64	29	93	67	30	97
	―	―	(26.7%)	―	―	(31.7%)
政府派遣等留学生	52	24	76	38	13	51
	―	―	(21.8%)	―	―	(16.7%)
私費留学生	83	97	180	84	74	158
	―	―	(51.6%)	―	―	(51.6%)

<課程別受入れ状況>　（単位：人）

区分	平成30年度				(参考)平成29年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入れ数（計）	199	150	349	―	189	117	306	―
大学院等進学希望者	61	38	99	28.4%	65	32	97	31.7%
大学等進学希望者	138	112	250	71.6%	124	85	209	68.3%
（内数）準備教育の対象となる学生	7	20	27	7.7%	10	15	25	8.1%

（注）「割合」は、「受入れ数」に占める区分ごとの割合である。

〈非漢字圏からの学生数〉 （単位：人）

区分	平成30年度				(参考)平成29年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入れ数（計）	199	150	349	―	189	117	306	―
非漢字圏からの学生	137	79	216	61.9%	120	54	174	56.9%

卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の８０％以上から肯定的な評価を得られるようにする。	ウ．卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の８０％以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。	〈31〉 卒業予定者の満足度 S：肯定的評価の割合がＡ評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A：肯定的評価の割合が96%以上 B：肯定的評価の割合が80％以上96%未満 C：肯定的評価の割合が64％以上80%未満 D：肯定的評価の割合が64%未満	○修了予定者に対するアンケート調査 日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、平成30年度3月修了予定者に対するアンケート調査を平成31年2～3月に実施した。 (1)日本語教育センターに対する満足度 「満足」「やや満足」「やや不満足」「不満足」の4段階による満足度調査を実施し、東京、大阪ともに80%を上回る結果となった。 また、平成30年度には、「どちらでもない」を加えた5段階でのアンケートも試行的に実施し、東京は90.8%、大阪は100%という結果が得られた。 〈4段階評価による満足度〉 区分 / 平成30年度 / (参考)平成29年度 東京日本語教育センター / 94.3% / 97.9% 大阪日本語教育センター / 100% / 98.3% （アンケート回収率　東京：99.4%、大阪：97.2%） (2)個別項目に対する満足度調査 ・日本語の授業、日本語の教材、日本語教員、基礎科目、進路指導、課外活動、学習環境、生活サポート、交流活動、教育サービスの各項目についての調査を行った結果、東京日本語教育センターの日本語の教材及び基礎科目については 80%以上であったが、それ以外の項目についての満足度は 90%以上であった。 ・東京日本語教育センターにおける「基礎科目」の満足度は、83.5%で、昨年度の 85%を少し下回った。大阪日本語教育センターにおける「基礎科目」の満足度は、90.4%で、昨年度の 81.4%を上回った。	〈評定〉Ｂ 〈評定根拠〉 ・修了予定者のアンケート調査において、学校満足度が東京・大阪ともに目標値を上回ったことは高く評価できる。 ・東京日本語教育センターの基礎科目に対する満足度は、平成 28 年は 80%を下回ったが、担当教員との連携を進め教員の指導強化やより適切なクラス編成に努めたことにより、平成 30 年度は平成 29 年度に引き続き 80%を上回ったことは評価できる。 ・平成 30 年度に、試行的に「どちらでもない」を加え 5 段階評価でも調査を実施し、評価方法についての検討を行った。個別の項目では、80%を下回るものもあったが、全体の満足度は、東京は 90.8%、大阪は 4 段階評価同様 100%と、5 段階でも高い評価が得られたことは評価できる。 ・平成 29 年度に実施した修了予定者のアンケート結果を踏まえて、授業や学習指導、学生生活に係るサポートについて改善したことは多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質

<参考：4 段階評価による個別項目に対する満足度>

設問	東京日本語教育センター	大阪日本語教育センター
日本語の授業	93.9%	99.3%
日本語教材	89.0%	98.5%
先生	98.2%	97.8%
基礎科目の授業	83.5%	90.4%
進路指導	97.0%	98.5%
課外活動	92.1%	97.8%
学習環境	98.8%	95.6%
生活サポート	95.1%	100.0%
交流活動有無	有 58.9%	有 94.2%
交流活動	96.0%	98.4%
教育サービス	94.0%	100.0%

※「交流活動有無」については、参加「有」の割合を示しており、次の「交流活動」は、交流活動参加者を対象とした満足度を示している。

※5 段階評価では、基礎科目の授業に関する満足度のみ、80%を下回ったが、その他については、全て 80%を超える結果となった。

○平成 29 年度のアンケート結果を踏まえた改善

(1)東京日本語教育センターにおける「基礎科目」満足度改善の取組

基礎科目は、数学、物理、化学、生物、地理歴史・公民、英語、情報である。

毎年度、基礎科目の満足度が、日本語科目に比べ低くなる傾向がある理由として、日本語に比べ、基礎科目は各教科のシラバス、学習要領が各国で異なること、また、各学生の自国で身に付けた学力にも差があるため、日本の大学等に進学するという目標は同じでも、各学生に必要な授業が一定のものに定まりにくいことが原因と考えられる。

基礎科目担当教員とミーティングを行い、学生のニーズの把握、学習状況の共有、指導の改善に努めた。授業評価のアンケートにおいて、特に評価が低い基礎科目担当教員に対し、具体的な助言と指導を行った。また、必要に応じて学生と面談を行い、学力を把握し、より適切なクラス編成を行った。

(2)授業、学生生活に係るサポートの改善

の高い教育の実施という観点から評価できる。

					①学習についてのサポート 授業内容等の学生からの相談に対して、可能な限り柔軟にきめの細かい対応を行った。なお、学力レベルが十分でない学生に対しては、個別に補習授業等を行い学力アップを図った。 ②学習環境の改善 ・大阪日本語教育センターにおいては、黒板をホワイトボードに取替え、電子黒板等ICTに対応する機器の機能をより使いやすいものにした。 ・東京日本語教育センターにおいては、図書室で自習する学生が多く、机の空きがないことも多いため、平成 29 年度に引き続き間仕切りのある大きいテーブルと椅子を購入し、学習スペースを拡大したとともに書棚付き机を修理した。 ③進路指導 ・進路指導においては、学生の希望や学力に沿って個別に指導を行った。 ・東京日本語教育センターでは、10 大学を招聘し、大学・大学院進学説明会を 11 回開催した。また、平成 31 年 1 月 22 日に東京学生交流館館生を講師として大学院進学予定の学生のために大学院スタディ＆ライフガイダンスを開催した。 ・大阪日本語教育センターでは、平成 30 年 7 月 12 日に関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学の 4 大学説明会、平成 30 年 9 月 6 日に全国 27 大学の合同進学説明会を開催した。 ④学生生活に係るサポート 生活における学生の悩みには、教職員及びレジデント・アシスタント（留学生の生活サポートを行う日本人学生）、カウンセラーが連携して、出席率が低下した学生との面接等を積極的に推進し、引きこもり等異文化不適応学生の状況悪化の予防及び卒業率の向上に努めた。	

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

３　留学生支援事業

（２）　外国人留学生に対する在学中の支援

①　外国人留学生に対する学資金の支給

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	7,543,194	7,462,993	7,778,124	7,090,313	6,888,356
従事人員数（人）	18	19	20	19	21

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。 国費外国人留学生の選考における審査事務	大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。 国費外国人留学生の選考における審査事務	国費外国人留学生制度、留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度（協定受入）に係る奨学金支給業務を円滑に実施する。 国費外国人留学生の選考における審査事務	<32>　外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	○国費外国人留学生の給与支給業務 国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等の支給業務を行った。 <国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等支給状況> 平成30年度（平成31年3月分）：9,611人 （参考）平成29年度（平成30年3月分）：9,942人 ○国費外国人留学生の選考における審査事務 文部科学省担当官と月例の打合せを行うことにより連携を図り、事務分担に基づき、申請書類の受付及び確認、選考審査資料の作成、国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会の開催及び審査結果の文部科学省への報告等を行った。 <国費外国人留学生選考委員会の実施状況> 国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等：日程 研究留学生専門部会大学推薦分科会：5月16日 日本語・日本文化研修留学生、教員研修留学生合同専門部会：6月11日	〈評定〉Ｂ 〈評定根拠〉 ・国費外国人留学生制度に係る給与（奨学金）支給を円滑に実施するとともに、文部科学省と分担・連携のうえ、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したことは評価できる。 ・留学生受入れ促進プログラムによる文部科学省外国人留学生学習奨励費の給付業務を円滑に実施するとともに、「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を厳格に運用し、適切な措置を講じたことは評価できる。 ・留学生受入れ促進プログラムにおいて、グローバル化を一層進める観点から、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に

等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。
　私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費について、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。

等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。
　私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。
　私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、学資金を重点

については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。
　また、留学生受入れ促進プログラムによる私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用する。

　私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点

研究留学生専門部会国内採用・延長分科会	6月18日～6月21日
学部留学生専門部会	7月19日～7月24日
高等専門学校・専修学校留学生専門部会	10月29日
研究留学生専門部会大使館推薦分科会（医学・農学）	10月29日
研究留学生専門部会大使館推薦分科会（人文・芸術、社会科学）	10月31日
学部留学生専門部会	10月31日
研究留学生専門部会大使館推薦分科会（工学・理学）	10月31日
学部留学生専門部会	2月14日～2月19日
研究留学生専門部会大学推薦分科会	2月14日～2月19日
研究留学生専門部会国内採用・延長分科会	2月14日～2月19日

○留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）の実施
優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者に対して文部科学省外国人留学生学習奨励費を以下のとおり給付した。

(1)支援内容
奨学金月額：大学院・学部レベル 48,000 円
日本語教育機関 30,000 円

(2)平成 30 年度採用実績

平成30年度	(参考)平成29年度
8,467人	9,156人

(3)グローバル化のための重点配分
グローバル化を一層推進する観点から、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択されたプログラム、「日本留学海外拠点連携推進事業」、「スーパーグローバル大学創成支援事業」及び「留学生就職促進プログ

配分したことは評価できる。
・海外留学支援制度（協定受入）に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。

		的に配分する。	的に配分する。		ラム」に採択された大学等、外国人留学生の日本における就職・定着支援を行う大学等及び専修学校職業実践専門課程に対して重点配分を行い、1,417 人を採用した（参考：平成 29 年度は 1,082 人）。 (4)留学生受入れ促進プログラムに係る不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の厳格な運用 ・平成 26 年度に策定した「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」に定めた不法残留者に関する要件に合致した大学等（16 校）に対し、平成 30 年度に推薦依頼数又は採用数の削減措置を行った。 ・削減割合の見直しを行い、同基準を改正した上で、令和元年度に削減措置が適用される大学等（24 校）に対して、当該措置の対象となる旨の通知を行った。また、令和 2 年度以降に削減措置が適用される可能性のある大学等に対しては、注意喚起を行った。 〇海外留学支援制度（協定受入）（※）の実施 我が国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8 日以上 1 年以内の期間受け入れるプログラムを審査の上で以下のとおり採択し、採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対し奨学金を支給した。 （※）平成 26 年度までは「海外留学支援制度（短期受入）」 (1)プログラムの採択 各大学等が開設した特色ある短期留学生受入れプログラムをプログラム枠として、グローバル化を一層推進する観点から重点枠を、それぞれ以下のとおり採択した。 <海外留学支援制度(協定受入)採択プログラム数 >　（単位：件） 区分 / 平成 30 年度 / （参考）平成 29 年度 プログラム枠 / 372 / 330 重点枠 大学の世界展開力強化事業 / 55 / 52 重点枠 スーパーグローバル大学創成支援 / 44 / 42	

	UMAP 推進	5	9
計		476	433

（注）プログラムには、留学生の受入のみの「短期研修・研究型」と留学生の派遣及び受入を一体とした「双方向協定型」がある。

(2)支援内容
奨学金月額：80,000円

(3)平成 30 年度支援実績
以下のとおり採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対して、奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績（新規採用者分）〉　（単位：人）

区分		平成 30 年度	（参考）平成 29 年度
プログラム枠		6,014	5,787
重点枠	大学の世界展開力強化事業	1,002	748
	スーパーグローバル大学創成支援	696	671
	UMAP 推進	15	29
計		7,727	7,235

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績〉　（単位：人）

区分	平成 30 年度	（参考）平成 29 年度
継続支援者数	1,905	2,213

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

３　留学生支援事業

（２）　外国人留学生に対する在学中の支援

②　外国人留学生に対する宿舎の支援等

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	1,450,952	1,439,006	1,362,646	1,555,912	1,547,607
従事人員数（人）	6	8	9	9	9

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)東京国際交流館における収支の改善状況（年度計画値）	収支改善を図る。	—	81.6%以上	88.1%以上	93.6%以上	95.3%以上	100.0%以上
（実績値）	—	76.1%	84.1%	85.5%	98.3%	95.4%	96.9%
（達成度）※各年度計画値を100%とする。	—	—	103.1%	97.0%	105.0%	100.0%	96.9%
(2)兵庫国際交流会館における収支の改善状況（年度計画値）	収支改善を図る。	—	92.9%以上	94.7%以上	96.5%以上	98.3%以上	100.0%以上
（実績値）	—	91.1%	87.4%	97.1%	102.1%	127.2%	129.5%
（達成度）※各年度計画値を100%とする。	—	—	94.1%	102.5%	105.8%	129.4%	129.5%

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等への売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成２６年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等に対して適切な配慮を行うとともに、入居率の低下や収支状況の悪化を招かないよう留意する。	札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成２６年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等への丁寧な説明や外国人留学生のための住環境の維持等に留意	金沢国際交流会館については、確実に売却を進める。	〈33〉国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況	○札幌、金沢の各国際交流会館の売却に向けた取組 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）平成26年度フォローアップ結果」（平成26年8月29日内閣官房行政改革推進本部事務局）により、札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館について売却交渉を進めるとされた。 このうち売却が完了していなかった金沢国際交流会館については、平成30年3月16日付けで石川県と無償譲渡の不動産譲渡契約を締結し、平成30年4月1日に引渡しを行った。	〈評定〉B 〈評定根拠〉 計画どおり、金沢国際交流会館の引渡しを行ったことは評価できる。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>するとともに、近隣大学への積極的な働きかけを行うことにより入居率の低下や収支状況の悪化を招かないようにする。</td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。その際、国内外の優秀な学生の居住、学生間の相互理解や外国人留学生の我が国に関する理解の増進、将来につながる人的ネットワークの構築、優秀な外国人留学生の我が国での就職</td>
<td>東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、使用料（館費）の見直しや業務委託費の削減等の多様な方策を検討・実施することにより収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用するため、民間に比して低廉な使用料（館費）の宿舎の提供、複数の大学等の学生が利用できる交流拠</td>
<td>東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用、優秀な国内外の学生が共に居住する拠点等としての活用、居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての活用、利用した卒業生による同窓</td>
<td>〈34〉東京国際交流館における収支の改善状況
S：収支比がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
A：収支比120.0％以上
B：収支比100.0％以上 120.0％未満
C：収支比80.0％以上100.0％未満
D：収支比80.0％未満
※収支比＝収入額÷支出額×100（％）</td>
<td>○東京国際交流館における収支改善に向けた取組
収支の改善に向けて以下の取組を行った。
(1)入居者確保に係る取組
・各大学に配分した居室で、30 日以上空室のまま入居申請がなかった居室については配分の取消しを行い、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行った。また、大学推薦による入居者募集を積極的に行うとともに、通常の募集とは別に臨時募集を行い、入居率向上に努めた。
・これらの結果、平成 30 年度における平均入居率は 91.2%となった。前年度の平均入居率 92.6%には 1.4 ポイント減となり僅かに及ばない結果となった。
・入居率低下の要因は以下のとおりである。
【居室内装工事の増】
平成 29 年度 39 室 → 平成 30 年度 77 室
【入居許可後の辞退室数の増】
平成 29 年度 38 室 → 平成 30 年度 52 室
【C、D 棟（夫婦・家族棟）の申請室数の減】
平成 29 年度 101 室 → 平成 30 年度 93 室

〈東京国際交流館の入居率〉
<table><tr><th>会館名</th><th>平成30年度</th><th>（参考）
平成29年度</th></tr><tr><td>東京国際交流館</td><td>91.2%</td><td>92.6%</td></tr></table>
〈東京国際交流館の入居者数内訳〉
<table><tr><th>区分</th><th>平成 30 年度</th><th>（参考）
平成 29 年度</th></tr><tr><td>外国人留学生</td><td>651人</td><td>664人</td></tr></table></td>
<td>〈評定〉C

〈評定根拠〉
大学に配分した居室の運用方法の見直し等により入居率の向上に努めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への協力も踏まえた屋上スペースの有償貸出し等による収入増に努めた結果、収入を大幅に増やすことができ、収支比が平成 29 年度比 1.5 ポイント改善したことは評価できるが、施設の老朽化に伴う多数の修繕により支出が増加し、年度計画値100.0%以上を達成することができなかった。
今後、施設のさらなる老朽化に加え、業務委託費や修繕費の値上がりなど更に困難な状況となっていくことが想定されるが、収支改善を図るべく、一層の取組を行っていく必要がある。</td>
</tr>
</table>

の支援等による定着の促進、といった点に留意する。

点としての活用、優秀な国内外の学生が共に居住する拠点としての活用、利用した卒業生による大学等の枠を超えた同窓会組織の構築、居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての活用、及び拠点としての就職支援の充実、といった取組を行う。

会組織の活動支援等、国際交流の拠点としての取組を行うこととし、国際塾、交流研究発表会及び就職セミナーなどの国際交流事業を実施するとともに、オリンピック・パラリンピック活動への協力等を通じて、交流拠点の活用と機能強化を行う。

日本人学生	35人	31人
研究者	37人	38人
計	723人	733人

(2)収支改善に向けた収入確保への取組状況

・総務省が行う不法無線局の探知、空港・警察・消防などの重要無線通信の監視、重要イベント（サミット、オリンピック・パラリンピック等）での運営保全、電波の発射状況の調査受託者に対し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会東京ベイゾーン会場周辺の小型モニタリングセンサ設置のため、屋上スペースを有償で貸し出した。

・屋上の一部を通信事業者のアンテナ設置場所として有償で貸し出した。また、平成 31 年度に新規参入を希望する通信事業者と貸出しに向けた協議を進めた。

(3)収支の状況

<東京国際交流館の収支の状況>

区分	平成30年度	(参考)平成29年度
収入	535,974千円	510,535千円
支出	552,924千円	535,387千円
収入－支出	△16,950千円	△24,852千円
収入÷支出	96.9%	95.4%

・入居者確保の取組やその他収入確保の取組を行い、昨年度に比べて収入自体は増やすことができたものの、施設の老朽化（竣工後 18 年が経過）に伴い、居室内装工事など留学生・研究者宿舎としての運営及び維持管理に必要不可欠な修繕が多数生じ、支出が増加したことから、支出が収入を上回ることができなかった。

○入居者の満足度

国際交流会館等の運営における改善・充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成 30 年 12 月に入居者に対するアンケート調査を実施し、そのうち、生活全般についての満足度に関して、以下のとおり回答を得た。

<入居者アンケート結果>

区分	平成30年度	(参考) 平成29年度
満足度に関する設問の回答者数(a)	634人	656人

回答者のうち満足と答えた者(b)	599人	638人
満足と答えた者の割合(b/a)	94.5%	97.3%

（平成 30 年度アンケート回答率：85.1%）

			<35> 兵庫国際交流会館における収支の改善状況 S：収支比がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A：収支比120.0 %以上 B：収支比100.0 %以上 120.0%未満 C：収支比80.0%以上100.0 %未満 D：収支比80.0%未満 ※収支比＝収入額÷支出額×100（%）	○兵庫国際交流会館における収支改善に向けた取組 収支の改善に向けて以下の取組を行った。 (1)入居者確保に係る取組 ・各大学に配分した居室で、30 日以上空室のまま入居申請がなかった居室については配分の取消しを行い、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行った。また、大学推薦による入居者募集を積極的に行うとともに、通常の募集とは別に臨時募集を行い、入居率向上に努めた。 ・これらの結果、平成 30 年度における平均入居率は 92.1%となり、前年度平均入居率から 2.9 ポイント増となった。 <兵庫国際交流会館の入居率> 会館名 / 平成30年度 / （参考）平成29年度 兵庫国際交流会館 / 92.1% / 89.2% <兵庫国際交流会館の入居者数内訳> 区分 / 平成 30 年度 / （参考）平成 29 年度 外国人留学生 / 161人 / 154人 日本人学生 / 13人 / 14人 研究者 / 6人 / 6人 計 / 180人 / 174人 (2)収支の状況 <兵庫国際交流会館の収支の状況> 区分 / 平成30年度 / (参考)平成29年度 収入 / 83,636千円 / 79,389千円 支出 / 64,571千円 / 62,391千円	〈評定〉A 〈評定根拠〉 入居率の向上に努め、平成29 年度比に対して、入居率が2.9 ポイント増、収支比が 2.3ポイント増したことは評価できる。

収入－支出	19,065千円	16,998千円
収入÷支出	129.5%	127.2%

○入居者の満足度
国際交流会館等の運営における改善・充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成 30 年 12 月に入居者に対するアンケート調査を実施し、そのうち、生活全般についての満足度に関して、以下のとおり回答を得た。

〈入居者アンケート結果〉

区分	平成30年度	（参考）平成29年度
満足度に関する設問の回答者数(a)	157人	162人
回答者のうち満足と答えた者(b)	153人	160人
満足と答えた者の割合(b/a)	97.5%	98.8%

（平成 30 年度アンケート回答率：84.7%）

〈36〉東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況

○東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点活動

(1)東京国際交流館における国際交流事業
・平成27年度に機構内に設置した「「国際交流の拠点事業」に関するプロジェクトチーム」（以下、「PT」という。）における方針等を踏まえ、東京国際交流館の施設等を活用し、以下のプログラムを実施し、東京国際交流館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解、参加者間の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。
・機構が支援する学生等を対象として実施する我が国の伝統芸能の理解促進に資する事項について、相互に連携及び協力してその推進を図ることを目的とした独立行政法人日本芸術文化振興会との協定（平成30年9月21日締結）を踏まえ、事業を行った。
・東京国際交流館同窓会が、機構の協力により「東京国際交流館入居者への就職相談会」を開催し、東京国際交流館入居者（外国人留学生及び研究者等）を中心とした参加者に対して、日本における就職支援の機会を提供した。

プログラム名	内容等	参加者数	日程	使用施設
講演会	東京国際交流館能楽体験・鑑	39人	5/30	（外部施設）

〈評定〉B

〈評定根拠〉
プロジェクトチーム及び他機関との検討・調整を踏まえ、様々な国際交流活動を実施することにより、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館を国際交流拠点として活用できたこと、また、オリンピック・パラリンピック活動への協力等により、交流拠点として活用・機能強化できたことは評価できる。

					「国際塾」	賞教室				
						東京国際交流館定期能楽教室	21人	6/24、7/15、8/25	日本語研修室（及び外部施設）	
						第44回	なぜ初音ミクが世界で支持されるのか	113人	5/19	国際交流会議場
						第45回	深海やかはづ飛び込む	100人	1/12	国際交流会議場
						第46回	被災地・気仙沼市の挑戦～復興と地方創生～	191人	1/23	国際交流会議場
					交流研究発表会	第59回	What is MY STUDY?	155人	4/21	国際交流会議場等
						第60回	What is MY STUDY?	94人	7/21	国際交流会議場等
						第61回	What is MY STUDY?	97人	11/3	国際交流会議場等
						第62回	国際理解ワークショップ	93人	2/3	国際交流会議場等
					※国際理解ワークショップは交流研究発表会の一環として実施					
					国際シンポジウム		ポップ・テクストの力―日本文化の対話的発展に向けて	116人	1/13	国際交流会議場
					※筑波大学との共催により実施					
					地域住民等との交流		国際交流フェスティバル	4,602人	8/11	交流広場等
					文化・芸術展		フォトコンテスト	92作品	8/11～9/2	多目的スペース
					入居者交流事業		春季ウェルカムパーティー	約260人	4/26	体育室
							秋季ウェルカムパーティー	約250人	10/25	体育室
							同窓会組織による入居者への就職相談会	86人	2/3	メディアホール
							感謝祭「Love Our Home」	約280人	3/3	国際交流会議場等

					他機関主催事業への連携・協力	オリンピック・パラリンピック活動への協力	東京都オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業への入居者参加	39人※	6/12、6/28、7/6、7/10、7/19、9/8、9/19、10/20、10/22、10/31、11/1、11/16、11/21、12/18、2/20、2/23、3/12	（外部施設）
							外国人留学生のための交流フェスタ（東京都、警視庁との共催）	266人	10/20	国際交流会議場等
						（独）日本芸術文化振興会との相互連携協力に係る基本協定を踏まえた協力	国立劇場平成30年10月歌舞伎公演への入居者参加	42人※	10/21	（外部施設）
							National Theatre Backstage Tour ＋PLUS in English への入居者参加	6人※	1/25	（外部施設）
						留学生団体の活動への協力	在日本ガーナ学生団体主催シンポジウムへの協力	35人	7/28	会議室
							在日本ガーナ学生団体主催新歓及び年末パーティーへの協力	25人	12/22	調理実習室及び体育室
						その他の機関との連携・協力	読響アンサンブル・シリーズへの協力	37人※	4/9、10/22、12/4、2/5、2/19	（外部施設）
							国費外国人留学生歓迎会（文部科学省との共催、文部科学省国費留学生協会の協力）	472人	11/17	国際交流会議場等

※プログラム全体の参加者のうち、東京国際交流館入居者の参加者数である。
また、複数回実施したプログラムについては、参加者数の合計である。

(2)兵庫国際交流会館における国際交流事業

・兵庫国際交流会館において、大学コンソーシアムひょうご神戸が、「ひょうご留学生インターンシップ」（平成30年6月～10月）を開催し、兵庫国際交流会館入居者（外国人留学生及び研究者等）を中心とした参加者に対して、日本における就職支援の機会を提供した。

・PTにおける方針等を踏まえ、兵庫国際交流会館の施設等を活用し、以下のプログラムを実施し、兵庫国際交流会館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解を図るとともに、参加者間等の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。

プログラム名		内容等	参加者数	日程	使用施設
講演会「国際塾」	第5回	能楽体験教室	51人	10/27	多目的ホール
	第6回	和算への招待	27人	1/26	多目的ホール
交流研究発表会	第8回	What is MY STUDY?	33人	5/26	多目的ホール
	第9回	What is MY STUDY?	30人	11/23	多目的ホール
	第10回	国際理解ワークショップ	39人	1/19	多目的ホール
※国際理解ワークショップは交流研究発表会の一環として実施					
入居者交流事業		春季ウェルカムパーティー	約190人	4/13	多目的ホール
		秋季ウェルカムパーティー	156人	11/2	多目的ホール
		フェアウェルイベント	26人	3/15	G-Navi コモンズ
地域住民等との交流		国際交流フェスティバル	705人	12/9	多目的ホール等
他機関主催事業への連携・協力		国費外国人留学生歓迎会（文部科学省との共催、文部科学省国費留学生協会・大学コンソーシアムひょうご神戸の協力）	255人	6/16	多目的ホール等

・上記に加え、「兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業」（兵庫国際交流会館の施設等を活用し、留学生交流を推進する計画を公募する事業。兵庫国際交流拠点事業推進協議会（大学コンソーシアムひょうご神戸及び神戸大学により構成される事業体）が受託。）により、以下のプログラムを実施した。

プログラム名	内容等	参加者数	日程	使用施設
多文化・多言語理解を目指した取組み	神戸市立博物館から旧居留地を歩こう	47 人※	4/21、10/20	（外部施設）
	人と防災未来センター見学会	14 人	6/16	（外部施設）
	「日本語でおしゃべり！」の会	13 人	6/23	G-Navi コモンズ
	Nada Global Village	130 人※	4/12～3/26	G-Navi コモンズ
	ファシリテーションを学ぶ	140 人※	6/22～2/24	G-Navi コモンズ
	第１回多文化多言語ワークショップ/留学生と子どもの交流会「子ども×世界×交流」	24 人	7/21	G-Navi コモンズ
	ランゲージサロン（英語・中国語）	（英語）15 人（中国語）12 人※	（英語）6/29～8/31（中国語）7/13～8/31	G-Navi コモンズ
	巻きずしを作りましょう	15 人	10/13	調理室
	留学生・日本人学生協働プログラム：兵庫県立大学GLEP協働	47 人	11/24	多目的ホール
	着物を着てみましょう	22 人	12/1	和室
	白鶴酒造資料館への誘い	23 人	12/1	（外部施設）
	第２回多文化多言語ワークショップ「多様性あることばと文化：ブラジルと中国の言語」	26 人	12/1	G-Navi コモンズ
	ランゲージサロン（英語）	13 人※	12/12～2/13	G-Navi コモンズ
	神戸新聞社見学会	25 人	1/16	（外部施設）
	「折り紙」をしましょう	11 人	2/2	G-Navi コモンズ
	第３回多文化多言語	23 人	2/23	G-Navi コモンズ

					ワークショップ「世界の教育事情」			
				社会型日本語教育	生活のための日本語講座	25 人※	5/10～7/19、10/4～3/7	G-Navi コモンズ
					就活のための日本語教室	39 人※	5/19～7/21、10/20～12/22	G-Navi コモンズ
					留学生のための日本語アカデミックライティングラボ	123 人※	5/14～8/3、10/29～2/1	G-Navi コモンズ
					留学生を支援する人のための日本語ライティング指導実践セミナー	17 人	3/6	G-Navi コモンズ
				防災教育	防災ワークショップ「BOUSAI KUNREN ～神戸のまちで～」	28 人	12/16	G-Navi コモンズ
				キャリアサポート	情報交換会「多様化する住環境と留学生受け入れ―多文化共生の観点から―」	26 人	6/5	G-Navi コモンズ
					NGVキャリアデザインシンキング	57 人	10/28	研修室 1
					G-Naviフォーラム　オフ・キャンパスにおける学びの可能性『兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業』の取り組み	53 人	1/31	G-Navi コモンズ
				その他	シンポジウム「多文化共生から始まる防災・減災と復興　災害とリーダーシップ」	125 人	12/2	多目的ホール
				※複数回実施したプログラムについては、参加者数の合計である。				
外国人留学生の	外国人留学生に	また、留学生受入	〈37〉留学生借り上げ	○留学生借り上げ宿舎支援事業の実施 留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度（協定受入）と連携し、留学生借				〈評定〉B

	ための大学等の宿舎を安定的に確保するため借り上げ宿舎支援事業を行う。	対する借り上げ宿舎を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。	れ促進プログラム等と連携しつつ、留学生借り上げ宿舎支援事業を実施する。	宿舎支援事業の実施状況	り上げ宿舎支援事業を以下のとおり実施し、外国人留学生のための宿舎確保を推進した。 (1)文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援 採択結果：延べ145校 1,946戸 142,638千円 （参考）平成29年度採択結果：延べ140校 2,067戸 145,766千円 (2)海外留学支援制度（協定受入）支援 採択結果：延べ9校 86戸 6,333千円 （参考）平成29年度採択結果：延べ10校 119戸 7,910千円 (3)ホームステイ支援 採択結果：延べ13校 245世帯 3,710千円 （参考）平成29年度採択結果：延べ18校 236世帯 4,208千円 〇不正受給、不正使用を防ぐための取組 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）における「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」 ・平成25年度に策定した経理書類調査計画をもとに、平成29年度に支援金を交付した大学等の一部を無作為に抽出し、本事業に係る経理書類（帳簿、証憑書類）を提出させて調査を行い、大学等における適正処理を促す取組を実施した（調査件数：平成30年度30校）。 ・平成27年3月に策定した不正受給等に対する「留学生借り上げ宿舎支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」について、前年度に引き続き、ホームページ及び募集要項等への掲載により各大学等へ周知した（平成30年5月）。	〈評定根拠〉 ・外国人留学生のための大学等の宿舎を安定的に確保するため、留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度（協定受入）と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を円滑に実施したことは評価できる。 ・募集停止措置に係る取扱基準を周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

３　留学生支援事業

（２）　外国人留学生に対する在学中の支援

③　外国人留学生等の交流推進

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	Ⅰ－３－（２）－②に含む。	Ⅰ－３－（２）－②に含む。	Ⅰ－３－（２）－②に含む。	Ⅰ－３－（２）－②に含む。	Ⅰ－３－（２）－②に含む。
従事人員数（人）	Ⅰ－３－（２）－②に含む。	Ⅰ－３－（２）－②に含む。	Ⅰ－３－（２）－②に含む。	Ⅰ－３－（２）－②に含む。	Ⅰ－３－（２）－②に含む。

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	国際交流会館等において、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	〈38〉 国際交流事業の実施状況	○留学生地域交流事業の実施 外国人留学生の受入れ環境を整備し、留学生交流を促進するために、公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との相互理解を図るため「留学生地域交流事業」を実施した。 平成30年度は、一般公募により95件の応募があり、47事業を支援した。 〈採用件数(事業別)〉　（単位：件）	〈評定〉Ｂ 〈評定根拠〉 外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業として、「留学生地域交流事業」を適切に実施し、一般公募の 47 事業を支援したことは評価できる。

	事業の種類	応募件数	採用件数
1	国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業	25	14
2	外国人留学生の生活支援体制整備のための事業	18	4
3	外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業	49	26
4	外国人留学生の各種支援を目的とする関係諸機関相互のネットワーク整備のための事業	2	2
5	国際交流会館等地域交流事業	1	1
合　計		95	47

〈採用件数(地域別)〉　（単位：件）

地域	応募件数	採用件数
北海道	15	7
東北	10	6
関東	24	8
中部	7	4
近畿	19	10
中国	11	4
四国	5	4
九州	4	4
合　計	95	47

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

３　留学生支援事業

（３）　外国人留学生に対する卒業・修了後の支援

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	80,342	82,841	76,016	70,516	77,228
従事人員数（人）	1	1	1	1	1

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

①　外国人留学生に対する就職支援

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
日本への留学が魅力的なものとなるよう、大学や関係機関との連携の下で外国人留学生が卒業・修了した後の就職支援や帰国後のフォローアップを行う。	日本への留学が魅力的なものとなるよう、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援を関係機関等と連携して行う。	国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象としたガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機関等と連携して行う。	〈39〉 外国人留学生に対する就職支援の実施状況	○就職支援に関するガイダンスの実施 大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア・就職ガイダンス」において、外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッションの企画運営を分担し、「外国人材活躍推進プログラム」（※）の一環として、関係機関との連携・協力により、以下のとおり実施した。 （※）「外国人材活躍推進プログラム」とは、「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）等を踏まえ、日本経済の更なる活性化を図り、国際競争力を高めていくため、高度外国人材の「卵」たる留学生等の国内での就職拡大に向けて、関係省庁・団体連携の下、平成27年度より実施している取組。プログラムに位置づけられたセミナーやイベント等を通じて、国内企業等での就職を希望する留学生をはじめとする外国人の方と外国人の採用に興味・関心のある国内企業等を結び付ける仕組みを強化する。 (1)開催日：平成30年6月19日 (2)場所：東京ビッグサイト (3)内容：文部科学省、法務省入国管理局及び東京外国人雇用サービスセンターによる情報提供、一般社団法人留学生支援ネットワークによる講演 (4)参加者：331人 ○外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供 (1)外国人留学生のための就活ガイドの作成 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・外国人留学生に対する就職支援を強化するために、関係省庁・団体との連携のもとに、「全国キャリア・就職ガイダンス」における「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したことは評価できる。 ・就活ガイドや日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)等により、関係省庁・団体とも連携して、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。

					職活動について、日本人学生に比べ、情報収集、準備等で遅れがちな留学生に対し、あらかじめ日本の採用制度、就職活動の手順を理解させ、それぞれのキャリアデザインに沿った就職ができるよう「外国人留学生のための就活ガイド2020」の日本語版を作成するとともに、英語・韓国語・中国語（繁体字・簡体字）への翻訳を行い、ホームページ上に掲載し、外国人留学生の就職活動に関する情報提供に努めた。 (2)セミナー・イベントに関する情報提供の促進 日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）の他、就職支援のホームページ上に、主に学校担当者を対象とした就職関連イベント情報のコーナーを設け、外国人雇用サービスセンターや外国人材活躍推進プログラムの関係省庁・機関等と連携してセミナーやイベントの情報提供を行った。	

② 外国人留学生に対するフォローアップ

<table>
<tr><th colspan="6">業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価</th></tr>
<tr><th>中期目標</th><th>中期計画</th><th>30 年度計画</th><th>評価指標</th><th>業務実績</th><th>自己評価</th></tr>
<tr>
<td>日本への留学が魅力的なものとなるよう、大学や関係機関との連携の下で外国人留学生が卒業・修了した後の就職支援や帰国後のフォローアップを行う。
〔再掲〕</td>
<td>帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供する。また、帰国外国人留学生に様々な有益な情報を提供する。</td>
<td>帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施する。また、メールマガジンを発行して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供し、帰国外国人留学生をはじめとする知日派人材のネットワークの構築に資する。</td>
<td>〈40〉 外国人留学生に対するフォローアップの実施状況</td>
<td>○帰国外国人留学生短期研究制度の実施
開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、日本留学時に在籍していた大学等の研究者と共に短期研究を行う機会を提供することにより実施した。
平成30年度は、33大学13か国・地域47人を採用した。
また、短期研究終了後に帰国留学生及び受入研究者から提出される報告書をホームページで公開した。

○帰国外国人留学生研究指導事業の実施
留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、日本における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施した。
平成30年度は、9大学10人を採用した。
また、研究指導終了後に帰国留学生及び研究指導者から提出される報告書をホームページで公開した。

○日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）の配信
知日派人材のネットワークの構築に資するため、機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英2か国語で毎月配信するとともに、JASSOのTwitter及び留学生事業Facebookにてメールマガジンの配信情報を毎月発信した。また、「Japan Alumni eNews」の普及のために、リーフレットを大学等へ送付した。以下のとおり、平成30年度の配信先件数は平成29年度よりも増加した。

〈Japan Alumni eNews 配信状況〉
<table>
<tr><th>区分</th><th>平成30年度</th><th>（参考）平成29年度</th></tr>
<tr><td>国・地域数</td><td>189か国・地域</td><td>185か国・地域</td></tr>
<tr><td>配信先件数</td><td>65,167件</td><td>62,119件</td></tr>
<tr><td>年間合計配信先件数</td><td>747,853件</td><td>678,550件</td></tr>
</table></td>
<td>〈評定〉B

〈評定根拠〉
・留学効果の向上に資するため、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を適切に実施し、外国人留学生の帰国後のフォローアップを行ったことは評価できる。
・日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）を日・英 2 か国語で毎月配信し、多くの外国人留学生に機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を届けたことは、知日派人材のネットワークの構築に資するものであり、フォローアップの観点から評価できる。
・日本国内における留学生会に対する支援について、国内留学生会年次総会の開催など、取組を始めたことは評価できる。</td>
</tr>
</table>

					※配信先件数は、年度末最終配信時の件数 〇国内留学生会ネットワーク促進事業の実施 平成30年度に、日本国内における外国人留学生による団体（以下「留学生会」という。）の各種活動を通じ、留学生会の会員間のみならず、留学生会と日本社会とのネットワークを促進し、留学生交流の推進に資することを趣旨として、９つの留学生会の活動を支援するともに、国内留学生会年次総会を開催した。	

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

３　留学生支援事業

（４）　日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	55,611	65,365	68,007	74,111	78,260
従事人員数（人）	3	3	3	3	3

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実するため、「海外留学支援サイト」を適切に運営する。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及	＜41＞　海外留学に関する情報提供の実施状況	○海外留学情報の収集・整理 平成29年度に実施したマレーシアに関する調査に基づき、得られた情報を「海外留学支援サイト」に掲載した。 また、海外の高等教育機関に関する情報の収集・整理の一環として、海外留学経験者の実態を把握することを目的とし、海外留学経験者の追跡調査を行った（調査結果については、令和元年6月に「海外留学支援サイト」に掲載）。 ○ホームページ等による情報提供の充実 (1)「海外留学支援サイト」の運営 平成26年度に構築した海外留学支援サイトを継続して運営するとともに、最新の海外留学情報の提供を目的とし、頻繁にコンテンツの更新を行った。 ＜海外留学情報ホームページアクセス件数＞ 平成30年度：2,401,229件 （参考）平成29年度：2,398,251件 前年度比：100.1％ (2)「海外留学奨学金検索システム」の運営 海外留学に関する奨学金情報を検索できる海外留学奨学金検索システムを継続して運営するとともに、コンテンツの更新を行った。 ＜海外留学奨学金検索システムアクセス件数＞ 平成30年度：51,652件 （参考）平成29年度：69,028件	〈評定〉Ｂ 〈評定根拠〉 ・海外留学経験者の実態把握のため、海外留学経験者の追跡調査を行ったことは評価できる。 ・海外留学支援サイト及び海外留学奨学金検索システムにより、海外留学に関する最新の情報提供を行ったことは評価できる。 ・海外留学フェアや海外留学説明会の開催及び他機関が主催する多数のイベントへの参加を通じて、海外留学の基礎情報及び奨学金情報の普及に努めたことは評価できる。

び留学相談を行う。

び留学相談を行う。

(3)SNS の利用【再掲】

留学生事業の Facebook については、頻繁に投稿を行い、国内外でのイベントの際にキャンペーンを行うなど、ファン数の獲得に努めつつ、海外留学に関する情報発信の強化を図った。

<留学生事業のFacebookファン数>

平成30年度	(参考)平成29年度	前年度比
11,164件	9,227件	121.0%

(注)Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。

○出版物の作成

「私がつくる海外留学」(留学総合案内冊子)及び「海外留学奨学金パンフレット」(海外留学のための奨学金一覧)を作成、説明会で配付するとともに、大学、関係機関等にも提供し、海外留学情報の普及に努めた。また、インターネットで利用できるよう、ホームページに掲載した。

出版物名	作成部数
私がつくる海外留学	5,000部
海外留学奨学金パンフレット	6,000部

○海外留学フェア等の開催

留学希望者が効果的に留学準備を進められるように、在日外国公館や試験実施機関等25機関のブース参加を得て、海外留学フェアを実施した。
また、海外留学奨学金の説明や海外留学経験者の体験談を中心とした小規模のセミナーである海外留学説明会を、東京、名古屋、大阪及び福岡において、計5回開催するとともに、外部機関が実施する説明会に参加し、海外留学に関する情報提供を行った。

(1)海外留学フェア 実施状況

開催地	日程	会場	来場者数
東京	6 月 23 日	秋葉原 UDX	573 人

(2)海外留学説明会 実施状況

開催地	日程	会場	来場者数
名古屋	5 月 19 日	名古屋国際センター	57 人
東京	6 月 9 日	東京国際交流館プラザ平成	71 人
福岡	6 月 30 日	福岡センタービル	58 人
大阪	7 月 14 日	CIVI 北梅田研修センター	103 人
東京	2 月 9 日	東京国際交流館プラザ平成	113 人

(3)外部機関主催説明会参加状況

在日外国公館、自治体、国際機関及び大学が全国各地で主催する留学フェアやイベント等に加えて、高等学校が独自に実施する進路説明会に計 18 回参加し、セミナーや個別面談等を実施して海外留学に関する情報提供を行った。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

３　留学生支援事業

（５）　日本人留学生に対する学資金の支給

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	4,437,991	6,012,276	6,520,900	6,550,474	6,880,404
従事人員数（人）	21	24	35	35	36

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。	大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。	大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生を対象として、海外留学支援制度（協定派遣、学部学位取得型及び大学院学位取得型）について、奨学金支給業務を円滑に実施す	〈42〉　日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	○海外留学支援制度（協定派遣）（※）の実施 グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を、8 日以上 1 年以内の期間、諸外国の大学等に派遣するプログラムを審査のうえで以下のとおり採択し、採択されたプログラムにより派遣する留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。 （※）平成 26 年度まで「海外留学支援制度（短期派遣）」 (1)プログラムの採択状況 各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラムをプログラム枠として、グローバル化を一層推進する観点から重点枠を、それぞれ以下のとおり採択した。 〈海外留学支援制度(協定派遣)採択プログラム数〉　（単位：件） 区分 ／ 平成 30 年度 ／ （参考）平成 29 年度 プログラム枠 ／ 1,220 ／ 1,088 重点枠 大学の世界展開力強化事業 ／ 58 ／ 56 重点枠 スーパーグローバル大学創成支援 ／ 51 ／ 46	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・海外留学支援制度（協定派遣・学部学位取得型・大学院学位取得型）に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。 ・個人及び民間企業等からの寄附金を募り、民間の力を活用して官民協働海外留学支援制度を運営し、各コースにおける選考・採用を円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣したことは評価できる。

さらに、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。	さらに、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。	る。 さらに、意欲と能力のある日本人留学生の海外留学を促進するため、官民協働海外留学支援制度により、経済的負担を軽減するための奨学金を支給する日本人留学生の選考及びその支給事務を円滑に実施する。なお、実施に当たっては、個人及び民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。			

	UMAP 推進	6	4
計		1,335	1,194

(2)支援内容
奨学金月額:60,000 円～100,000 円(留学先地域により異なる)
渡航支援金:160,000 円(平成 30 年度から、一定の家計基準を満たす者に対して支給)

(3)平成 30 年度支援実績
以下のとおり採択されたプログラムにより派遣する留学生に対して奨学金を支給した。

<海外留学支援制度(協定派遣)支援実績(新規採用者分)>　(単位:人)

区分		平成 30 年度	(参考) 平成 29 年度
プログラム枠		16,066	15,097
重点枠	大学の世界展開力強化事業	850	833
	スーパーグローバル大学創成支援	704	691
	UMAP 推進	10	5
計		17,630	16,626

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。

<海外留学支援制度(協定派遣)支援実績>　(単位:人)

区分	平成 30 年度	(参考) 平成 29 年度
継続支援者数	3,007	2,964

○海外留学支援制度（学部学位取得型）の実施

若者の海外留学を促進するために、我が国の高等学校等を卒業した後に、海外の大学に学士の学位を取得するために留学する日本人学生等を対象に、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度（学部学位取得型）」を平成29年度から新たに実施し、平成30年度については、平成30年度採用者及び平成31年度採用者の募集・選考を以下のとおり行い、採用された諸外国の大学で学士の学位取得を目指す日本人留学生に対して学資金の支給を行った。

(1)支援内容

・奨学金月額：59,000円～118,000円（留学先地域により異なる）
・授業料実費（上限2,500,000円）

(2)採用及び支援実績

以下のとおり留学生を採用し、支援した。

<海外留学支援制度(学部学位取得型)採用実績>

区分	平成31年度	（参考） 平成30年度
応募者数	149人	110人
採用者数	45人	45人

また、前年度より継続して支援した留学生は以下のとおりである。

<海外留学支援制度(学部学位取得型)支援実績>

区分	平成30年度	（参考） 平成29年度
継続支援者数	33人	

(3)募集・選考業務等の効率化

募集・選考業務の実施に当たっては、クラウド型採用支援等ソフトウェアサービス等を導入し、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を図りつつ、応募者、選考委員及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、確実な実施に努めた。

○海外留学支援制度（大学院学位取得型）（※）の実施

留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成及び高度化に

努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、我が国の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、諸外国の大学等で修士・博士の学位取得を目指す日本人留学生の募集・選考を以下のとおり行い、採用者に対して学資金の支給を行った。
（※）平成 26 年度まで「海外留学支援制度（長期派遣）」

(1)支援内容
・奨学金月額：89,000 円～148,000 円（留学先地域により異なる）
・授業料実費（上限 2,500,000 円）

(2)採用及び支援実績
以下のとおり留学生を採用し、支援した。

<海外留学支援制度(大学院学位取得型)採用実績>

区分	平成 31 年度	平成 30 年度
応募者数	244 人	354 人
採用者数	95 人	88 人

また、前年度より継続して支援した留学生は以下のとおりである。

<海外留学支援制度(大学院学位取得型)支援実績>

区分	平成 30 年度	（参考） 平成 29 年度
継続支援者数	172 人	190 人

(3)募集・選考業務等の効率化
募集・選考業務の実施に当たっては、クラウド型採用支援等ソフトウェアサービス等を導入し、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を図りつつ、応募者、選考委員及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、確実な実施に努めた。

○官民協働海外留学支援制度の実施
経済団体、支援企業、教育機関関係団体及び自治体全国組織等の代表から構成されるグローバル人材育成コミュニティ協議会の意見を踏まえつつ、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で

集中的に支援するために官民が協力した海外留学支援制度である「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」の派遣留学生の募集・選考を行い、大学生等コース、高校生コース、地域人材コースのそれぞれについて採用者を支援した。

(1)大学生等コース

大学生等コースは、理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コースから構成される。平成30年度からは理系、複合・融合系人材コースに未来テクノロジー人材枠を設けた。

①支援内容

〈平成26年度（第1期）～平成28年度後期（第5期）〉

奨学金 （月額）	留学先地域により区分： 20万円、16万円、14万円、12万円 〔家計基準を超える者は一律10万円（第4期以降）〕
留学準備金	事前・事後研修参加費： 事前・事後研修参加のための国内旅費等の一部
	往復渡航旅費： 本制度による留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部 10万円（アジア地域）、20万円（アジア地域以外）
授業料	留学先における授業料相当額（学費・登録料）： ・1年以内の留学　・・・上限金額　30万円 ・1年を超える留学・・・上限金額　60万円

〈平成29年度前期（第6期）以降〉

奨学金 （月額）	留学先地域により区分：　16万円、12万円 〔家計基準を超える者は一律6万円〕
留学準備金 （定額）	15万円（アジア地域）、25万円（アジア地域以外）
授業料 （定額）	大学・大学院の授業料が対象 ・1年以内の留学　・・・　30万円 ・1年を超える留学・・・　60万円

②平成30年度採用実績

民間選考委員（支援企業の人事・採用担当者等）及び専門選考委員（学識経験者）による書面審査、面接審査を経て、これら選考委員により構成される選考委員会において審議を行い、以下のとおり派遣留学生として産業

界を中心に社会で求められる人材を採用した。
（民間選考委員：[第9期]52社（100人）・[第10期]51社（100人））

・平成30年度後期（第9期）派遣留学生採用実績
申請：1,793人
採用：502人
〈コース別内訳〉

コース名	申請者数	採用者数
理系、複合・融合系人材コース	516人	229人
うち未来テクノロジー人材枠	37人	27人
新興国コース	202人	63人
世界トップレベル大学等コース	292人	91人
多様性人材コース	783人	119人

・平成31年度前期（第10期）派遣留学生採用実績
申請：1,405人
採用：416人
〈コース別内訳〉

コース名	申請者数	採用者数
理系、複合・融合系人材コース	586人	221人
うち未来テクノロジー人材枠	51人	36人
新興国コース	155人	59人
世界トップレベル大学等コース	108人	30人
多様性人材コース	556人	106人

(2)高校生コース
意欲のある若者の留学を高等学校段階から支援することで海外留学の機運を高めることを目的とする「高校生コース」の募集・選考を行った。

①支援内容
［アカデミック（ロング）］

授業料	留学先における授業料相当額（学費・登録料）：30万円
現地活動費（毎月）	留学先地域、留学期間により区分：10万円～14万円
往復渡航費	10万円（アジア地域）、20万円（アジア地域以外）
事前・事後研修参加費	事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

［アカデミック（ロング）以外］

奨学金 （一括支給）	留学先地域、留学期間により区分： 24万円～95.5万円
事前・事後研修参加費	事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

※家計基準を超える者は、事前・事後研修参加費を除き、それぞれの金額に0.6を乗じた金額を支給。

②平成30年度（第4期）派遣留学生採用実績
・申請：2,099人（855校）
・採用：535人（336校）
<分野別内訳>

コース名	申請者数	採用者数
アカデミック（テイクオフ）新高校1年生対象	318人	55人
アカデミック（テイクオフ）新高校2-3年生対象	561人	110人
アカデミック（ショート）	311人	98人
アカデミック（ロング）	210人	21人
スポーツ・芸術	235人	84人
プロフェッショナル	206人	86人
国際ボランティア	258人	81人

(3)地域人材コース
地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のある学生を対象に、地域内でのインターンシップを組み合わせた留学を支援する「地域人材コース」として、以下の地域事業を採択した。採択された各地域事業においては、高校生も対象にしたいという地域協議会のニーズを受けて選択肢を広げて募集・選考を行い、派遣留学生を採用した。

①平成30年度採択地域事業(3地域)
第9期派遣の対象として新たに3地域の事業を採択した。

地域名	地域事業の名称
山形県	やまがたの未来を切り開くグローカル人材育成プログラム
群馬県 太田市	群馬県太田市「新田山(にいたやま)グローカル人材育成事業」
広島県 福山市	トビタテ学種！花開け学種！ふくやまグローカル人材育成事業

②派遣留学生採用実績

〈平成30年度後期（第9期）派遣対象採択地域事業(21地域)〉

地域名	地域事業の名称	実績	
		申請数	採用数
北海道	北海道海外留学支援事業～トビタテ！道産子海外留学応援プログラム～	12人	4人
岩手県	いわて協創グローカル人材育成プログラム	7人	5人
山形県	やまがたの未来を切り開くグローカル人材育成プログラム	15人	14人
群馬県太田市	群馬県太田市「新田山(にいたやま)グローカル人材育成事業)	13人	6人
栃木県	とちぎグローバル人材育成プログラム(上級コース)	8人	2人
新潟県長岡市	「米百俵の精神を受け継ぐ」長岡グローカル人材育成事業	13人	8人
石川県	いしかわの明日の人材を育成する実践的留学プログラム支援事業	4人	4人
福井県	福井県／地域グローバル人材育成事業	5人	5人
静岡県	ふじのくにグローバル人材育成事業	7人	6人
奈良県奈良市	「奈良を『開く』人材」グローカル人材育成プロジェクト	8人	5人
岡山県	おかやま若者グローバルチャレンジ応援事業	14人	5人
広島県福山市	トビタテ学種！花開け学種！ふくやまグローカル人材育成事業	18人	10人
島根県	島根県グローカル人材育成支援事業	12人	7人
香川県	香川地域活性化グローカル人材育成プログラム	6人	5人
徳島県	徳島県地域グローカル人材育成事業	11人	6人
宮崎県	みやざきグローカル人材育成事業	11人	8人
熊本県	「熊本と世界をつなぐ」グローバル人材育成事業	13人	8人
佐賀県	世界とともに発展するSAGANグローバル人材育成事業	2人	2人

						大分県	大分県地域グローバル人材育成・定着事業	8人	6人
						長崎県	長崎ブレークスルー(長崎グローカル人財育成)プロジェクト	6人	6人
						沖縄県	沖縄からアジアへトビタテ！留学JAPANプロジェクト	10人	10人
						合　　計（大学生等）		203人	132人
						地域人材コースのうち高校生を対象とするもの			
						長崎県	長崎ブレークスルー(長崎グローカル人財育成)プロジェクト（高校生）	1人	0人
						宮崎県	みやざきグローカル人材育成事業（高校生）	8人	3人
						合　　計（高校生）		9人	3人

<平成31年度前期（第10期）派遣対象採択地域事業(3地域)>

地域名	地域事業の名称	実績	
		申請数	採用数
いわき市	トビタテ！福島浜通り再生ストーリーの主役たち	6人	4人
石川県	いしかわの明日の人材を育成する実践的留学プログラム支援事業	8人	3人
長崎県	長崎ブレークスルー(長崎グローカル人財育成)プロジェクト	9人	9人
合　　計		23人	16人
地域人材コースのうち高校生を対象とするもの			
トビタテ！福島浜通り再生ストーリーの主役たち		2人	2人
合　　計（高校生）		2人	2人

(4)留学体験発表会（第1回）及び留学成果報告会（第4回）の開催

帰国した派遣留学生に自身の留学経験を発信させることで自身の留学経験を学びに変えるとともに、派遣留学生間でネットワーク形成を促進し、支援企業・団体に対しては、派遣留学生と直に接する交流の機会を提供することにより、本制度に理解を促し、以てより一層の協力・支援に繋げることを目的に、留学成果報告会を開催した。また、平成30年度は、年に1回東京で開催する留学成果報告会に加え、全国7地域で留学体験発表会を新たに実施した他、留学体験発表会で高い評価を得た派遣留学生を集めて留学成果報告会を実施する等、留学成果報告会についても我が国における留学機運醸成の狙いの比重を高めて実施した。

留学成果報告会、留学体験発表会では、派遣留学生がプレゼンテーションやポスターセッションによって自身の留学成果を発表、特に大きな成果が見られたと判断された派遣留学生に対して表彰を行った。

＜留学体験発表会の開催状況(参加者数等)＞

日程	開催地	派遣留学生発表者数	観覧者数
10/21	東京	35人	102人
10/27	大宮	25人	43人
10/28	仙台	12人	36人
11/3	名古屋	14人	59人
11/4	大阪	31人	91人
11/10	札幌	9人	36人
11/11	福岡	16人	61人
合計		142人	428人

＜留学成果報告会＞

・開催日：平成31年2月3日
・場所：文部科学省(3F講堂)
・参加者：派遣留学生21人、支援企業・団体29社・45人、大学等学校関係者14校・15人、高校等学校関係者10校・14人、一般観覧者184人

(5)審査業務等の効率化

審査業務の実施や留学計画変更申請業務等の処理に当たっては、クラウド型採用支援等ソフトウェアサービス等を活用し、学生、選考委員、学校及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、その確実な実施を図っている。

(6)制度の周知に向けた取組

ホームページ、ポスター、イベント出展、SNS活用などを通じて、さらなる周知をはかるとともに、メディアへの働きかけを実施した。

					(7)今後の方向性について 2020年以降の「トビタテ」のありかたについて、文部科学省と連携して検討を進めた。 (8)寄附金募集活動 本事業実施のため、平成30年度は、機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により42の民間企業等に対して企業訪問を行うとともに、訪問済み187の企業等に対して引き続き寄附金募集活動を行った。また、新たに18社・団体からの支援の決定を受け、法人・個人合わせて計1,688,562,937円の寄附金収入があった。 また、個人寄附説明会を実施(5月12日、6月9日、7月29日、10月17日、11月17日、12月5日、3月3日、3月13日、3月20日)するとともに、個人寄附の受入れ拡大を図るため、平成29年度からオンライン寄附システムを導入したことに加え平成30年12月からは寄附型自動販売機の設置推進も開始した。	

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

３　留学生支援事業

（６）　日本人留学生に対する留学前後の支援

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	Ⅰ－３－（５）に含む。	Ⅰ－３－（５）に含む。	Ⅰ－３－（５）に含む。	Ⅰ－３－（５）に含む。	Ⅰ－３－（５）に含む。
従事人員数（人）	Ⅰ－３－（５）に含む。	Ⅰ－３－（５）に含む。	Ⅰ－３－（５）に含む。	Ⅰ－３－（５）に含む。	Ⅰ－３－（５）に含む。

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果を高めるため、留学前・留学後の研修等を実施する。	官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果を高めるため、留学前・留学後の研修等を実施する。	留学による効果を高めるため、官民協働海外留学支援制度の奨学金の受給者等に対して、留学前・留学後の研修等を実施する。	〈43〉 日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況	○留学前・留学後の研修 ・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」のプログラムの一環として、留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として、事前研修・事後研修を実施している。 実施に当たっては、グローバル人材としての意識の醸成のため、支援企業の経営幹部による講演や、留学・海外経験のある社員や帰国した派遣留学生による留学計画や留学中の活動へのアドバイスを行う等、より効果的な留学機会を提供できるよう努めている。 ・事前研修・事後研修には、研修に関する専門知識とノウハウを有する外部業者を活用し、円滑かつ効率的な運営に努めている。 (1)大学生等コースの事前研修 ①目的 ・将来のグローバルリーダーとしての動機付け ・留学目的・計画の明確化 ・成長と活躍に必要な土台作り ・派遣留学生間の連帯感と使命感の醸成 ②プログラム概要 ・産業界からグローバルに活躍するリーダーを招聘した講演 ・多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション ・自分が留学期間中に意識すべきことの明確化や、日本についての理解の深化、自分の成長経験を共有するためのワークショップ ・研修を通じて改善した留学計画のプレゼンテーション　等	〈評定〉Ｂ 〈評定根拠〉 支援企業と連携して事前研修・事後研修を計画的に実施し、留学による効果を高めるとともに、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援も実施し、留学計画の実践サポートによる学生の成長の促進及び留学中のモチベーションの維持に取り組んだことは評価できる。

③平成 30 年度開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
東京	8 回	806 人
大阪	1 回	96 人
京都	1 回	126 人

(2)大学生等コースの事後研修

①目的

・留学経験の振り返りと自己の軸の再確認
・リーダーに向けての意識転換
・留学機運醸成に対する意義付け
・長期的な展望の整理

②プログラム概要

・留学成果のグループ内での共有
・多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション
・留学で得た経験を基に、派遣留学生の志を整理し、今後の活動を検討するためのワークショップ
・留学の成果と今後の活動方針についてのプレゼンテーション　等

③平成 30 年度開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
東京	8 回	784 人
大阪	2 回	203 人
京都	1 回	88 人

(3)高校生コースの事前・事後研修

高校生コースの 4 期生に対して壮行会と併せて事前研修を実施した。また、留学を終了した 2 期生と 3 期生に対して事後研修を実施した。

①事前研修（第 4 期生）開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
東京	1 回	298 人
大阪	1 回	237 人

②事後研修（第 3･4 期生）開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
東京	6 回	354 人
大阪	2 回	161 人

〇メンタリング制度

「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の一環として、留学中においても、アドバイザーとして、留学生活上の様々な悩みについて相談を受け、派遣留学生のモチベーションの状態を把握しながら寄り添って考える「メンター」を支援企業の留学経験者・海外勤務経験者から募り、希望する学生（メンティー）に対して一人のメンターを指定し、相談等に応じている。

①目的

・留学計画の実践サポートによる学生の成長の促進

・留学中のモチベーションの維持（メンタルダウンの予防）

②実施形態

メンターとメンティーの 1 対 1 のコミュニケーションを、原則としてインターネット通話により行う（月 1 回程度）。メンターは、メンタリング実施状況に関する月次レポートを事務局へ送信する。

③平成 30 年度実施状況

メンター及びメンティーを募集・採用し、両者をマッチングした上で、平成 30 年 9 月からメンタリングを開始している。

メンター：19 人

メンティー：36 人

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4　学生生活支援事業

（1）　学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	69,286	66,257	66,046	73,091	71,722
従事人員数（人）	6	6	6	6	6

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
大学等の学生生活に関する調査、分析、情報提供を実施するとともに、大学等における先進的な取組の共有に資するため、大学等における学生支援の問題の把握・分析等を実施する。	大学等における学生生活の実態の調査、分析、情報提供を実施する。 また、各大学等における学生生活支援の取組について調査、分析、情報提供を実施し、その実態や課題を把握するとともに、先進的な取組についての大学等間での共	大学等における学生生活の実態について把握するため、「学生生活調査」を実施する。なお、高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）についても、試行的に実施する。 また、平成２９年度に実施した「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」の	〈44〉 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況	○学生生活調査【再掲】 学生の生活実態等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で実施している。 平成 30 年度は、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、調査票及び調査実施方法を策定し、平成 30 年 11 月に調査を実施した。 なお、前回（平成 28 年度実施）に引き続き、調査項目には「大学生等の学習状況に関する調査」（国立教育政策研究所と共同実施）を含めた。 また、高等専門学校（4、5 年次）及び専修学校（専門課程）についても、試行的に調査対象とし、学生生活調査実施検討委員会にて審議のうえ、調査票及び調査実施方法を策定し、調査を実施した（「高等専門学校生生活調査」及び「専修学校生生活調査」）。 ○大学等における学生支援の取組状況に関する調査 大学等における学生支援に関するニーズを把握するため、全国の大学・短期大学・高等専門学校を対象として、大学等における学生支援の取組状況について、原則隔年で調査を実施している。平成 30 年度は、平成 29 年 9 月に実施した調査について、外部有識者の協力を得て調査領域ごとに分析し、学生支援取組状況調査協力者会議による審議を踏まえ、平成 30 年 11 月に調査結果を公表した。なお、調査結果については、学生支援取組状況調査協力者会議にはかり、とりまとめ方法の改善を行った。 【調査結果とりまとめ方法の改善点】 これまで、調査結果（単純集計結果）はホームページに掲載、分析・実地調査結果は冊子としてとりまとめてきたが、平成 29 年度調査では、単純集計結果も併	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・学生生活調査については、継続調査として着実に実施しつつ、高等専門学校及び専修学校専門課程の学生・生徒も調査対象とし、試行的に調査を実施したことは評価できる。 ・大学等における学生支援の取組状況に関する調査については、協力者会議にはかり、調査の全体像が把握しやすいように結果のとりまとめ方法を改善したことは評価できる。 ・大学等の学生支援における喫緊の課題である「民法の一部改正による成年年齢の引き下げと消費者教育」と「性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進」をテーマとして取り上げて開催したセミナーは、学生生活にかかる課題の解決のために大学等にとって参考となるものであり、参加者からも高い満足

		有に資するよう、情報提供等の改善に努める。	結果について、専門家の協力を得て分析し、情報提供を行う。 さらに、「学生生活調査」や「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」等の結果も踏まえつつ、各大学等において生じている喫緊の課題の解決に向けた先進的な取組等の普及を目的とするセミナーを実施する。		せて調査報告冊子としてとりまとめ、調査の全体像が把握しやすいように改善した。調査報告冊子は、機構のホームページにて公表し、大学・短期大学・高等専門学校に送付した。 ○「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」の開催 学生を取り巻く諸問題や大学等における学生支援に関する喫緊の課題をテーマに、具体的な問題事例や課題解決に向けた好事例の紹介等を行うことにより、先進的な取組等の普及、学生支援の充実を図ることを目的として、平成 22 年度以降「学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー」として開催していたが、本年度は名称を改め、2つのテーマを取り上げて開催した。 ①日程・会場：平成 30 年 12 月 14 日（東京国際交流館プラザ平成） ②対象：大学等の副学長相当職や部課長相当職、学生支援に携わる教職員 ③後援：文部科学省、消費者庁、日本学生相談学会 ④実施概要：文部科学省による行政説明、下記のテーマの専門家による講演及びパネルディスカッションを実施した。 【セミナーのテーマ】 ・民法の一部改正による成年年齢の引き下げと消費者教育 ・性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進 ⑤参加者数：301 人 ⑥参加校数：245 校 ⑦満足度：98.6% ○大学等における性的指向・性自認の多様なあり方の理解増進に向けた資料の作成 大学等における性的指向・性自認の多様なあり方の理解増進に向けて、文部科学省と連携し、大学等の教職員を対象とした資料を作成した。また、機構ホームページにて公表し、大学等に当該資料の活用について通知した（平成 30 年 12 月）。	度を得られており、評価できる。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4　学生生活支援事業

（2）　障害のある学生等に対する支援の充実

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	106,507	89,665	94,939	91,988	85,390
従事人員数（人）	10	8	9	8	8

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
障害のある学生等、固有のニーズのある学生の支援に資するための情報の収集・分析・提供を行うとともに、障害学生支援の体制整備の促進や、先進的な事例の収集・分析・提供等を図る。	大学等における障害のある学生に対する支援の充実に資するよう、現在の大学等全体の課題の調査、分析、情報提供を行う。 さらに、先進的な事例の収集・分析・提供、教職員の支援能力の向上を図る事業の実施に加えて、障害学生支援の体制整備を促進する事業や調査研究の充実を	障害のある学生等、固有のニーズのある学生に対する大学等の支援の充実を図るため以下の施策を実施する。 ①「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、調査項目や分析の改善・充実を図る。また、障害学生と大学等との紛争の防止・解決等に関する	〈45〉 障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況	○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査 障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年実施している。 また、大学等において急務である体制整備の参考となるよう調査・分析を行うことを目的として、平成 27 年度はこれまでの書面調査に加えて実地調査を開始した。平成 28 年度から平成 29 年度の 2 年にわたり、8 つの地域ブロック（北海道、東北、北陸・甲信越、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）毎に合同ヒアリングを行って、障害学生支援の現状等について聞き取り調査を行った。 (1)平成 29 年度調査結果の公表 ・平成 29 年度実態調査結果報告書を、機構ホームページにて公表するとともに、関係機関へ送付した（平成 30 年 7 月）。 ・数値データだけでは把握できない実態に関する補足資料として、平成 28・29 年度の 2 年にわたり、全国 8 つの地域ブロックにおいて行った合同ヒアリングの報告書を作成し、機構ホームページで公表した（平成 30 年 8 月）。 (2)平成 30 年度調査の実施 ・9 月～10 月に書面調査を実施した（回収率 100%）。 ・調査結果について機構ホームページにて公表するとともに、大学等へ送付した（平成 31 年 3 月）。 ・平成 30 年度においては、障害学生支援の中でも、特殊性の高い支援が必要とされる 6 領域（医学・コメディカル・教育・通信・福祉・大学院）の現状と課題を把握することを目的に、計 6 回（36 校）のヒアリングを実施した。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の実施に当たり、国連障害者権利委員の要請により、大学等の学内ガイダンスでの情報提供についての調査項目を追加し、情報提供に関する取組状況について「入学前」と「入学後」に分けたことにより、大学等の体制整備の実態をより詳細に把握したことは、評価できる。 ・平成 28・29 年度に数値データだけでは把握できない実態に関する調査として、全国 8 つのブロックにおいて実施した合同ヒアリングを報告書にまとめ、公表したことは評価できる。 ・本年度において、障害学生支援の中でも特殊性の高い支援が必要とされる領域の課題と現状の把握に務めたことは評価

		図る。	事例を収集し、分析・公表する。		[平成 29 年度調査からの変更点] 国連障害者権利委員の要請により、大学等の学内ガイダンスでの情報提供について下記の調査項目①と②の追加を行った。 ①オープンキャンパス等、入学希望者を対象とするイベントでの情報提供 ②入学後のガイダンス等における、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等の周知 (3)平成 27 年度・28 年度調査結果報告書に係る訂正・公表 ・平成 30 年 2 月に平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査結果報告書の内容に一部誤りがあったことが判明した。判明後直ちに 2 年間の全ての表の再検証を行い、6 月に修正作業を全て終了した。7 月に平成 29 年度実態調査結果報告書のプレスリリースを行う際、機構ホームページで報告書の誤りの説明と訂正版を公表するとともに、平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査結果報告書＜修正版＞を全国の高等教育機関関係者に送付するなど、必要な措置を講じた。 ○「『障害者差別解消法』施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集」の作成 平成 28 年 4 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行に伴い、障害のある学生と大学等との間において差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関しての相談や紛争の防止・解決に関して、各大学等が適切な対応を行うためにどのような体制を整えているかを調査するとともに、参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及することを目的とし、「『障害者差別解消法』施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集」協力者会議の協力により、以下のとおり実施した。また、平成 28 年度から平成 30 年度の 3 か年の実績が集約されたので、令和元年度の協力者会議で分析の検討を行う予定。 (1)平成 29 年度事例集の公表 平成 29 年度「『障害者差別解消法』施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集」を機構ホームページにて公表した（平成 30 年 6 月）。 ・公表事例 65 件（高等教育機関：65 件、相談機関：0 件） (2)平成 30 年度調査の実施・公表 平成30年度以降の紛争事例及び紛争の防止・解決等の参考となる事例を調査・集計。調査結果について機構ホームページにて、公表した（平成 31 年 3 月）。 ・調査時期：平成 30 年 7 月 1 日から 8 月 10 日 ・調査対象校：高等教育機関 1,167 校、相談機関 551 機関	できる。 ・障害のある学生に関する紛争の防止、解決等に関して調査及び事例収集を実施し、昨年度に引き続き、事例集を公表した。また、本調査を通じ、合理的配慮の提供を巡り対応に苦慮しながら障害学生支援に取組む各大学等の一助とするため、合理的配慮の提供についての解決方法や課題などをウェブコラムとして公表したことは、評価できる。 ・平成 27 年度・28 年度調査結果報告書に係る訂正・公表について、誤りが判明したものの、必要な対応と措置を講じたことは評価できる。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>・回収状況：高等教育機関 709 校（回収率 60.8%）、相談機関 95 機関（回収率 17.2%）
・事例回答件数：442 件（高等教育機関 433 件、相談機関 9 件）
・公表事例 55 件（高等教育機関：47 件、相談機関：8 件）

(3)「一緒に考えよう！合理的配慮の提供とは」（ウェブコラム）の連載
合理的配慮の提供を巡り対応に苦慮しながら障害学生支援に取組む各大学等の一助とするため、合理的配慮の提供についての解決方法や課題などをウェブコラムとして、機構ホームページにて全 10 回連載した（平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月）。

[参考：「『障害者差別解消法』施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集」協力者会議の開催実績]
【第 1 回】平成 30 年 5 月 29 日
【第 2 回】平成 30 年 9 月 26 日
【第 3 回】平成 30 年 10 月 31 日
【第 4 回】平成 31 年 1 月 30 日</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>② 大学等における障害のある学生に対する支援体制の整備を促進するため、各大学等に対し、理解促進・普及啓発を図る事業を実施する。また、「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」との連携を図る。</td>
<td>〈46〉 障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況</td>
<td>○障害学生支援理解・啓発セミナー
目的：障害学生が在籍しない学校や思うように取組が進まない学校を主対象として、障害学生支援体制を整えるための底上げを図る。
対象者：高等教育機関の管理者及び障害学生支援に携わる高等教育機関の教職員（障害学生が在籍していない学校や、思うように取組が進まない大学等を主対象とする）

〈実施概要〉
<table>
<tr><th>日程</th><th>開催地</th><th>参加者数</th><th>満足度</th></tr>
<tr><td>9 月 20 日</td><td>東京</td><td>182 人</td><td>95.6%</td></tr>
<tr><td>10 月 23 日</td><td>大阪</td><td>132 人</td><td>97.5%</td></tr>
<tr><td>11 月 29 日</td><td>福岡</td><td>87 人</td><td>97.4%</td></tr>
</table>
・平成 30 年度まで 4 か年にわたり開催した「体制支援セミナー」に参加実績がない大学等 375 校にダイレクトメールを送り参加を促した。
・セミナー実施数ヵ月後、セミナーから得た体験を元に自校で実践した取組等を把握し、セミナーの成果を検証するため、参加者に対し事後アンケートを実施した。

○「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」における取組
国の新規事業である「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」</td>
<td>〈評定〉B

〈評定根拠〉
・障害学生が在籍しない学校や思うように取組が進まない学校を主対象として、障害学生支援体制を整えるための底上げを図るセミナーを実施したことは、大学等における障害学生支援に関する理解促進や支援体制の充実に資するものであり評価できる。
・文部科学省と連携し、「社会で活躍する障害学生支援センター形成事業」の採択校をセミナーに招き、事業の概略の説明と情報提供を行ったことは評価できる。
・障害のある学生の修学支援に関して、各大学等で抱える課題である高大連携、発達障害就労支援等の専門的なテーマを取り上げてセミナーを開催した</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>③　大学等の担当者等を対象として、実践的な支援能力の向上を図る事業等を実施する。</td>
<td></td>
<td>においては、得られた知見等の成果を集約し、全国の大学等に普及・展開を行うことを目的としている。
平成 30 年度は、「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」採択校の関係者を招き、「障害学生支援理解・啓発セミナー」において概略の説明と情報提供を行った。

〇障害学生支援専門テーマ別セミナー
目的：専門的なテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見の交換等を行うことで、障害学生支援の充実を図る。
対象者：障害学生支援に携わる大学等の管理者及び教職員ほか

〈実施概要〉
<table>
<tr><th>テーマ</th><th>日程</th><th>協力機関</th><th>開催地</th><th>参加者数</th><th>満足度</th></tr>
<tr><td>高大連携</td><td>8 月 22 日</td><td>文部科学省、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所</td><td>東京</td><td>218 人</td><td>85.8%</td></tr>
<tr><td>地域連携</td><td>11 月 9 日</td><td>広島大学</td><td>広島</td><td>90 人</td><td>97.2%</td></tr>
<tr><td>発達障害就労支援</td><td>12 月 5 日</td><td>富山大学</td><td>東京</td><td>199 人</td><td>97.0%</td></tr>
</table>
</td>
<td>ことは、大学等における障害学生支援に関する理解促進や支援体制の充実に資するものであり評価できる。
・障害学生支援実務者育成研修会において基礎・応用プログラムにレベルを分けて研修を実施したことは、大学等の実践的な支援能力の向上に資するものであり評価できる。
・心の問題と成長支援ワークショップにおいて、学生のメンタルヘルスやカウンセリングについて大学等教職員の理解を深めるとともに学内外の連携など学生支援の充実・強化に必要な支援事業として、日本学生相談学会主催の研修会に繋ぎ、参加者の対応能力の向上を図ったことは、大学等の支援の充実・強化に資するものとして評価できる。</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>また、学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。</td>
<td>④　学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。</td>
<td></td>
<td>・セミナー実施数ヵ月後、セミナーから得た体験を元に自校で実践した取組等を把握し、セミナーの成果を検証するため、参加者に対し事後アンケートを実施した。

〇「障害学生支援実務者育成研修会　基礎プログラム／応用プログラム」の開催
目的：障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。
また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図る。
対象者：大学、短期大学、高等専門学校の障害学生支援に関わる教職員
期待される効果：
【基礎プログラム】
・障害学生支援の基礎知識（基本方針、障害学生のニーズ、障害学生の支援方法等）について基本的な理解を深め、自校の意識を向上させることができる。
・修学上必要な支援について関係者(学外者を含む)と連携・協力関係を築く</td>
<td>・合理的配慮ハンドブックについて、大学等には支援の参考とするために無償で配付したが、今回新たに入学前の生徒やその保護者等からも提供を求められた。それらのニーズに応えるために、市販したことは評価できる。</td>
</tr>
</table>

などのコーディネートをすることができる。

【応用プログラム】

・自校における障害学生の支援計画の策定・マネジメントを行うことができる。

・自校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる。

〈実施概要〉

名称	日程	開催地	会場	受講者数	満足度
基礎プログラム	8 月 23 日～24 日	東京	東京国際交流館プラザ平成	171 人	97.5%
	8 月 30 日～31 日	兵庫	兵庫国際交流会館	138 人	96.2%
応用プログラム	【前期】9 月 13 日～14 日 【後期】12 月 12 日	東京	東京国際交流館プラザ平成	69 人	98.3%

○「心の問題と成長支援ワークショップ」

目的：メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習や講義、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資することを目的とする。

対象者：大学、短期大学、高等専門学校の学生支援に関わる教職員

期待される効果：

・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に対し、窓口で初期対応が適切にできる。

・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生を必要な支援につなぐために、関係者と連携・協力して対応できる。

・自校における組織のあり方や学生支援方針を意識した支援に取り組むことができる。

〈実施概要〉

日程	開催地	会場	参加者	満足度
8 月 8 日～9 日	大阪	天満研修センター	100 人	97.7%
9 月 6 日～7 日	東京	東京国際交流館プラザ平成	120 人	99.0%

					・本ワークショップより上のレベルの内容を学びたいという要請に対する研修として、日本学生相談学会主催の中級レベルの研修プログラムを紹介した。 ○「合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～」の市販化（平成 31 年 3 月） ・平成 30 年 3 月に機構ホームページにて公表し、大学等には支援の参考とするため無償で配付したが、今回新たに入学前の生徒やその保護者からも提供を求められた。それらのニーズに応えるために、平成 31 年 3 月に市販した。	

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4　学生生活支援事業

（3）　キャリア・就職支援の実施

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	88,625	80,583	42,652	42,986	44,458
従事人員数（人）	8	7	4	4	4

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。	キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。	大学等の取組に大きな格差があることから、キャリア教育の充実を図るため、以下の事業を実施する。 ①　大学等や企業の担当者等を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学等、国、地方公共団体及び企業による情報交換会等を行うガイダンスを実施	〈47〉 キャリア・就職支援の実施状況	○「全国キャリア・就職ガイダンス」の開催 ①目的：大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府各省の行政説明、講演等と、国、地方公共団体、大学等、企業の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うことにより、産学官連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資する。 ②日程・会場：平成 30 年 6 月 19 日（東京ビッグサイト） ③対象：大学・短期大学・高等専門学校の就職指導担当者・留学生業務担当者・障害学生支援業務担当者、大学等関係団体、企業等の採用担当者、企業等関係団体 ④協力団体等： ・主催：文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構 ・協力：厚生労働省、農林水産省、経済産業省 ・後援：一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会 ⑤実施概要： （ア）政府各省による行政説明 （イ）パネルディスカッション（キャリア教育と企業人材育成の接続について） ・上記において、キャリア教育のプログラムやインターンシップに関して、企業等と大学等との間を調整する専門人材の必要性等について、大学側登壇者より事例紹介がなされた。 （ウ）国、地方公共団体、大学等及び企業の関係者が一堂に会しての情報交換会 （エ）多様な学生に対応したキャリア就職支援情報の提供 ・外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション ・障害学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・「全国キャリア・就職ガイダンス」において、各省の行政説明や産学の有識者等によるパネルディスカッション、大学等や企業等からの参加者による情報交換を行ったことは、産学官の連携によりキャリア教育・就職支援の充実を図るものとして評価できる。 ・キャリア教育・就職支援に係る協力者会議を設置し、セミナー・ワークショップの企画や実施内容の検討を行ったことは評価できる。 ・「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」において、プログラム内容や期間を拡充するなどセミナーの体系化を図り、大学等でインターンシップ等の実施に取り組む専門人材の育成に努めたことは評価できる。

			する。 ② キャリア教育の先進事例の成果発表や意見交換を通じ、各大学等の取組の共有化を図るための機会を提供する。 ③ 大学等におけるインターンシップの好事例等のキャリア教育の実施状況等に関する情報について収集・提供・発信等を行う。		⑥参加者数：1,101 人 ※各セッションの参加者数については以下のとおり。 ・外国人留学生のキャリア教育・就職支援セッション：331 人 ・障害学生のキャリア教育・就職支援セッション：345 人 ※地方創生・人材還流の観点から、昨年度に引き続き 24 道県がブースを設置し、各道県のインターンシップやUターン・Iターンの促進等、就労支援の施策等を紹介。 ⑦満足度：92.0% 〇キャリア教育・就職支援に関するセミナー・ワークショップの開催 (1)「キャリア教育・就職支援事業に係る協力者会議」の設置 学生支援に係るキャリア教育・就職支援に関わる機構の事業として、主に「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」及び「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施に当たっては、専門的な観点を有する外部有識者（7人）で構成される協力者会議を設置し、効率的・効果的な実施が図れるよう検討を行った。 特に、「インターンシップ専門人材セミナー」については、文部科学省からの事務連絡「大学改革としてのインターンシップの推進に係る専門人材の育成・配置について―専門人材の役割の明確化による組織的なインターンシップの推進に向けて―」（平成 30 年 5 月 31 日）（以下「事務連絡」という）を踏まえ、プログラム構成をワークシートを用いた内容にし、開催期間を 1 日から 1.5 日にするなどを通じ、体系化したセミナーとした。 [参考：キャリア教育・就職支援事業に係る協力者会議の開催実績] 【第 1 回】平成 30 年 4 月 23 日 主に「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の実施内容の検討。 【第 2 回】平成 30 年 8 月 3 日 主に「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の実施内容の決定と、「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施内容の検討。 【第 3 回】平成 30 年 10 月 16 日 主に「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施内容の決定と、「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」（東京）の振返りと平成 31 年度の実施内容の検討。 【第 4 回】平成 31 年 2 月 5 日 主に「キャリア教育・就職支援ワークショップ」と、「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」（関西）の振返り。「キャリア教育・就職支援ワークショップ」と「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の平成 31 年度の開催時期・実施内容の検討。	・「キャリア教育・就職支援ワークショップ」において、企業からの参加者の助言の下、キャリア教育を通じて、産学連携教育の推進に向けた大学等の教職員への知見・実践力の向上を図ったことは評価できる。 ・インターンシップ推進フォーラムの実施、インターンシップフォーラムに協力したことは評価できる。 ・大学等におけるインターンシップの届出制度に関する情報発信を行ったことは評価できる。 ・インターンシップと大学教育改革に係る学長等インタビューの実施及び教育関係誌に掲載したことは評価できる。 ・企業等への働きかけとして、経済団体のうち、既に産学協働によるインターンシップを実施している経済同友会を訪問し、大学等と企業等の協働の取組等について意見交換を行ったことは評価できる。

(2)「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の開催

①対象：大学等でインターンシップ等のキャリア教育を担当する教職員及び教務系の教職員

②目的：大学等における教育的効果の高いインターンシップ等キャリア教育を推進するため、専門家による講演やレクチャー、先駆的なインターンシップ等の実施事例の紹介とグループワークを通じて、参加者の知見を広めると共に、文部科学省が示す専門人材として必要な基礎的なレベル（STEP1）の要素等について習得。

③実施概要：

（ア）文部科学省による行政説明と JASSO 説明

（イ）プログラム全体説明

（ウ）パネルディスカッション（インターンシップ専門人材の具体的な役割と業務）

（エ）1日目全体会（個人ワークとグループワーク）

（オ）グループワーク（インターンシップの業務の全体像を理解する）

（カ）グループワーク（インターンシップを説明するための実践）

（キ）全体会での総括

<インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～実施状況>

地区	実施日	会場	受講者数	満足度
東京	8 月 28 日・29 日	タイム24ビル	1 日目 150 人 2 日目 139 人	95.3%
関西	1 月 29 日・30 日	兵庫国際交流会館	1 日目 82 人 2 日目 76 人	100.0%

また、平成 30 年 7 月に、平成 29 年度に実施した当該事業の全参加者に対し、以下の趣旨により、フォローアップ調査を実施し、成果の検証を行った。

（実施趣旨）

・当該事業への参加による知識を得るだけでなく、自校での実践が重要。

・当該事業の参加者満足度（アウトプット）から、自校での実践（アウトカム）へ重点をシフトし、アウトカムの把握により、次期事業につなげるため、プログラム策定の協力者間で共有。

(3)「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の開催

①対象：大学等の管理者、キャリア教育・就職支援業務に携わる教職員

②目的：大学等におけるキャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、産業界からの参加を得て、講演やトークセッション等を行い、教育界と産業界双方の要望や課題等について認識を共有することで、より実践的な産学連携教育の推進を図る。

③実施概要：
（ア）オリエンテーション
（イ）基調講演（キャリア教育と人材育成　～大学は誰の何のためにあるのか～）
（ウ）企業人材育成担当者による講演
（エ）パネルディスカッション
（オ）大学関係者と企業関係者によるグループ別トークセッション
（カ）全体会での総括
（実施趣旨）
・基調講演・パネルディスカッションでは、大学等及び企業等で取り組まれている先進事例の成果発表、グループ別のトークセッションではそれを踏まえた参加者の大学等の取組の意見交換を行い理解を深め、各大学等の取組を共有。

<キャリア教育・就職支援ワークショップ実施状況>

地区	実施日	会場	受講者数	満足度
東京	11 月 13 日	タイム 24 ビル	103 人	100.0%
大阪	11 月 20 日	グランフロント大阪北館タワーＢ１０階ナレッジキャピタルカンファレンスルームタワーＢ	108 人	98.5%

また、平成 30 年 8 月に、平成 29 年度に実施した当該事業の全参加者に対し、以下の趣旨により、フォローアップ調査を実施し、成果の検証を行った。
（実施趣旨）
・当該事業への参加による知識を得るだけでなく、自校での実践が重要。
・当該事業の参加者満足度（アウトプット）から、自校での実践（アウトカム）へ重点をシフトし、アウトカムの把握により、次期事業につなげるため、プログラム策定の協力者間で共有。

〇大学等に対するインターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供
(1)「インターンシップ推進フォーラム　専門人材が拓くインターンシップの新たなステージ　―体系的育成プログラムの構築に向けて―」
①対象：大学関係者、企業関係者
②目的：文部科学省からの事務連絡を踏まえ、今後具体的にどのような方針・内容で専門人材を育成していくのかについて、行政説明、パネルディスカッションを通して参加者と理解を深めることを目的に実施。
③実施概要
・一般社団法人産学協働人材育成コンソーシアム(CIAC)との共催

					・行政説明・専門人材育成プログラム説明 ・パネルディスカッション（大学と社会を架橋するインターンシップ～専門人材の役割と育成～） ・日程・会場：平成 30 年 7 月 7 日 （東京国際交流館プラザ平成） ・参加者数 121 人 ・満足度 96.0% （実施趣旨） パネルディスカッションでは、先進事例の成果発表と意見交換を公開することにより情報を共有。 (2)大学等におけるインターンシップの届出制度に関する情報発信 平成29年度に文部科学省において創設された「大学等におけるインターンシップの届出制度」を契機として、教育的効果の高いインターンシップの普及・促進を図るため、正規の教育課程としてインターンシップを実施している取組内容を大学等から任意で届出を受け付け、機構ホームページにて発信した。 届出の申請学校数：189 大学等（平成 31 年 3 月 5 日時点） （実施趣旨） ・各大学等の取組を届出制度によりホームページで公開し、各大学の学校種・地域・専門性等の特色のあるインターンシップ情報を共有。 (3)インターンシップフォーラム～大学等におけるインターンシップ表彰～ ①対象：大学関係者、企業関係者 ②目的：上記(2)により平成29年度に届出のあった中から、学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、他の大学等や企業に普及するのに相応しいモデルとなり得るインターンシップを、グッドプラクティスとして表彰し、その成果を広く普及。 併せて、平成30年度大学等における届出制度公募のための説明。 ③実施概要 ・文部科学省主催事業への協力 ・表彰式 ・平成 30 年度大学等における届出制度公募説明 ・日程・会場：平成 30 年 12 月 10 日 （東京国際交流館プラザ平成） （実施趣旨） ・各大学等の優れた取組の表彰と成果発表を行い、参加者に情報を提供することにより成果を普及。 (4)インターンシップと大学教育改革に係る学長等インタビューの実施及び教育関係誌への掲載について ①目的：「大学教育改革」につなげるインターンシップを推進するため、インターンシップに主体的に取り組んでいる大学等を選定し、個別に当該大学等の学長を訪問の上、意見等を聴取し、その内容を取りまとめる。ま	

					た、実務担当者であるインターンシップ専門人材として活躍されている方にもスポットを当てる。当該インタビュー内容等は、大学等の取組の紹介記事として、教育業界誌（毎月2回発行）に掲載。 ②実施概要：第 1 回 1 月 28 日・第 2 回 2 月 11 日・第 3 回 2 月 25 日・第 4 回 3 月 11 日・第 5 回 3 月 25 日に掲載。 （実施趣旨） ・大学改革の促進につながる大学等の先進事例を教育業界誌に掲載することにより、取組の情報を広く公開。 (5)情報提供に係るその他の各種取組 ・インターンシップ機会の提供側に対する働きかけとして、教育的効果の高いインターンシップを推進するため、インターンシップの提供側への働きかけとして、産学協働によるインターンシップを実施している経済団体（公益社団法人経済同友会）を訪問し、大学等と企業等との協働による取組の理解・啓発について、意見交換を行った。 ・就職活動のルール見直しに関しては、大学等で構成する「就職問題懇談会」を傍聴するなど、大学等卒業・修了予定者に係る就職についての申合せの動向に関する情報収集に努めた。	

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

５ その他附帯業務

（1） 高校生等に対する学資金貸与事業への協力

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。
従事人員数（人）	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
平成１７年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。	平成１７年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。	平成１７年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて情報提供を行い、事業の円滑な実施に協力する。	〈48〉 高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況	高校奨学金事業が円滑に実施されるように、高校奨学金に関する各種統計の更新資料を各都道府県高等学校等奨学金事業主管課へ送付し（平成 31 年 3 月）、都道府県からの各種問合せに対応した。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 高校奨学金事業について、都道府県に対して各種統計資料を毎年度送付するとともに各種問合せ等に対応し、高校奨学金事業の円滑な実施に協力したことは評価できる。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

５ その他附帯業務

（２） 寄附金事業の実施

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（千円）	60,734	76,079	230,938	39,621	99,636
従事人員数（人）	2	2	2	2	3

注）決算額は支出額（物件費及び人件費（従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出）の合計額）を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	ＪＡＳＳＯ支援金、優秀学生顕彰及びＪＡＳＳＯリサーチ等、学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	〈49〉 寄附金事業の実施状況	○優秀学生顕彰の実施 ・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程を対象として、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、優れた業績を挙げた者を奨励・支援し、21 世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として、優秀学生顕彰を実施した。 ・学術、文化・芸術、スポーツ、社会貢献、産業イノベーション・ベンチャー、国際国流の 6 分野で実施しており、受賞者のビデオレターを機構ホームページで発信し、広報を図った。 〈平成 30 年度優秀学生顕彰結果〉 （単位：人）	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・優秀学生顕彰を実施し、経済的理由により修学に困難があり、かつ優れた業績を挙げた学生・生徒を表彰・支援したことは評価できる。 ・災害救助法適用時に、速やかにJASSO支援金の申請受付について周知し、JASSO 支援金を支給したことは評価できる。 ・学生支援の推進に資する調査・研究の拡充という観点からJASSO リサーチを実施したことは評価できる。

分野	応募者数	入賞者数	大賞	優秀賞	奨励賞
学術	13	7	3	1	3
文化・芸術	19	9	3	3	3
スポーツ	50	14	2	2	10
社会貢献	10	7	1	1	5
産業イノベーション・ベンチャー	5	4	1	2	1
国際交流	2	1	0	1	0
計	99	42	10	10	22

○JASSO 支援金
・自然災害等により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生

生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO 支援金を支給した（支給額：10万円（返還不要））。
・平成 30 年度には、西日本豪雨等の被災者 535 人に対して支援を行った。
・災害救助法適用時の緊急採用・返還期限猶予等を案内するプレスリリースやメールマガジン、Twitter 等に、併せて JASSO 支援金の案内を行い、周知に努めた。
〈JASSO 支援金支給状況〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給人数(人)	40	313	1,953	24	535
支給総額(千円)	4,000	31,300	195,300	2,400	53,500

〇学生支援の推進に資する調査研究（JASSO リサーチ）の実施
平成 30 年度採択案件については、平成 29 年度に行われた JASSO リサーチ推進委員会（第 1 回）での審議をもとに、理事長により採択案件を決定し、調査研究を依頼した。採択された 8 件については、各研究者が約 1 年間かけて調査研究を行い、成果報告書をとりまとめた。成果報告書の提出を受け、平成 31 年 3 月に成果発表会を開催し、各研究者により研究成果の発表が行われた。
また、平成 31 年度採択案件については、JASSO リサーチ推進委員会（第 2 回）を行い、平成 30 年度に採択された案件のうち、研究期間を 2 年間としていた案件については継続の、平成 31 年度応募案件については採択に係る審議を行った。審議をもとに、理事長により 2 件の継続及び 5 件の採択が決定された。

【参考：学生支援寄附金受入状況】
・積極的な寄附金募集のため、従来のホームページ、業績優秀者返還免除者への通知における寄附金リーフレット同封、奨学金返還開始前に奨学生に配付する「返還のてびき」巻末ページに「寄附金募集のご案内」を掲載、返還完了者へ送付する「返還完了通知」に寄附を促す文言を追加した他、企業の社会貢献の一環として株主優待制度を活用した寄附制度や、私募債発行の際の手数料の一部を活用したSDGs関連団体に寄附をする商品において寄附先に指定してもらうなど、寄附者獲得に努めた。
・個人寄附の受入れ拡大を図るため、平成29年11月に導入したオンライン寄附システムを運用した。
〈学生支援寄附金受入状況〉

区分	平成30年度	(参考)平成29年度
件数	1,921件	1,728件
金額	217,989,342円	534,309,519円

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1　業務の効率化

（1）　一般管理費等の削減

主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1)一般管理費の削減 （計画値）	平成25年度予算を基準として中期目標期間中に16%以上削減する。	—	4 億 6,300 万円以下 （削減率:3.1%以上）	4 億 4,800 万円以下 （削減率:6.3%以上）	4 億 3,300 万円以下 （削減率:9.4%以上）	4 億 1,800 万円以下 （削減率:12.6%以上）	3 億 8,700 万円以下 （削減率:16.0%以上）	
（実績値）	—	4 億 7,800 万円 ※平成 25 年度予算額	4 億 4,617 万円 （削減率:6.7%）	3 億 3,622 万円 （削減率:29.7%）	3 億 6,895 万円 （削減率:22.8%）	4 億 614 万円 （削減率:15.0%）	3 億 9,834 万円 （削減率:16.7%）	
（達成度） ※平成 25 年度予算に対する削減率の計画値を 100 %とする。	—	—	216.2%	471.4%	242.6%	119.0%	105.0%	
(2)業務経費の削減 （計画値）	平成25年度予算を基準として中期目標期間中に 9%以上削減する。	—	78 億 6,700 万円以下 （削減率:1.8%以上）	77 億 2,300 万円以下 （削減率:3.6%以上）	75 億 7,900 万円以下 （削減率:5.4%以上）	74 億 3,500 万円以下 （削減率:7.2%以上）	71 億 4,600 万円以下 （削減率:9.0%以上）	
（実績値）	—	80 億 1,100 万円 ※平成 25 年度予算額	64 億 2,690 万円 （削減率:19.8%）	57 億 9,046 万円 （削減率:27.7%）	58 億 8,728 万円 （削減率:26.5%）	60 億 6,456 万円 （削減率:24.3%）	60 億 652 万円 （削減率:25.0%）	
（達成度） ※平成 25 年度予算に対する削減率の計画値を 100 %とする。	—	—	1,100.0%	769.4%	490.7%	337.5%	277.8%	

注）削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費のうち、人件費、公租公課及び土地借料を除いた金額である。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
① 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成２５年度予算を基準として、中期目標期間中、１６％以上、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成２５年度予算を基準として、その９％以上を削減	① 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成２５年度予算を基準として、中期目標期間中、１６％以上、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成２５年度予算を基準として、その９％以上を削減	① 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。	<50> 一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減の進捗状況 S：削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A：3 億 8,700 万円以下（削減率：19.0％以上） B：3 億 8,700 円超 4 億 200 万円以下（削減率：16.0％以上 19.0％未満） C：4 億 200 万円超 4 億 1,700 万円以下（削減率：12.8 ％以上 16.0％未満） D：4 億 1,700 円超（削減率：12.8％未満）	○経費削減に係る取組 昨年度に引き続き、以下の事項を業務に支障のない範囲で実施することにより、節電に取り組んだ。具体的取組は次のとおり。 ・クールビズの励行による空調の適切な調整。 ・エレベーターの運転台数について業務に支障のない範囲で削減。 ・廊下、ロビー等共用部分の照明について安全を確保したうえで業務上必要最小限の範囲で点灯。 ・パソコン・ディスプレイの省電力設定、離席時の電源オフ等の徹底。 また、会議等におけるより一層のペーパーレス化を図るため、各支部についてもタブレット端末を導入した。 <一般管理費の削減状況>　（単位：千円） 区分 ／ 平成25年度予算 ／ 平成30年度実績 ／ 平成25年度予算に対する削減割合 一般管理費 ／ 478,000 ／ 398,341 ／ 16.7%	〈評定〉B 〈評定根拠〉 経費の削減に努める取組を実施したことは評価できる。 経費の削減に努め、一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）が年度計画値 4 億 200 万円を下回ったことは評価できる。

<table>
<tr>
<td></td>
<td>する。</td>
<td>する。</td>
<td></td>
<td>〈51〉業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況
S：削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
A：71億4,600万円以下（削減率：10.8%以上）
B：71億4,600万円超72億9,000万円以下（削減率：9.0％以上10.8％未満）
C：72億9,000万円超74億3,400万円以下（削減率：7.2％以上9.0%未満）
D：74億3,400万円超（削減率：7.2%未満）</td>
<td>○事業費の削減状況

〈事業費の削減状況〉（単位：千円）
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th>平成25年度</th><th>平成30年度</th><th rowspan="2">平成25年度予算に対する削減割合</th></tr><tr><th>予算</th><th>実績</th></tr><tr><td>業務経費</td><td>8,011,000</td><td>6,006,520</td><td>25.0%</td></tr></table></td>
<td>〈評定〉A

〈評定根拠〉
経費の削減に努め、業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）が年度計画値72億9,000万円を大きく下回ったことは評価できる。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。
なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</td>
<td>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。
なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</td>
<td>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。
なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</td>
<td>〈52〉奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況</td>
<td>○奨学金貸与業務に関する費用の効率化の状況

〈奨学金貸与業務に関する費用の効率化状況〉　（単位：千円）
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th>平成25年度</th><th>平成30年度</th><th rowspan="2">平成25年度基準額に対する伸び率</th></tr>
<tr><th>基準額</th><th>実績</th></tr>
<tr><td>期首要回収額</td><td>535,536,125</td><td>730,195,318</td><td>36.3%</td></tr>
<tr><td>奨学金貸与業務に関する費用</td><td>5,889,547</td><td>6,126,632</td><td>4.0%</td></tr>
</table>
</td>
<td>〈評定〉B

〈評定根拠〉
奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）について、期首要回収額の伸び率を下回るよう削減を図ったことは評価できる。</td>
</tr>
<tr>
<td>② 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準について</td>
<td>② 総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく</td>
<td>② 総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく</td>
<td>〈53〉政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況</td>
<td>○政府の方針等を踏まえた人件費の見直し
一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、俸給表の水準の引上げ及び勤勉手当の引上げを実施した。また、配偶者及び子に係る扶養手当の見直しを実施した。

〈人件費の状況〉
<table>
<tr><th>区分</th><th>平成30年度</th><th>（参考）平成29年度</th></tr>
<tr><td>実績額</td><td>36億4,394万円</td><td>36億1,248万円</td></tr>
</table>
</td>
<td>〈評定〉B

〈評定根拠〉
一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、俸給表の水準の引上げ及び勤勉手当の引上げを実施した。また、配偶者及び子に係る扶養手当の見直しを実施した。</td>
</tr>
</table>

	は、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。	見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。		○給与水準の検証及び公表 ・平成30年度の職員給与について、機構職員と国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス指数）は95.7となっている。 なお、給与水準に関する検証結果等については今後ホームページにおいて公表予定。 ・平成29年度給与水準の検証結果等については、平成30年6月にホームページに公表した。	給与与水準の検証の結果、国家公務員との給与水準の比較指標は 95.7 となっており適正であると評価できる。

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1　業務の効率化

（2）　外部委託等の推進

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
機構の業務全般について、効果的・効率的な業務の実施が見込まれるものについて競争入札等による民間委託を推進し、業務の効率化を一層推進する。	効果的・効率的業務運営に資するため、専門的かつ高度な判断を伴う業務を除く単純大量業務を中心に外部委託を進める。奨学金の返還金回収業務においては、計画的に回収業務の委託を実施する。 また、国際交流会館等において、管理運営業務の委託を適切に実施する。	奨学金貸与業務においては、返還誓約書等の点検等について引き続き外部委託を実施するとともに、返還金回収業務においては、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施する。 また、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、その管理・運営業務において、一般競争入札に基づく民間委託を実施する。	〈54〉　外部委託の実施状況	○奨学金貸与業務における外部委託 (1)返還誓約書点検業務の委託状況 （単位：件） 区分：返還誓約書の点検／実施時期：平成30年4月～平成31年3月／委託件数：457,469 (2)返還金回収業務の委託状況 （単位：件） 区分／実施期間／委託件数 口座振替不能者への督促架電（口座振替不能1回目～5回目）／平成 28 年 4 月～平成31年3月／1,822,895 払込取扱票送付後の督促架電／平成 30 年 4 月～平成31年3月／116,765 初期延滞債権の回収委託／平成 29 年 4 月～平成 30 年 8 月／21,832 初期延滞債権の回収委託／平成 30 年 4 月～令和元年 8 月／66,825 新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託／平成 29 年 11 月～平成30年7月／4,261 新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託／平成 30 年 11 月～令和元年7月／6,203 中長期延滞債権の回収委託（延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし）／平成 29 年 2 月～平成30年8月／3,203 中長期延滞債権の回収委託（延滞2年半以上9年未満、3ヶ月入金なし）／平成 29 年 8 月～令和元年8月／4,490 中長期延滞債権の回収委託（延滞2年半以上9年未満、3ヶ月入金なし）／平成 30 年 11 月～令和2年8月／4,607	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・返還誓約書点検における外部委託を着実に実施するとともに、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施し、業務効率化を推進したことは評価できる。 ・東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の管理運営業務について、一般競争入札により選定した受託者に業務委託を実施し、業務効率化を推進したことは評価できる。

(3)返還金回収業務(一部入金者等)の委託状況

(単位:件)

区分	実施期間	委託件数
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成 28 年 10 月～ 平成30年8月	632
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成 29 年 10 月～ 令和元年8月	5,570
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成 30 年 10 月～ 令和2年8月	4,196
新規返還者の延滞債権回収委託 委託継続分	平成 29 年 8 月～ 平成30年7月	105
新規返還者の延滞債権回収委託 委託継続分	平成 30 年 8 月～ 令和元年7月	417
延滞債権の入金管理業務	平成 29 年 3 月～ 令和2年3月	2,460
延滞債権の入金管理業務	平成 29 年 4 月～ 令和2年3月	3,233
延滞債権の入金管理業務	平成 30 年 3 月～ 令和3年3月	3,938
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成 28 年 9 月～ 平成30年8月	1,594
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成 29 年 3 月～ 令和2年8月	3,418
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成 30 年 3 月～ 令和2年8月	2,989
東日本大震災に係る災害救助法適用地域(沿岸部) 委託継続分	平成 29 年 4 月～ 平成31年3月	107

○国際交流会館等の管理・運営業務の委託

・東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、平成 26 年度に実施した一般競争入札により選定した業者において引き続き管理・運営業務を行った。
(業務委託期間)平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

					・東京国際交流館について、一般競争入札により選定された業者に管理・運営業務を委託する。 （業務委託期間）平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ・兵庫国際交流会館について、民間競争入札により選定された業者に管理・運営業務を委託する。 （業務委託期間）平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1　業務の効率化

（3）　契約の適正化

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。	契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。	契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。	<55> 契約の適正化に係る実施状況	○契約監視委員会の開催 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、平成30年度第一回契約監視委員会を開催し、平成29年度調達等合理化計画の自己評価（案）及び平成30年度調達等合理化計画（案）を点検した。また、平成29年度の「競争性のない随意契約」について事後承認を得るとともに、2か年又は2回連続して一者応札・一者応募となった契約の対応策について意見をいただいた（平成30年5月31日）。 また、従前、文部科学省にて各法人とりまとめて実施していた発注した建設工事等に係る入札及び契約の審査及び意見の具申を今年度から各法人で実施することになったため、平成30年度第二回契約監視委員会を開催し、平成29年度第4四半期から平成30年度第1四半期に発注した建設工事等の審査を行った。 令和元年度契約監視委員会を開催し、平成30年度調達等合理化計画の自己評価（案）を点検した。また、平成30年度の「競争性のない随意契約」について事後承認を得るとともに、2か年又は2回連続して一者応札・一者応募となった契約の対応策について意見をいただいた。合わせて、平成30年度第2四半期から第4四半期に発注した建設工事等の審査を行った（令和元年5月30日）。 ○契約件数及び契約金額の状況	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・契約監視委員会を開催し、前年度の「調達等合理化計画自己評価（案）」、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」の対応についての点検や、当年度の「調達等合理化計画（案）」の点検及び発注した建設工事等に係る入札及び契約の審査及び意見の具申を実施したことは契約の適正化に資するという観点から評価できる。 ・「平成 30 年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に基づき、積極的に一般競争入札等の推進を図り、一者応札・一者応募の件数割合について、直近 2 年間の平均より 0.8%上回ることとなったが、入札に参加しなかった者への聞き取りや公告期間の確保等に努めたことは評価できる。 ・より事業の品質を高めるために調達方法の見直しを行い、従来の最低価格落札方式から総合評価落札方式へ移行した案件が 1 件あったことは評価できる。 ・50 万円以上（税込）の少額随意契約により調達する案件を対象

区分	平成30年度実績		（参考）平成29年度実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約	（75.0%） 252	（82.1%） 9,832,158	（75.8%） 228	（87.0%） 10,997,561
競争入札等	（62.8%） 211	（49.2%） 5,892,844	（63.8%） 192	（75.2%） 9,500,986
企画競争、公募	（12.2%） 41	（32.9%） 3,939,314	（12.0%） 36	（11.8%） 1,496,575
競争性のない随意契約	（25.0%） 84	（17.9%） 2,148,823	（24.2%） 73	（13.0%） 1,635,123

合計	（100.0%） 336	（100.0%） 11,980,980	（100.0%） 301	（100.0%） 12,632,684					

（注）計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

○調達等合理化計画に係る実施状況
・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定）に基づき、「平成 30 年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページにおいて公表するとともに文部科学大臣に報告した（平成 30 年 6 月 29 日）。
・平成 30 年度調達等合理化計画に対する取組内容及び実績は次のとおり。

Ⅰ 重点的に取り組むべき分野

1.一者応札・応募に関する調達
(1)目標
平成 30 年度における競争性のある契約に対する一者応札・応募の件数割合が直近 2 年間の平均を下回ることを目標として削減に努める。

(2)目標達成に向けた取組内容
①入札資料は受領したが入札に参加しなかった者に、アンケートやヒアリングを実施。
②2 か年連続（2 回連続を含む）して一者応札又は一者応募になった案件について、機構ホームページにて、入札参加予定事業者に対して広く意見招請を行った（平成 30 年 7 月 10 日～平成 30 年 7 月 31 日）。寄せられた意見等に対し、実施担当部署において検討したうえで当該意見等に対する回答案を作成し、契約担当部署で精査の上、事業者に対して回答を提出するとともに機構ホームページにおいて公表した（平成 30 年 8 月 31 日）。
③仕様書の記載内容を具体化・明確化するよう努めた。
④公告期間、業務準備期間を十分に確保できるよう努めた。
⑤入札参加資格を見直し、従来からの要件緩和を検討した。
⑥当該入札に参加が予想される業者や新たに参加が期待できそうな業者に対して公告後に入札公告掲載について周知した。
⑦複数回続けて同一業者による一者応札・応募となった案件について、特定の者だけが事業を実施し得ることが確認された場合の随意契約の締結。

(3)実績、目標の達成状況
平成 30 年度においては、平成 29 年度と比較して、総契約件数が増加する中で、労働需給の逼迫や部材調達難（パソコン用 CPU、再生紙等）に伴い、事務派遣、工事、パソコン、印刷等の調達で新たに一者応札・応募が発生したことに

として、公募型見積り合わせを実施し、少額随意契約のより一層の契約手続きの透明性、公平性の確保を図ったことは評価できる。
・マニュアル等の随時見直しを行っていること、事業担当部署に対する契約履行上の監督及び検査事務に係る職員研修を実施したこと、職員スキルの向上に取組んでいることは、契約の適正化及び効率化のための積極的な取組として評価できる。

より、その件数が 9 件増加している。結果、上記(2)の取組を継続して実施したものの、平成 30 年度における競争性のある契約に対する一者応札・応募の件数割合については 30.2%となり、直近 2 年間の平均(29.4%)を 0.8%上回った。

[一者応札・応募の状況]

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
2 者以上	169 件 (70.7%)	161 件 (70.6%)	176 件 (69.8%)
1 者以下	70 件 (29.3%)	67 件 (29.4%)	76 件 (30.2%)
合計	239 件 (100%)	228 件 (100%)	252 件 (100%)

※直近 2 年間の一者応札・応募の平均:29.4%

2.総合評価落札方式に関する調達

(1)目標

契約の適正化・業務の確実な履行に向けて、総合評価落札方式の活用等により、より合理的な調達を図る。

(2)目標達成に向けた取組内容

従来、価格のみの競争により調達を行っている案件で、総合評価落札方式とすることで、事務・事業の品質がより一層高くなると考えられる案件がないか検証し、総合評価落札方式による調達の可否等について検討した。なお、新規案件については、価格のみの競争とした場合の質の確保について、実施担当部署と協議し、事前に十分な確認を行ったうえで調達を実施した。

(3)実績、目標の達成状況

上記取組により、最低価格落札方式から総合評価落札方式へ移行した案件が 1 件となった。

Ⅱ調達に関するガバナンスの徹底

1. 随意契約に関する内部統制の確立

平成 30 年度に新たに競争性のない随意契約を締結した案件は 29 件であった。当該案件のうち、外国での契約を除いた 21 件については、契約事務取扱細則に規定された「随意契約によることができる場合」との整合性を確認し、事前に機構内で点検を受け、承認を得たうえで随意契約を締結した。

					2. 契約履行上の監督及び検査事務の適切な実施に関する取組 　契約履行上の監督及び検査事務に係る適切な実施に向けて、事業担当部署に「契約履行上の監督及び検査事務取扱要領」を周知するとともに、財務部が事業担当部署に対して実施した会計コンプライアンス研修の中で、「契約履行上の監督及び検査事務取扱要領」に基づく研修を実施し、事務の精度の向上に努めた。 3. 不祥事発生防止のための取組 　(1)不祥事発生を未然に防止するための取組 　　調達担当職員は、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルを熟読し、十分理解したうえで調達業務を行っている。 　　また、マニュアル等の内容については、随時、見直しの検討を行った。その結果、不祥事の発生を未然に防止する観点から改訂等を行ったマニュアルはなかった。 　(2)不祥事発生時の対応と再発防止のための取組 　　万一、調達業務において不祥事が発生した際には、直ちに当該調達に係る調査委員会（事業により内部又は第三者による）を設置し、原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、必要な措置を講ずることとしており、調達担当職員へ改めて周知した。なお、平成 30 年度において、不祥事の発生はなかった。 4. 調達担当職員の研さんに関する取組 　外部の研修会等を受講するとともに、内部の研修会として課内勉強会を開催する等、積極的に業務に関する情報収集とスキルの向上に努めた。 〇少額随意契約の透明性・公平性の確保 　50 万円以上（税込）の少額随意契約により調達する案件を対象として、見積りの相手方を特定せず、案件を機構ホームページで公開し、参加希望者からの見積書提出により最低価格の者を契約の相手先として決定する公募型見積り合わせ 71 件を実施し、少額随意契約のより一層の契約手続きの透明性、公平性の確保を図った。 〇共同調達等の実施 　効果的かつ効率的な業務運営を図るため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとしており、共有事務所を有する駒場事務所において共同で施設の管理運営委託を実施し、また、コピー用紙の調達については、独立行政法人大学入試センターと共同で実施した。	

					○契約に関する情報の公表 ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、平成 30 年度に締結した公益法人に対する支出状況を公表した。 ・「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣から各省各庁の長宛財計第 2017 号）に基づき、平成 30 年度に締結した契約について、競争契約（総合評価及び政府調達を含む一般競争入札）及び随意契約（企画競争、公募、随意契約（不落随意契約を含む））別に区分し、機構ホームページにおいて毎月公表した。 ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、平成 29 年度に係る公益法人に対する支出に係る見直しを行った結果、点検の対象となる支出はなかったため、その旨を機構ホームページにおいて公表した。	

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1　業務の効率化

（4）　情報システムの活用

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。	機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。	奨学金等業務システム及び機構内ネットワーク等を適切に運用するとともに、制度改正対応や業務効率化に資する情報システム改修を適切に行う。その際、情報システムに係る開発、運用及び保守に関する品質の確保・管理の強化を図る。	〈56〉 業務効率化に資する情報システムの運用状況	○奨学金業務システムの運用状況 給付奨学金制度をはじめ、制度・規則等改正等に伴うシステムの改修や新たな機能の開発を行い、安定したシステムの運用に努めた。 ［主なシステム改修］ ・給付奨学金制度に係るシステム改修 ・奨学金採用業務及び適格認定の制度変更に係るシステム改修 ・マイナンバーを利用した情報連携に係るシステム改修 ○その他の業務効率化を目的とする情報システムの運用 留学生給与等給付システム及び延滞債権管理システム（TCS）について、改修を行うとともに、不具合発生時に対応できる体制を維持し、適切に運用することができた。 ○情報連携用システムの開発・運用（マイナンバーシステム関係） (1)情報提供ネットワークを経由した試験の実施 平成 30 年 7 月向けデータ標準レイアウトへ対応するため、中間サーバー等を使用して情報提供機関等と情報提供ネットワークシステムを経由した機関間試験を実施し、更に令和元年 6 月向けデータ標準レイアウトへ対応するため、中間サーバー等を使用して情報提供機関等と情報提供ネットワークシステムを経由した機関間試験の実施準備を進めた。 (2)マイナンバーによる情報照会等の実施 従来の所得連動返還方式選択者及び返還期限猶予申請をした一部の者からのマイナンバー提出に加え、平成 31 年度採用については全ての給付及び貸与申込者からマイナンバーの提出を求め、真正性確認及び機関別符号の取得、情報照会を実施した。 (3)システム改修等の実施 平成 31 年度より実施の業務運用を踏まえ、中間サーバー等の情報連携用システムに対してシステム改修を行った。	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・奨学金業務システムについて、制度改正等に対応して必要な改修等を行い、その他の情報システムについても、機能の追加を含め業務の効率化に寄与するよう適切に運用したことは評価できる。 ・マイナンバー制度の運用に向けて、業務効率化に資するため中間サーバー等のシステム改修を実施するとともに、情報連携システムの設定変更に伴う機関間テストの準備・実施を行ったことは評価できる。 ・新たな「所得連動返還型奨学金制度導入に向けた奨学金業務システムの再構築」については、計画通り平成 31 年 3 月に稼働開始させたことは評価できる。 ・情報システムの品質の確保・管理の強化を図ったことは評価できる。

					○番号制度の利用を前提とする所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた奨学金業務システム（JSAS）の再構築 平成 31 年度に生じる業務要件変更の内容も取りこみつつ、開発及びテスト等を実施し、予定通り平成 31 年 3 月より新システムを稼動させた。 ○情報システム開発及び運用等に係る品質の確保・管理の強化 (1)情報システム開発に係る品質の確保・管理の強化 ・「情報システム開発に係る品質管理規則」（平成 28 年度策定）に準拠し、開発工程管理状況や納品成果物確認等の品質管理業務を継続実施することにより、品質の確保・管理の強化を実施した。 (2)情報システム運用等に係る品質の確保・管理の強化 ・「情報システム運用に係る品質管理規則」（平成 29 年度策定）に準拠し、運用関連業者による定例会議出席や運用関連報告書確認等の品質管理業務を実施することにより、品質の確保・管理の強化を実施した。	

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

２　組織の効果的な機能発揮

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体として的確で効果的な事業実施体制を構築する。	課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体として的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。	業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体として的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。また、地方及び海外における渉外機能の強化等に対応するための体制整備を行う。	〈57〉 組織改善の状況	○平成 30 年 4 月における組織の見直し 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、平成 30 年 4 月に、機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。 ［事務事業及び組織見直しの主なポイント］ (1)給付型奨学金制度の本格実施及びマイナンバー利用事務等に備えた業務体制の整備 給付奨学金制度の本格実施や採用審査におけるマイナンバー利用、所得連動返還方式への本格対応等に向け、貸与・給付部及び返還部の体制を強化した。 (2)支部の所掌事務の整備等 支部が所管する事務として、奨学金事業以外の事業に係る事務への協力、広報及び情報収集等について規定した。また、支部長をより広い視野から法人経営全般に参画させることを目的に、支部長会議を実施した(第 1 回:平成 30 年 5 月 17 日～18 日、第 2 回:平成 31 年 1 月 15 日～16 日)。 (3)留学生事業部の体制強化 主に外国の関係諸機関等との調整機能強化のため国際渉外業務担当の課長級ポスト「国際渉外調整監」を留学生事業計画課に新設するとともに、海外留学支援制度に係る業務実施体制を整備するため、海外留学支援課を 2 係体制に改組した。 ○平成 31 年度に向けた組織の見直し 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、平成 31 年度以降の組織体制の整備に向けて、給付奨学金制度の規模拡大を見据え、組織見直しを検討した。	〈評定〉B 〈評定根拠〉 新制度の本格実施等に対応した体制整備を行ったことは評価できる。

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

３　内部統制・ガバナンスの強化

（１）　事業の確実な実施

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日付け総管査第３２２号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。 理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。	「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日付け総管査第３２２号総務省行政管理局長通知）に基づき、理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に	理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。	〈58〉 ガバナンス確保の状況	業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行するため、以下の取組を行った。 〇理事会等によるガバナンスの確保 (1)理事会等の運営 以下のとおり、重要事項について審議、報告、決定等を行う会議を運営した。 ①理事会 機構の重要な方針及び施策に関し、理事長が必要と認める事項について適時理事会を開催し、審議を行った（理事長、理事長代理及び理事が出席）。 ②理事懇談会 理事長と各理事との情報共有を進めるとともに、共通認識の形成を図るため、特定の議題について懇談した。（理事長、理事長代理及び理事、並びに必要に応じて関係部等の長が出席、月 2 回程度開催）。 ③経営管理会議 ・経営管理会議において、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関し、理事長が必要と認める事項について、検討等を行い、必要に応じて改善策を指示した（役員及び各部等の長が出席、原則として毎月 2 回開催）。 ・経営管理会議の配付資料については、一部の取扱注意となる資料を除いて、会議後にグループウェアを通して全職員に共有した。 なお、経営管理会議等における検討等の内容については、各部等における部門会議や筆頭課長会議を通じて周知を図り、業務の進捗状況や懸案事項についての問題意識の共有及び各課等における業務改善に向けた取組の実施に努めた。 (2)重要事項の審議・決定 ①予算配分・決算 ・法人内の運営費交付金予算配分については、年度毎に理事長が決定する「予算編成方針」に基づき、各部等から、この方針に基づく執行計画を求め、財務部においてこれを整理し理事長に報告を行い、理事長を議長とする理事会の審議を経て決定した。また、予算配分後においては、予算及び事業の執行状況を踏まえつつ、予算の適切な執行のため、年度途中に配分額の見直しを行った。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・重要な施策について、理事会等において審議の上、決定されている。また、理事長は、理事会、経営管理会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。 ・リスク管理委員会を原則として毎月開催とするとともに、リスク対応計画策定・実施の取組により、各部等におけるリスク管理の PDCA サイクルを確実に実行したことは評価できる。また、その中において、金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理体制の構築により、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図ったことは評価できる。

	また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	定めた事項の運用を確実に実行する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	また、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。		・平成 29 年度決算については、理事会での審議において、予算が適正に執行されたことを確認した。 ②中期計画・年度計画 第3期中期目標期間が平成 30 年度で終了することに伴い、文部科学省より第4期中期目標の策定指示を受け、第4期中期計画及び平成 31 年度計画の策定に向けた審議・決定を行った。 中期計画策定にあたっては、中期計画案及びこれに伴う具体的実施事項について、検討・調整の上とりまとめ、理事会における審議を経て決定した。その後、文部科学大臣に変更認可の申請を行い、認可された。 年度計画については、平成 31 年度計画案及びこれに伴う具体的実施事項について検討・調整の上とりまとめ、理事会における審議を経て決定した。その後、文部科学大臣に届出を行った。 ③業務実績評価 第3期中期目標期間見込業務実績及び平成 29 年度の業務実績に関する評価について、業務実績及び自己評価案をとりまとめ、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の意見を聴取した上で、理事会での審議を経て、業務実績に関する機構の自己評価を理事長が決定した。 (3)IT 戦略委員会 業務の IT 化を推進し、業務の効率的実施を図るため、IT 化に係る事項を調査・審議・調整することを目的として平成 26 年度に設置された「IT 戦略委員会」において、各部等における IT 化に係る個別事項の計画（IT 化実施計画）及び進捗状況について審議した（平成 30 年 10 月 10 日）。 また、マイナンバー・新所得連動対応に関する IT 化小委員会においては、当該委員会の下に検討会及びワーキング・グループを設置し、マイナンバー制度及び所得連動返還方式に係るシステムの開発や運用等のIT 化に係る技術的・実務的な検討等を行い、その進捗状況をIT化小委員会に報告した(第 1 回：平成 30 年 9 月 19 日、第 2 回：平成 31 年 3 月 26 日)。 なお、IT 化小委員会での検討結果は、IT 戦略委員会にも報告し、検討状況や進捗の確認を行った。 (4)マニュアル等検証委員会の設置 「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成 27 年 2 月 12 日財務省理財局長通知）における指摘を踏まえ、奨学金貸与業務に係る質を担保するためにマニュアルの制定・改廃に関する検証を行うことを目的として「奨学金事業に係るマニュアル検証等委員会」を設置し、適切に運営した（平成30 年 9 月 4 日）。	

					○改正独立行政法人通則法に基づく内部統制システムの整備 内部統制の状況を把握するため、内部統制担当役員と職員との面談を行った（平成 31 年 3 月 25 日）。 ○リスクの把握・管理 (1)リスク管理委員会の開催 各部等におけるリスク管理の PDCA サイクルの確実な実行を促すため、リスク管理委員会を原則として毎月（計 11 回）開催し、平成 30 年度のリスク管理実施計画の策定及び下記(2)及び(3)の取組についての検討と実施状況の確認を行った。 (2)機構の組織全体を対象としたリスク管理体制の構築 各部等におけるリスク管理の PDCA サイクルを実行するため、リスク管理委員会での検討を踏まえ、以下の取組を行った。 ①リスク対応計画の策定・実施状況報告 平成 29 年度に選定した優先対応リスクのうち、課題が残存する以下のリスクについて、「平成 30 年度リスク対応計画」を策定し、進捗状況をリスク管理委員会に報告した。 ・自然災害等による業務継続に関するリスク ・情報システムに関するリスク（セキュリティ及びシステム） ②リスクの洗い出し・評価結果の見直し リスクの洗い出し及び評価結果について、平成 31 年度のリスク対応に向け、機構内外の環境変化やこれまでの取組等を踏まえ、見直しを行った。 (3)金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理体制の構築 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成 27 年 2 月 12 日財務省理財局長通知）における金融業務のリスク管理に関する指摘等を踏まえ、金融リスク（信用リスク、自己査定リスク、金利リスク、流動性リスク等）の管理体制の構築に向け、以下の取組を行った。 ①リスク対応計画の策定・実施状況報告 平成 29 年度までのリスク対応の状況を踏まえ、「平成 30 年度リスク対応計画（金融業務）」を策定し、課題対応策の実施状況や報告事項に基づく担当部署からの報告をリスク管理委員会に行った。 ②リスクの洗い出し・評価結果の見直し 平成 27 年度に金融検査マニュアルのチェックリストに基づいて実施したリスクの洗い出し及び評価結果について、平成 31 年度のリスク対応に向け、機構内外の環境変化やこれまでの取組を踏まえ、見直しを行った。	

					(4)危機管理の取組 平成 29 年度に改訂した「独立行政法人日本学生支援機構事業継続計画」(BCP)の実行性を検証するため、机上訓練を実施し(平成 30 年 11 月 19 日、22 日)、見直しを行った(平成 31 年 3 月 29 日)。また、非常時における奨学金振込データ伝送については、実地訓練を行い(平成 30 年 9 月 27 日)、個別にマニュアルを策定した(平成 31 年 1 月 31 日)。更に、新型インフルエンザ等、感染症発生時を想定した BCP の策定を行った(平成 31 年 3 月 28 日)。 危機管理に係る防災対策としては、第 3 回危機管理対策本部立ち上げ訓練を実施(平成 30 年 11 月 30 日)するとともに、以下の取組を引き続き実施した。 ・防災訓練の実施 ・安否確認サービスの登録、運用の徹底 ・防災意識高揚に向けた情報の発信 ○事業執行管理 (1)中期計画・年度計画の執行管理 平成 30 年度上半期の中期計画・年度計画の執行状況について、評価結果や評価における指摘事項等がどのように業務に反映されているかという点に留意しつつ、各部等からの報告に基づき業務の進捗状況等の確認をし、中期目標期間の最終段階に当たり、計画の達成状況についてとりまとめを行った。 指摘事項等への対応状況及び進捗状況については、経営管理会議に報告した。 (2)重点課題に関する進捗状況把握 行政改革等での指摘事項など機構における重点課題については、経営管理会議に定期的に進捗状況を報告し、理事長からの指示事項の確認を行うとともに、第 3 期中期計画等を踏まえ、適宜重点課題として取り上げる事項の見直しを行った。	

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

３　内部統制・ガバナンスの強化

（２）　監査の実施

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日付け総管査第３２２号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。 理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。 また、「独立行政法人	業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施する。	第３期中期計画期間における内部監査の実施方針に基づき、計画的に内部監査を実施する。	〈59〉 内部監査の実施状況	業務部門から独立した監査室において、以下のとおり内部監査を実施した。 ○平成 30 年度内部監査計画の策定 「第 3 期中期計画期間（平成 26～30 年度）における内部監査の実施方針（重点事項等）について」（平成 26 年 9 月 3 日理事長了解）を踏まえ、平成 30 年度内部監査計画を策定した。 ○内部監査（業務監査・会計監査・自己査定監査・法人文書監査）の実施 機構内の特定課題を調査し、課題改善につなげることを目的として、以下のとおり内部監査（業務監査・会計監査・自己査定監査・法人文書監査）を実施した。 〈内部監査実施概要〉	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・業務部門から独立した監査室において、内部監査の実施方針を定めたうえで、それに基づいて計画的に業務監査、会計監査、自己査定監査、法人文書監査を実施し、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。 ・監査結果についてフォローアップを実施したことは評価できる。

実施時期	監査内容	対象
平成30年4月～平成31年3月	業務監査	総務課
		東北支部
		関東甲信越支部
		情報管理課
		企画課
平成30年10月～平成31年2月	会計監査	奨学事務センター
		法務課
		機関保証業務課
		東北支部
		関東甲信越支部
平成30年4月～7月	自己査定監査	奨学事業戦略課
		法務課
平成30年4月～7月	法人文書監査	総務課
平成30年4月～平成31年3月	個人情報保護監査	総合計画課他
平成30年4月～平成31年3月	情報セキュリティ監査	情報管理課

	改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。 〔再掲〕				(1)業務監査 以下 3 件の業務監査を実施した。 ①自然災害等における業務継続のリスク リスク対応計画に沿って事業継続体制の整備にかかる取組が適切になされているか、また事業継続計画で実施すべきとされていた事項につき実効性を確保しつつ計画的に実施されているかについて、日本学生支援機構危機管理対策要綱等が自然災害等における機構の業務継続に適しているかを確認し、総務部長等との面談及び避難訓練等の取組への陪席等により監査を実施した。 ②支部の法的処理及び法人文書の管理状況(東北支部・関東甲信越支　部) 支部の法的処理について、業務とマニュアルの整合性、個人情報保護体制、事務所のセキュリティ管理の状況及び法人文書管理の状況について確認した。 ③外部委託先管理 機構の業務に多大な影響を及ぼすおそれのある外部委託先における、個人情報や情報セキュリティの適切な管理体制について、データ入力業務、及び奨学月次帳票等のカット、ブッキング、仕分、梱包及び発送業務を対象とし、業務委託元部署の契約関係資料等及び委託先作業施設等を確認した。 (2)会計監査 以下 2 件の会計監査を実施した ①支部の会計処理について、平成 30 年 12 月に関東甲信越支部、平成 31 年 2 月に東北支部のそれぞれにおいて、小口現金の出納事務、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約に基づく履行管理の状況について、ヒアリング・現物実査による監査を実施した。 ②平成 29 年度に新たに出納責任者を設置した郵便為替証書を扱う部署において、同証書が適正に管理されているか、また帳簿、伝票及び証拠書類は適切に保存整理されているかについて、ヒアリング・現物実査による監査を実施した。 (3)自己査定監査 平成 30 年 5 月～7 月に、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「貸倒引当金算定及び償却処理業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、「新たに『実質破綻先』、『破綻先』に移行した債権及び『実質破綻先』、『破綻先』から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「2 以上の貸与契約のある債務者の全債権についての債務者区分の設定処理」について、監査を実施した。	

					(4)法人文書監査 平成 30 年 5 月～7 月に、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの期間内における法人文書の管理状況について総務課が点検を行った際の資料の提出を求め、それを踏まえてヒアリングを行うとともに、文書管理規程、マニュアル等と業務処理の状況及び法人文書ファイル管理簿を中心に監査を実施した。 なお、上記(1)～(4)の各監査の結果については、関係部署に通知し、経営管理会議等において適時報告を行った。 (5)個人情報保護監査 特定個人情報の管理状況について、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」を受けて、機構では平成 27 年 12 月1日付けで個人情報保護規程を改正し、その後も必要な改正をしてきたが、規程の改正項目も含めて、関係部署における当該規程全体の遵守状況等について平成 31 年 1 月～3 月の間に監査を実施した。監査の結果については、個人情報総括保護管理者へ報告を行った。 (6)情報セキュリティ監査 機構の情報セキュリティ対策に係る関係規定及びその実施状況を網羅的に把握・評価するため、リスク対応計画に記載された情報セキュリティ点検の一環として平成 30 年 9 月～平成 31 年 2 月の間に監査を実施した。監査の結果については、最高情報セキュリティ責任者へ報告を行った。 (7)監査結果のフォローアップ 平成 29 年度及び平成 30 年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討及び計画的な取組を行い、速やかに一定の結論を得るよう求めた以下の事項について監査対象部署に対し、指摘事項に関する取組状況の提出を求めた。その結果、各部署における内部監査結果のフィードバック及び指摘事項に対する改善が着実に実施されていることを確認した。 ・業務監査「支部法的処理」(平成 30 年 5 月) ・会計監査「支部会計処理」(平成 30 年 5 月) ・法人文書監査(平成 30 年 11 月) ・業務監査「給付奨学金の実施状況について」(平成 31 年 1 月) ・業務監査「外部委託先管理(奨学月次帳票等のカット、ブッキング仕分梱包及び発送業務)について」(平成 31 年 2 月) ・会計監査「郵便為替証書に係る会計処理」(平成 31 年 2 月) 平成 27 年度監査結果のフォローアップのうち、業務監査「返還誓約書の審査(未提出者対応)」に係る改善状況を平成 29 年 2 月及び 11 月に確認したが、改善完了までに至らず、平成 30 年度事業においても改善状況について報告	

					を受けた（平成30年11月）が、未だ改善完了まで至っていないため、引き続き平成31年度事業においても改善状況について報告を受けることとした。	

Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

３　内部統制・ガバナンスの強化

（３）　コンプライアンスの推進

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日付け総管査第３２２号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。 理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。 また、「独立行政法人	コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。 ① コンプライアンス職員研修	コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。 ① コンプライアンス職員研修 第３期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針に基づき、計画的に研修を実施する。	〈60〉コンプライアンス職員研修の実施状況	○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進 コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会（外部有識者 1 人を含む 20 人の委員で構成。平成 30 年 5 月 24 日開催）において「平成 30 年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施など、以下の取組を実施した。【再掲】 ○コンプライアンス職員研修 コンプライアンスの一層の推進・強化を図る上で、コンプライアンス管理者等に指定されている職員だけではなく、業務に関わる職員一人ひとりが高い意識を持ち業務執行にあたる必要があることから、「第 3 期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づいて、コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、以下のとおり職員研修を実施した。 (1)コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修 コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、第3期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づいて平成30年度はグローバル人材育成部の職員に対する研修を実施した。 対象者：グローバル人材育成部に所属する職員（28人） 日程：平成30年11月29日　参加者数：15人 日程：平成30年12月10日　参加者数：11人 （注）上記の日程で参加できなかった者に対しては、後日補講等を実施することとしているが、今回該当の2人については諸事情により補講の受講が困難であった。 (2)新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）研修 新入職員等に対して、採用の都度研修を実施し、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。	評定〉B 〈評定根拠〉 ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための研修を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。 ・「第３期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づき、グローバル人材育成部の職員に対する研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。

	改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。 〔再掲〕	② 個人情報保護の徹底	② 個人情報保護の徹底 個人情報保護について、業務遂行の見直し、研修の多様化を図る等、組織が一丸となって取り組む。	<61> 個人情報保護の徹底に係る実施状況	○研修等の実施 役職員の個人情報保護に対する意識向上に資するため、職種別に研修内容の多様化を図り、以下の個人情報保護研修を実施した。 ①平成 30 年度上半期個人情報保護研修（全役職員、派遣・委託業者（※）対象）（平成 30 年 9 月 14 日～9 月 28 日） ※委託業者は、JASSO 事務所内にて個人情報を取り扱う業務に従事する者に限定。 個人情報保護対策として、近年の機構内個人情報保護の状態を踏まえ改訂したルールの周知及び個人情報を含む文書等発送時に係る統一ルールの遵守を促すため、対策事項の再確認と個人情報保護に必要な知識の習得を目指し上半期の個人情報保護研修を実施した。テキストによる自習形式としたが、受講状況の確認に加え、各自で理解度を自己点検する目的で、確認テストの受験及び提出を義務付けた（受講者：890 人）。 ②平成30年度下半期個人情報保護研修（留学生事業部、学生生活部、日本語教育センター職員対象）（平成 31 年 2 月 14 日、25 日、26 日（いずれかに参加）） 個人情報を取り扱っており、昨年度の下半期個人情報保護研修の対象とはしていなかった上記部署を主な対象として、機構内職員の知識水準の必要レベルを満たし、更なる意識の向上に資するため、下半期の個人情報保護研修を実施した。外部講師を招き、個人情報に関する基本的知識や他機関での漏えい案件を事例とした講義とグループワークを組み合わせた研修を実施した。グループワークにおいては、数名毎のグループを作って過去の事案の原因を探り、再発防止策を考えた（受講者：191 人）。 ③個人情報保護研修（個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者対象）（平成 31 年 1 月 30 日、31 日（いずれかに参加）） 個人情報保護における基本概念と最近の傾向の理解及び責任者としての役割認識とマネジメント方法の理解を目的として、外部講師を招き講義を実施した。総務省による個人情報に係る指針の一部改正により、業務委託先への実地検査が原則必要とされたことを受け、特に業務委託先への個人情報管理のマネジメント（主に実地検査）について研修を実施した。研修では機構内各部等で実施している方法を持ち寄り好事例を共有した（受講者：38 人）。 ④コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修会（グローバル人材育成部職員対象）（平成 30 年 11 月 20 日、12 月 10 日（いずれかに参加）） 外部講師によるプログラムの他、個人情報保護の推進について総合計画課長からの解説も実施した（受講者：26 人）。 ⑤新規採用職員等（常勤、任期付、非常勤職員）研修 新入職員等（常勤・任期付職員・非常勤職員）に対して、採用の都度、個人情	〈評定〉C 〈評定根拠〉 ・役職員の個人情報保護に対する意識向上に資するため、職種別に研修内容の多様化を図り、全役職員研修、個人情報の取扱いの多い部署の職員を対象とした研修、個人情報保護管理者及び担当者向け研修、グローバル人材育成本部職員向け研修、新規採用職員等研修を実施したことは評価できる。 ・特に、「個人情報保護 8 の原則」を制定し全役職員研修で周知したことや、業務委託先への個人情報管理のマネジメントについて研修したことは、機構役職員に、個人情報保護に必要な知識の習得や、最近の傾向の理解を促すため、評価できる。 ・平成 30 年度においては個人情報漏えいの再発防止に向けて取り組んだことにより、個人情報漏えいに係る全体件数が平成 29 年度より削減できたことは評価できる。但し、機構過失（委託業者によるものを含む。）に起因する個人情報漏えい等事案が昨年度より増加し、14 件発生していることから、より一層の削減に向けて、個人情報保護に係る取組を行っていく必要がある。

					報保護について研修を実施し、個人情報保護に係る守るべきポイント等の内容を指導。なお、個人情報を取り扱う派遣職員に対しても、職員と同様の研修を実施した。 ○個人情報保護規程施行状況調査（平成 29 年度分）の実施 「個人情報保護規程」第 38 条及び第 45 条第 1 項に基づき、各部等の個人情報保護管理者に個人情報の管理に関する点検作業及び同規程の施行状況報告を求めた。平成 29 年度分の調査においては、「業務の委託（第 35 条）」を重点確認事項に据えて実施した（平成 30 年 4 月）。 ○個人情報漏えい等事案に対する再発防止策の取組 組織が一丸となった仕組みの改善として、以下について取り組んだ。 ①職場ミーティングの実施 個人情報漏えい等事案が発生した部署において、事案の共有及び対応プロセスの振り返り、原因や再発防止策の議論等を目的として、職場ミーティングを適宜実施した。 ②個人情報漏えい等事案が発生した部署における再発防止策の策定 機構過失による個人情報漏えい等事案が発生した部署において、発生後には速やかに理事長及び個人情報総括保護管理者に報告するとともに、再発防止策を検討するよう適宜周知を図った。また、必要に応じ、業務遂行の見直し等を行った。 ③事故事案の情報の共有・活用 事故事案（ヒヤリハット事案（※）を含む）の原因や再発防止策等について、委託先を含め全体で情報を共有・活用した。 ※「過失事故等報告」に至らないまでも、対応を誤ると重大な影響を及ぼしかねない事案のこと。 ④「リスク管理委員会」での報告 全役員、部長等で構成する「リスク管理委員会」にて、個人情報漏えい等事案の発生状況や個人情報保護の取組状況等を定期的に報告した。 ⑤委託先に対する管理・監督の徹底 委託先の管理・監督の徹底を促すため、個人情報保護管理者及び担当者を対象とした研修にて、委託先の個人情報管理のマネジメント（主に実地検査）について、機構内の好事例を共有した。 また、総務省の指針改正に伴う個人情報保護規程改正により、平成 31 年度から保有個人情報の委託先に対して年 1 回以上、原則として実地検査を行う必要があること等について、電子掲示板にて周知した。	

⑥「個人情報保護 8 の原則」の制定
平成 30 年度上半期個人情報保護研修にて、これまで示してきた「個人情報保護守ってほしい 12 のルール」を、個人情報を取扱う場面に応じて内容を体系的に整理した「個人情報保護 8 の原則」として改訂した。
研修終了後も引き続き「個人情報保護 8 の原則」を意識・遵守させ個人情報保護の徹底を図るため、ポスターを作成し、電子掲示板及び JASSO 事務所内に掲示した。

〈個人情報漏えい等事案（郵便物誤発送等）発生（発覚）状況〉

種別	平成 30 年度	（参考）平成 29 年度
機構職員によるもの	7 件	4 件
委託業者によるもの	7 件（※1 件）	3 件
当該者の住所変更未届等に起因するもの	16 件	20 件
郵便事故等によるもの	6 件	16 件
計	36 件	43 件

※うち 1 件特定個人情報の漏えいを含む。

上記のとおり、平成 30 年度においては個人情報漏えいの再発防止に向けて取り組んだことにより、個人情報漏えいに係る全体件数としては平成 29 年度より削減することができたものの、機構過失によるものは増加してしまった。

	③ 情報公開の適正な実施	③ 情報公開の適正な実施 情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。	〈62〉 情報公開の実施状況	○情報開示請求への対応 平成 30 年度の情報開示請求は、法人文書開示請求は 12 件（うち、全部開示 3 件、部分開示 3 件、不開示 4 件、対応中 2 件）、保有個人情報開示請求は 2 件（うち、全部開示 0 件、部分開示 2 件、不開示 0 件）であり、情報の公開等に関する規定等に基づき、適切に対処した。	〈評定〉B 〈評定根拠〉 情報開示請求に対して適切に対処したことは評価できる。

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（1）　収入の確保等

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。 また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。	寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。 また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。	寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。 また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。	<63>　収入の確保等の状況	○寄附金の獲得 (1)学生支援寄附金受入状況 ・積極的な寄附金募集のため、従来のホームページ、業績優秀者返還免除者への通知における寄附金リーフレット同封、奨学金返還開始前に奨学生に配付する「返還のてびき」巻末ページに「寄附金募集のご案内」を掲載、返還完了者へ送付する「返還完了通知」に寄附を促す文言を追加した他、企業の社会貢献の一環として株主優待制度を活用した寄附制度や、私募債発行の際の手数料の一部を活用したSDGs関連団体に寄附をする商品において寄附先に指定してもらうなど、寄附者獲得に努めた。 ・個人寄附の受入れ拡大を図るため、平成29年11月に導入したオンライン寄附システムを運用した。 <学生支援寄附金受入状況> 区分 / 平成30年度 / (参考)平成29年度 件数 / 1,921件 / 1,728件 金額 / 217,989,342円 / 534,309,519円 (2)「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況 機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により42の民間企業等に対して企業訪問を行うとともに、訪問済み187の企業等に対して引き続き寄附金募集活動を行った。 また、個人寄附説明会を実施(5月12日、6月9日、7月29日、10月17日、11月17日、12月5日、3月3日、3月13日、3月20日)した他、平成29年度に導入したオンライン寄附システムの運用に加え、平成30年12月からは寄附型自動販売機を導入する等、個人寄附の受入れ拡大を図るための取組を行った結果、個人寄附件数が大幅に増加し、受入れ件数、受入れ金額は以下のとおりとなった。 <「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況> 区分 / 平成30年度 / (参考)平成29年度 件数 / 549件 / 207件 金額 / 1,688,562,937円 / 1,436,102,600円 ○自己収入の確保	〈評定〉A 〈評定根拠〉 ・平成 30 年度には新たにな取組として、私募債発行時の手数料の一部を活用した商品（CRS 私募債）において、機構を寄附先に指定してもらうことで新たな寄附口を開拓する等、学生支援寄附金の募集を積極的に行ったことは評価できる。 ・寄附金の募集を積極的に行い、新たに寄附型自動販売機を導入したことは評価できる。 ・留学生宿舎等において、資産の有効活用を図り、自己収入の確保に努めたことは評価できる。日本語教育センターにおいては、政府派遣等留学生の受入れのため、広報・学生募集活動を積極的に行い、収入の確保に努めたことは評価できる。また、日本留学試験については、広報活動により応募者数増を図るとともに、受験料改定を行い収入の確保に努めたことは評価できる。 ・奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めたことは評価できる。また、当該債券が ICMA（国債資本市場協会）が定義するソーシャルボンド原則に基づく旨のセカンドオピニオンを取得したことは、自

留学生宿舎については、大学による貸出方式の利用、推薦方式の推進などにより収入の確保に努めている。日本語教育センターについては、広報・学生募集活動を積極的に行うなど、収入の確保に努めた。また、日本留学試験については、日本語教育機関等への広報や大学等への利用促進の取組により応募者数増を図ると共に、受験料の改定（日本、タイ及び香港）によって、収入確保に努めた。

〈宿舎等収入〉

項目	金額
平成30年度留学生宿舎収入	561,755千円
平成30年度日本語学校収入	319,270千円
平成30年度日本留学試験検定料収入	689,392千円

○保有資産の有効活用

居室の有効活用を行うため、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、積極的な大学推薦方式による入居者募集を行った。

この結果、東京国際交流館の入居室は昨年度から僅かに 1.4 ポイント下回ったが、昨年度とほぼ同等の水準を維持し、兵庫国際交流会館の入居率は 2.9 ポイント上昇し、会館等全体の入居室は概ね前年度と同等の水準を確保できた。

〈国際交流会館等入居率〉　（単位：%）

会館名	平成30年度	(参考)平成29年度
東京国際交流館	91.2	92.6
金沢国際交流会館	—	100.0
兵庫国際交流会館	92.1	89.2
会館全体の入居率	91.5	92.3

※金沢国際交流会館は平成 30 年 4 月 1 日に売却済み。

○東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の入居者確保に係る取組

各大学に配分した居室で、30 日以上空室のまま入居申請がなかった居室については配分の取消しを行い、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行った。また、大学推薦による入居者募集を積極的に行うとともに、通常の募集とは別に臨時募集を行い、入居率向上に努めた。

○奨学金貸与事業における自己調達資金の確保

(1)財投機関債発行額

己調達資金の安定調達の観点から評価できる。

発行年月日	発行額
平成30年6月7日	300億円
平成30年9月7日	300億円
平成30年11月7日	300億円
平成31年2月6日	300億円
計	1,200億円

なお、財投機関債発行に関連して、格付機関による発行体格付の状況は以下のとおりである。

<発行体格付の状況>

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
日本格付研究所（JCR）	AA＋	AA＋	AA＋	AAA	AAA
格付投資情報センター（R&I）	AA	AA	AA	AA	AA

また、平成30年9月発行分からは、当該債券がICMA（国債資本市場協会）が定義するソーシャルボンド原則に適合する旨のセカンドオピニオンをESG評価機関であるヴィジオアイリス（Vigeo Eiris・フランス）から取得し、国連の持続可能な開発目標（SDGs）のうち、目標 4「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献するソーシャルボンドとして発行している。

「ソーシャルボンド」とは、社会的課題の解決に資するプロジェクト（ソーシャルプロジェクト）の資金調達のために発行される債券のことであり、セカンドオピニオンの取得は、機構の奨学金事業が日本国憲法第 26 条や教育基本法第 4 条に定められる「教育の機会均等」に寄与していること、当該債券の発行による資金調達が国内の教育課題の解決に貢献するものとして、グローバルな視点から評価されたものである。

(2)民間資金借入額実績（年度末残高）
2,558 億円

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（2）　奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
	中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行うとともに、貸倒引当金については、延滞状況の推移を的確に把握し、適正な評価を行った上で、これを計上する。	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。 貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。 貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。	〈64〉 適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	○債権管理の状況 独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行った。 ○貸倒引当金の計上 貸倒引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、独立行政法人会計基準に従った債務者区分に基づく算定方法により計上した。 〈平成 30 年度決算額〉 ・第一種　526 億円 ・第二種　1,148 億円	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っていることは評価できる。 ・独立行政法人会計基準に従って貸倒引当金を計上したことは評価できる。

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（3）　予算

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
予算を適正かつ効率的に執行し、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	略	略	〈65〉 予算の執行状況	○平成30年度予算（総括） 【全体（総括）】	〈評定〉B 〈評定根拠〉 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	1,187,851	1,170,609	△17,242
運営費交付金	13,400	13,400	－
育英資金返還免除等補助金	7,192	7,192	－
学資支給基金補助金	10,500	10,500	－
留学生交流支援事業費補助金	8,017	8,017	－
奨学金業務システム開発費等補助金	－	1,351	1,351
受託収入	－	5	5
寄附金収入	2,219	2,064	△154
貸付回収金	831,986	823,829	△8,156
貸付金利息等	32,381	32,788	407
政府補給金	4	0	△4
事業収入	923	950	28
雑収入	3,783	4,808	1,026
計	2,098,255	2,075,515	△22,741
支出			
奨学金貸与事業費	1,037,259	987,365	49,893
一般管理費	2,113	2,363	△250
うち、人件費（管理系）	1,075	1,136	△60
物件費	1,038	1,228	△190
業務経費	16,312	19,236	△2,924
貸与事業を除く事業費	9,065	9,336	△271
うち、人件費（事業系）	3,503	3,330	173
物件費	5,562	6,006	△443
貸与事業業務経費	7,247	9,900	△2,653
特殊経費	178	153	24
借入金等償還	1,000,076	1,000,540	△464
借入金等利息償還	37,052	28,828	8,224
学資支給基金補助金経費	8,999	8,206	793
留学生交流支援事業費補助金経費	8,017	7,720	297
奨学金業務システム開発費等補助金経費	－	1,351	△1,351

受託経費	－	5	△5
寄附金事業費	2,219	2,064	154
計	2,112,223	2,057,832	54,392

【奨学金事業（総括）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	1,187,851	1,170,609	△17,242
運営費交付金	5,990	5,680	△310
育英資金返還免除等補助金	7,192	7,192	－
学資支給基金補助金	10,500	10,500	－
留学生交流支援事業費補助金	－	－	－
奨学金業務システム開発費等補助金	－	1,351	1,351
受託収入	－	－	－
寄附金収入	395	71	△324
貸付回収金	831,986	823,829	△8,156
貸付金利息等	32,381	32,788	407
政府補給金	4	0	△4
事業収入	－	－	－
雑収入	3,284	3,944	660
計	2,079,583	2,055,965	△23,618
支出			
奨学金貸与事業費	1,037,259	987,365	49,893
一般管理費	－	－	－
うち、人件費（管理系）	－	－	－
物件費	－	－	－
業務経費	9,626	12,134	△2,508
貸与事業を除く事業費	2,379	2,234	145
うち、人件費（事業系）	2,379	2,234	145
物件費	－	－	－
貸与事業業務経費	7,247	9,900	△2,653
特殊経費	146	42	104
借入金等償還	1,000,076	1,000,540	△464
借入金等利息償還	37,052	28,828	8,224
学資支給基金補助金経費	8,999	8,206	793
留学生交流支援事業費補助金経費	－	－	－
奨学金業務システム開発費等補助金経費	－	1,351	△1,351
受託経費	－	－	－
寄附金事業費	395	71	324

計	2,093,551	2,038,537	55,014

【留学生支援事業（総括）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	－	－	－
運営費交付金	5,014	4,992	△22
育英資金返還免除等補助金	－	－	－
学資支給基金補助金	－	－	－
留学生交流支援事業費補助金	8,017	8,017	－
奨学金業務システム開発費等補助金	－	－	－
受託収入	－	5	5
寄附金収入	1,816	1,987	171
貸付回収金	－	－	－
貸付金利息等	－	－	－
政府補給金	－	－	－
事業収入	923	950	28
雑収入	461	824	363
計	16,231	16,775	545
支出			
奨学金貸与事業費	－	－	－
一般管理費	－	－	－
うち、人件費（管理系）	－	－	－
物件費	－	－	－
業務経費	6,388	6,783	△396
貸与事業を除く事業費	6,388	6,783	△396
うち、人件費（事業系）	923	894	28
物件費	5,465	5,889	△424
貸与事業業務経費	－	－	－
特殊経費	10	8	2
借入金等償還	－	－	－
借入金等利息償還	－	－	－
学資支給基金補助金経費	－	－	－
留学生交流支援事業費補助金経費	8,017	7,720	297
奨学金業務システム開発費等補助金経費	－	－	－
受託経費	－	5	△5
寄附金事業費	1,816	1,987	△171

計	16,231	16,503	△272

【学生生活支援事業(総括)】 (単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	–	–	–
運営費交付金	299	334	35
育英資金返還免除等補助金	–	–	–
学資支給基金補助金	–	–	–
留学生交流支援事業費補助金	–	–	–
奨学金業務システム開発費等補助金	–	–	–
受託収入	–	–	–
寄附金収入	8	6	△2
貸付回収金	–	–	–
貸付金利息等	–	–	–
政府補給金	–	–	–
事業収入	–	–	–
雑収入	–	–	–
計	307	340	33
支出			
奨学金貸与事業費	–	–	–
一般管理費	–	–	–
うち、人件費(管理系)	–	–	–
物件費	–	–	–
業務経費	299	318	△20
貸与事業を除く事業費	299	318	△20
うち、人件費(事業系)	202	202	–
物件費	97	117	△20
貸与事業業務経費	–	–	–
特殊経費	–	13	△13
借入金等償還	–	–	–
借入金等利息償還	–	–	–
学資支給基金補助金経費	–	–	–
留学生交流支援事業費補助金経費	–	–	–
奨学金業務システム開発費等補助金経費	–	–	–
受託経費	–	–	–
寄附金事業費	8	6	2
計	307	338	△31

【法人共通（総括）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	－	－	－
運営費交付金	2,097	2,394	297
育英資金返還免除等補助金	－	－	－
学資支給基金補助金	－	－	－
留学生交流支援事業費補助金	－	－	－
奨学金業務システム開発費等補助金	－	－	－
受託収入	－	－	－
寄附金収入	－	－	－
貸付回収金	－	－	－
貸付金利息等	－	－	－
政府補給金	－	－	－
事業収入	－	－	－
雑収入	38	40	2
計	2,135	2,434	300
支出			
奨学金貸与事業費	－	－	－
一般管理費	2,113	2,363	△250
うち、人件費（管理系）	1,075	1,136	△60
物件費	1,038	1,228	△190
業務経費	－	－	－
貸与事業を除く事業費	－	－	－
うち、人件費（事業系）	－	－	－
物件費	－	－	－
貸与事業業務経費	－	－	－
特殊経費	22	91	△69
借入金等償還	－	－	－
借入金等利息償還	－	－	－
学資支給基金補助金経費	－	－	－
留学生交流支援事業費補助金経費	－	－	－
奨学金業務システム開発費等補助金経費	－	－	－
受託経費	－	－	－
寄附金事業費	－	－	－
計	2,135	2,454	△319

○平成 30 年度予算（一般勘定）

【全体（一般勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	1,187,851	1,170,609	△17,242
運営費交付金	13,400	13,400	－
育英資金返還免除等補助金	7,192	7,192	－
学資支給基金補助金	－	－	－
留学生交流支援事業費補助金	8,017	8,017	－
奨学金業務システム開発費等補助金	－	1,351	1,351
受託収入	－	5	5
寄附金収入	2,219	2,064	△154
貸付回収金	831,986	823,829	△8,156
貸付金利息等	32,381	32,788	407
政府補給金	4	0	△4
事業収入	923	950	28
雑収入	3,783	4,808	1,026
計	2,087,755	2,065,015	△22,741
支出			
奨学金貸与事業費	1,037,259	987,365	49,893
一般管理費	2,113	2,363	△250
うち、人件費（管理系）	1,075	1,136	△60
物件費	1,038	1,228	△190
業務経費	16,312	19,236	△2,924
貸与事業を除く事業費	9,065	9,336	△271
うち、人件費（事業系）	3,503	3,330	173
物件費	5,562	6,006	△443
貸与事業業務経費	7,247	9,900	△2,653
特殊経費	178	153	24
借入金等償還	1,000,076	1,000,540	△464
借入金等利息償還	37,052	28,828	8,224
学資支給基金補助金経費	－	－	－
留学生交流支援事業費補助金経費	8,017	7,720	297
奨学金業務システム開発費等補助金経費	－	1,351	△1,351
受託経費	－	5	△5
寄附金事業費	2,219	2,064	154
計	2,103,225	2,049,626	53,599

【奨学金事業（一般勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			

借入金等	1,187,851	1,170,609	△17,242
運営費交付金	5,990	5,680	△310
育英資金返還免除等補助金	7,192	7,192	－
学資支給基金補助金	－	－	－
留学生交流支援事業費補助金	－	－	－
奨学金業務システム開発費等補助金	－	1,351	1,351
受託収入	－	－	－
寄附金収入	395	71	△324
貸付回収金	831,986	823,829	△8,156
貸付金利息等	32,381	32,788	407
政府補給金	4	0	△4
事業収入	－	－	－
雑収入	3,284	3,944	660
計	2,069,083	2,045,465	△23,618
支出			
奨学金貸与事業費	1,037,259	987,365	49,893
一般管理費	－	－	－
うち、人件費（管理系）	－	－	－
物件費	－	－	－
業務経費	9,626	12,134	△2,508
貸与事業を除く事業費	2,379	2,234	145
うち、人件費（事業系）	2,379	2,234	145
物件費	－	－	－
貸与事業業務経費	7,247	9,900	△2,653
特殊経費	146	42	104
借入金等償還	1,000,076	1,000,540	△464
借入金等利息償還	37,052	28,828	8,224
学資支給基金補助金経費	－	－	－
留学生交流支援事業費補助金経費	－	－	－
奨学金業務システム開発費等補助金	－	1,351	△1,351
受託経費	－	－	－
寄附金事業費	395	71	324
計	2,084,553	2,030,331	54,221

【留学生支援事業（一般勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	－	－	－
運営費交付金	5,014	4,992	△22

育英資金返還免除等補助金	－	－	－
学資支給基金補助金	－	－	－
留学生交流支援事業費補助金	8,017	8,017	－
奨学金業務システム開発費等補助金経費	－	－	－
受託収入	－	5	5
寄附金収入	1,816	1,987	171
貸付回収金	－	－	－
貸付金利息等	－	－	－
政府補給金	－	－	－
事業収入	923	950	28
雑収入	461	824	363
			－
計	16,231	16,775	545
支出			
奨学金貸与事業費	－	－	－
一般管理費	－	－	－
うち、人件費（管理系）	－	－	－
物件費	－	－	－
業務経費	6,388	6,783	△396
貸与事業を除く事業費	6,388	6,783	△396
うち、人件費（事業系）	923	894	28
物件費	5,465	5,889	△424
貸与事業業務経費	－	－	－
特殊経費	10	8	2
借入金等償還	－	－	－
借入金等利息償還	－	－	－
学資支給基金補助金経費	－	－	－
留学生交流支援事業費補助金経費	8,017	7,720	297
奨学金業務システム開発費等補助金	－	－	－
受託経費	－	5	△5
寄附金事業費	1,816	1,987	△171
			－
計	16,231	16,503	△272

【学生生活支援事業（一般勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	－	－	－
運営費交付金	299	334	35
育英資金返還免除等補助金	－	－	－
学資支給基金補助金	－	－	－

留学生交流支援事業費補助金	－	－	－
奨学金業務システム開発費等補助金	－	－	－
受託収入	－	－	－
寄附金収入	8	6	△2
貸付回収金	－	－	－
貸付金利息等	－	－	－
政府補給金	－	－	－
事業収入	－	－	－
雑収入	－	－	－
計	307	340	33
支出			
奨学金貸与事業費	－	－	－
一般管理費	－	－	－
うち、人件費（管理系）	－	－	－
物件費	－	－	－
業務経費	299	318	△20
貸与事業を除く事業費	299	318	△20
うち、人件費（事業系）	202	202	－
物件費	97	117	△20
貸与事業業務経費	－	－	－
特殊経費	－	13	△13
借入金等償還	－	－	－
借入金等利息償還	－	－	－
学資支給基金補助金経費	－	－	－
留学生交流支援事業費補助金経費	－	－	－
奨学金業務システム開発費等補助金経費	－	－	－
受託経費	－	－	－
寄附金事業費	8	6	2
計	307	338	△31

【法人共通（一般勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	－	－	－
運営費交付金	2,097	2,394	297
育英資金返還免除等補助金	－	－	－
学資支給基金補助金	－	－	－
留学生交流支援事業費補助金	－	－	－
奨学金業務システム開発費等補助金	－	－	－

受託収入	－	－	－
寄附金収入	－	－	－
貸付回収金	－	－	－
貸付金利息等	－	－	－
政府補給金	－	－	－
事業収入	－	－	－
雑収入	38	40	2
計	2,135	2,434	300
支出			
奨学金貸与事業費	－	－	－
一般管理費	2,113	2,363	△250
うち、人件費（管理系）	1,075	1,136	△60
物件費	1,038	1,228	△190
業務経費	－	－	－
貸与事業を除く事業費	－	－	－
うち、人件費（事業系）	－	－	－
物件費	－	－	－
貸与事業業務経費	－	－	－
特殊経費	22	91	△69
借入金等償還	－	－	－
借入金等利息償還	－	－	－
学資支給基金補助金経費	－	－	－
留学生交流支援事業費補助金経費	－	－	－
奨学金業務システム開発費等補助金経費	－	－	－
受託経費	－	－	－
寄附金事業費	－	－	－
計	2,135	2,454	△319

○平成 30 年度予算（学資支給業務勘定）

【奨学金事業（学資支給業務勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
学資支給基金補助金	10,500	10,500	－
計	10,500	10,500	－
支出			
学資支給基金補助金経費	8,999	8,206	793

					計	8,999	8,206	793	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（4）　収支計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
―	略	略	〈66〉 計画と実績の対比		〈評定〉B 〈評定根拠〉 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。

○平成30年度　収支計画（総括）

【全体（総括）】　（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	115,174	100,218	14,957
業務経費	109,259	93,803	15,456
寄附金事業費	2,219	2,064	154
一般管理費	2,078	2,361	△283
減価償却費	1,619	1,990	△371
臨時損失	－	2	△2
収益の部			
経常収益	120,080	105,041	△15,039
運営費交付金収益	13,514	15,037	1,523
自己収入	36,966	38,359	1,393
受託収入	－	5	5
寄附金収益	2,219	2,028	△191
補助金等収益	33,677	34,122	445
財源措置予定額収益	32,565	14,067	△18,497
資産見返負債戻入	996	1,267	271
財務収益	144	157	13
臨時利益	－	2	2
純利益	4,905	4,823	△82
目的積立金取崩額	－	－	－
総利益	4,905	4,823	△82

【奨学金事業（総括）】　（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	96,567	81,010	15,557
業務経費	94,750	79,139	15,611
寄附金事業費	395	72	323
一般管理費	－	－	－

減価償却費	1,422	1,799	△377
臨時損失	－	1	△1
収益の部			
経常収益	101,471	85,617	△15,855
運営費交付金収益	6,338	7,301	962
自己収入	35,544	36,508	964
受託収入	－	－	－
寄附金収益	395	72	△323
補助金等収益	25,660	26,402	742
財源措置予定額収益	32,565	14,067	△18,497
資産見返負債戻入	825	1,111	286
財務収益	144	157	12
臨時利益	－	1	1
純利益	4,904	4,607	△297
目的積立金取崩額	－	－	－
総利益	4,904	4,607	△297

【留学生支援事業（総括）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	16,157	16,437	△279
業務経費	14,211	14,333	△123
寄附金事業費	1,816	1,986	△170
一般管理費	－	－	－
減価償却費	131	117	13
臨時損失	－	0	0
収益の部			
経常収益	16,159	16,569	410
運営費交付金収益	4,833	4,998	165
自己収入	1,384	1,811	427
受託収入	－	5	5
寄附金収益	1,816	1,950	134
補助金等収益	8,017	7,720	△297
財源措置予定額収益	－	－	－
資産見返負債戻入	110	85	△24
財務収益	－	0	0
臨時利益	－	0	0

純利益	1	132	131
目的積立金取崩額	－	－	－
総利益	1	132	131

【学生生活支援事業（総括）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	310	339	△29
業務経費	298	331	△33
寄附金事業費	8	6	2
一般管理費	－	－	－
減価償却費	4	2	2
臨時損失	－	0	0
収益の部			
経常収益	310	341	31
運営費交付金収益	298	333	35
自己収入	－	－	－
受託収入	－	－	－
寄附金収益	8	6	△2
補助金等収益	－	－	－
財源措置予定額収益	－	－	－
資産見返負債戻入	4	2	△2
財務収益	－	－	－
臨時利益	－	0	0
純利益	－	2	2
目的積立金取崩額	－	－	－
総利益	－	2	2

【法人共通（総括）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	2,140	2,432	△292
業務経費	－	－	－
寄附金事業費	－	－	－
一般管理費	2,078	2,361	△283
減価償却費	62	71	△10

臨時損失	－	0	0
収益の部			
経常収益	2,140	2,514	374
運営費交付金収益	2,045	2,406	361
自己収入	38	40	2
受託収入	－	－	－
寄附金収益	－	－	－
補助金等収益	－	－	－
財源措置予定額収益	－	－	－
資産見返負債戻入	57	69	11
財務収益	－	－	－
臨時利益	－	0	0
純利益	－	82	82
目的積立金取崩額	－	－	－
総利益	－	82	82

○平成 30 年度　収支計画（一般勘定）

【全体（一般勘定）】　（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	106,137	92,130	14,007
業務経費	100,260	85,756	14,504
寄附金事業費	2,219	2,064	154
一般管理費	2,078	2,361	△283
減価償却費	1,580	1,948	△369
臨時損失	－	2	△2
収益の部			
経常収益	111,042	96,953	△14,089
運営費交付金収益	13,514	15,037	1,523
自己収入	36,966	38,359	1,393
受託収入	－	5	5
寄附金収益	2,219	2,028	△191
補助金等収益	24,678	26,075	1,397
財源措置予定額収益	32,565	14,067	△18,497
資産見返負債戻入	957	1,225	268
財務収益	144	157	13

臨時利益	－	2	2
純利益	4,905	4,823	△82
目的積立金取崩額	－	－	－
総利益	4,905	4,823	△82

【奨学金事業（一般勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	87,530	72,922	14,608
業務経費	85,752	71,092	14,659
寄附金事業費	395	72	323
一般管理費	－	－	－
減価償却費	1,383	1,758	△375
臨時損失	－	1	△1
収益の部			
経常収益	92,434	77,529	△14,905
運営費交付金収益	6,338	7,301	962
自己収入	35,544	36,508	964
受託収入	－	－	－
寄附金収益	395	72	△323
補助金等収益	16,661	18,355	1,694
財源措置予定額収益	32,565	14,067	△18,497
資産見返負債戻入	786	1,070	284
財務収益	144	157	12
臨時利益	－	1	1
純利益	4,904	4,607	△297
目的積立金取崩額	－	－	－
総利益	4,904	4,607	△297

【留学生支援事業（一般勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	16,157	16,437	△279
業務経費	14,211	14,333	△123
寄附金事業費	1,816	1,986	△170
一般管理費	－	－	－

減価償却費	131	117	13
臨時損失	－	0	0
収益の部			
経常収益	16,159	16,569	410
運営費交付金収益	4,833	4,998	165
自己収入	1,384	1,811	427
受託収入	－	5	5
寄附金収益	1,816	1,950	134
補助金等収益	8,017	7,720	△297
財源措置予定額収益	－	－	－
資産見返負債戻入	110	85	△24
財務収益	－	0	0
臨時利益	－	0	0
純利益	1	132	131
目的積立金取崩額	－	－	－
総利益	1	132	131

【学生生活支援事業（一般勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	310	339	△29
業務経費	298	331	△33
寄附金事業費	8	6	2
一般管理費	－	－	－
減価償却費	4	2	2
臨時損失	－	0	0
収益の部			
経常収益	310	341	31
運営費交付金収益	298	333	35
自己収入	－	－	－
受託収入	－	－	－
寄附金収益	8	6	△2
補助金等収益	－	－	－
財源措置予定額収益	－	－	－
資産見返負債戻入	4	2	△2
財務収益	－	－	－
臨時利益	－	0	0

純利益	－	2	2
目的積立金取崩額	－	－	－
総利益	－	2	2

【法人共通（一般勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	2,140	2,432	△292
業務経費	－	－	－
寄附金事業費	－	－	－
一般管理費	2,078	2,361	△283
減価償却費	62	71	△10
臨時損失	－	0	0
収益の部			
経常収益	2,140	2,514	374
運営費交付金収益	2,045	2,406	361
自己収入	38	40	2
受託収入	－	－	－
寄附金収益	－	－	－
補助金等収益	－	－	－
財源措置予定額収益	－	－	－
資産見返負債戻入	57	69	11
財務収益	－	－	－
臨時利益	－	0	0
純利益	－	82	82
目的積立金取崩額	－	－	－
総利益	－	82	82

○平成 30 年度　収支計画（学資支給業務勘定）

【奨学金事業（学資支給業務勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	9,038	8,088	949
業務経費	8,999	8,047	952

減価償却費	39	42	△3
臨時損失	－	－	－
収益の部			
経常収益	9,038	8,088	△949
補助金等収益	8,999	8,047	△952
資産見返負債戻入	39	42	3
臨時利益	－	－	－
純利益	－	－	－
目的積立金取崩額	－	－	－
総利益	－	－	－

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（5）　資金計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
—	略	略	〈67〉 計画と実績の対比	○平成30年度　資金計画（総括） 【全体（総括）】　（単位：百万円）	〈評定〉B 〈評定根拠〉 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△7,138,654	△6,224,835	913,820
奨学金貸与	△1,037,259	△987,365	49,893
奨学金給付	△8,670	△7,889	782
人件費支出	△4,653	△4,690	△37
短期借入金の返済による支出	△5,025,337	△4,170,179	855,158
長期借入金の返済による支出	△1,000,076	△1,000,540	△464
支払利息	△37,052	△28,828	8,224
寄附金事業による支出	△2,219	△2,028	191
その他の業務支出	△23,389	△22,925	464
国庫補助金の精算による返還金の支出	－	△391	△391
投資活動による支出	△82,884	△6,863	76,021
財務活動による支出	△624	△661	△37
次年度への繰越金	204,220	229,772	25,552
資金収入			
業務活動による収入	7,123,339	6,246,986	△876,353
運営費交付金による収入	13,400	13,400	－
政府補給金による収入	4	0	△4
国庫補助金による収入	25,709	28,475	2,766
貸付回収金による収入	831,987	823,731	△8,256
学資金支給金の回収による収入	－	1	1
短期借入による収入	5,025,337	4,170,179	△855,158
長期借入による収入	1,187,678	1,170,440	△17,238
貸付金利息	32,230	32,625	395
その他の業務収入	5,064	6,141	1,077
受託収入	－	13	13
寄附金による収入	1,931	1,980	50
投資活動による収入	89,200	6,702	△82,498
施設整備費による収入	－	－	－
その他の投資収入	89,200	6,702	△82,498
財務活動による収入	－	－	－

前年度からの繰越金	213,843	208,444	△5,399

【奨学金事業（総括）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△7,120,057	△6,205,135	914,923
奨学金貸与	△1,037,259	△987,365	49,893
奨学金給付	△8,670	△7,889	782
人件費支出	△2,436	△2,331	105
短期借入金の返済による支出	△5,025,337	△4,170,179	855,158
長期借入金の返済による支出	△1,000,076	△1,000,540	△464
支払利息	△37,052	△28,828	8,224
寄附金事業による支出	△395	△71	324
その他の業務支出	△8,833	△7,932	902
国庫補助金の精算による返還金の支出	－	－	－
投資活動による支出	△82,649	△6,683	75,967
財務活動による支出	△597	△635	△38
次年度への繰越金	198,668	222,635	23,967
資金収入			
業務活動による収入	7,104,831	6,227,458	△877,373
運営費交付金による収入	5,990	5,680	△310
政府補給金による収入	4	0	△4
国庫補助金による収入	17,692	20,458	2,766
貸付回収金による収入	831,987	823,731	△8,256
学資金支給金の回収による収入	－	1	1
短期借入による収入	5,025,337	4,170,179	△855,158
長期借入による収入	1,187,678	1,170,440	△17,238
貸付金利息	32,230	32,625	395
その他の業務収入	3,456	4,128	672
受託収入	－	－	－
寄附金による収入	457	216	△241
投資活動による収入	89,200	6,700	△82,500
施設整備費による収入	－	－	－
その他の投資収入	89,200	6,700	△82,500
財務活動による収入	－	－	－
前年度からの繰越金	207,941	200,930	△7,012

【留学生支援事業(総括)】 (単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△16,170	△17,000	△831
奨学金貸与	−	−	−
奨学金給付	−	−	−
人件費支出	△924	△936	△12
短期借入金の返済による支出	−	−	−
長期借入金の返済による支出	−	−	−
支払利息	−	−	−
寄附金事業による支出	△1,816	△1,950	△134
その他の業務支出	△13,430	△13,724	△294
国庫補助金の精算による返還金の支出	−	△391	△391
投資活動による支出	△182	△86	96
財務活動による支出	△22	△22	−
次年度への繰越金	3,414	4,490	1,076
資金収入			
業務活動による収入	16,032	16,730	699
運営費交付金による収入	5,014	4,992	△22
政府補給金による収入	−	−	−
国庫補助金による収入	8,017	8,017	−
貸付回収金による収入	−	−	−
学資金支給金の回収による収入	−	−	−
短期借入による収入	−	−	−
長期借入による収入	−	−	−
貸付金利息	−	−	−
その他の業務収入	1,527	1,943	416
受託収入	−	13	13
寄附金による収入	1,474	1,765	291
投資活動による収入	−	−	−
施設整備費による収入	−	−	−
その他の投資収入	−	−	−
財務活動による収入	−	−	−
前年度からの繰越金	3,756	4,868	1,112

【学生生活支援事業(総括)】 (単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△306	△318	△12

奨学金貸与	－	－	－
奨学金給付	－	－	－
人件費支出	△202	△214	△13
短期借入金の返済による支出	－	－	－
長期借入金の返済による支出	－	－	－
支払利息	－	－	－
寄附金事業による支出	△8	△6	2
その他の業務支出	△96	△97	△1
国庫補助金の精算による返還金の支出	－	－	－
投資活動による支出	△1	△1	－
財務活動による支出	－	－	－
次年度への繰越金	361	382	22
資金収入			
業務活動による収入	299	334	35
運営費交付金による収入	299	334	35
政府補給金による収入	－	－	－
国庫補助金による収入	－	－	－
貸付回収金による収入	－	－	－
学資金支給金の回収による収入	－	－	－
短期借入による収入	－	－	－
長期借入による収入	－	－	－
貸付金利息	－	－	－
その他の業務収入	－	－	－
受託収入	－	－	－
寄附金による収入	－	－	－
投資活動による収入	－	－	－
施設整備費による収入	－	－	－
その他の投資収入	－	－	－
財務活動による収入	－	－	－
前年度からの繰越金	369	368	△1

【法人共通（総括）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△2,121	△2,382	△260
奨学金貸与	－	－	－
奨学金給付	－	－	－
人件費支出	△1,092	△1,209	△117
短期借入金の返済による支出	－	－	－

長期借入金の返済による支出	－	－	－
支払利息	－	－	－
寄附金事業による支出	－	－	－
その他の業務支出	△1,029	△1,172	△143
国庫補助金の精算による返還金の支出	－	－	－
投資活動による支出	△52	△94	△41
財務活動による支出	△4	△4	－
次年度への繰越金	1,777	2,264	487
資金収入			
業務活動による収入	2,178	2,464	286
運営費交付金による収入	2,097	2,394	297
政府補給金による収入	－	－	－
国庫補助金による収入	－	－	－
貸付回収金による収入	－	－	－
学資金支給金の回収による収入	－	－	－
短期借入による収入	－	－	－
長期借入による収入	－	－	－
貸付金利息	－	－	－
その他の業務収入	81	70	△11
受託収入	－	－	－
寄附金による収入	－	－	－
投資活動による収入	－	2	2
施設整備費による収入	－	－	－
その他の投資収入	－	2	2
財務活動による収入	－	－	－
前年度からの繰越金	1,777	2,278	501

○平成 30 年度　資金計画（一般勘定）

【全体（一般勘定）】　（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△7,129,656	△6,216,791	912,865
奨学金貸与	△1,037,259	△987,365	49,893
奨学金給付	－	－	－
人件費支出	△4,603	△4,641	△38
短期借入金の返済による支出	△5,025,337	△4,170,179	855,158
長期借入金の返済による支出	△1,000,076	△1,000,540	△464
支払利息	△37,052	△28,828	8,224

寄附金事業による支出	△2,219	△2,028	191
その他の業務支出	△23,111	△22,819	291
国庫補助金の精算による返還金の支出	－	△391	△391
投資活動による支出	△82,884	△6,863	76,021
財務活動による支出	△624	△661	△37
次年度への繰越金	197,186	221,775	24,589
資金収入			
業務活動による収入	7,112,776	6,236,518	△876,258
運営費交付金による収入	13,400	13,400	－
政府補給金による収入	4	0	△4
国庫補助金による収入	15,209	17,975	2,766
貸付回収金による収入	831,987	823,731	△8,256
学資金支給金の回収による収入	－	－	－
短期借入による収入	5,025,337	4,170,179	△855,158
長期借入による収入	1,187,678	1,170,440	△17,238
貸付金利息	32,230	32,625	395
その他の業務収入	5,063	6,191	1,128
受託収入	－	13	13
寄附金による収入	1,869	1,964	96
投資活動による収入	89,200	6,702	△82,498
施設整備費による収入	－	－	－
その他の投資収入	89,200	6,702	△82,498
財務活動による収入	－	－	－
前年度からの繰越金	208,373	202,871	△5,502

【奨学金事業（一般勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△7,111,059	△6,197,091	913,968
奨学金貸与	△1,037,259	△987,365	49,893
奨学金給付	－	－	－
人件費支出	△2,386	△2,282	104
短期借入金の返済による支出	△5,025,337	△4,170,179	855,158
長期借入金の返済による支出	△1,000,076	△1,000,540	△464
支払利息	△37,052	△28,828	8,224
寄附金事業による支出	△395	△71	324
その他の業務支出	△8,555	△7,826	729
国庫補助金の精算による返還金の支出	－	－	－
投資活動による支出	△82,649	△6,683	75,967

財務活動による支出	△597	△635	△38
次年度への繰越金	191,634	214,638	23,005
資金収入			
業務活動による収入	7,094,268	6,216,990	△877,278
運営費交付金による収入	5,990	5,680	△310
政府補給金による収入	4	0	△4
国庫補助金による収入	7,192	9,958	2,766
貸付回収金による収入	831,987	823,731	△8,256
学資金支給金の回収による収入	－	－	－
短期借入による収入	5,025,337	4,170,179	△855,158
長期借入による収入	1,187,678	1,170,440	△17,238
貸付金利息	32,230	32,625	395
その他の業務収入	3,455	4,177	722
受託収入	－	－	－
寄附金による収入	395	200	△195
投資活動による収入	89,200	6,700	△82,500
施設整備費による収入	－	－	－
その他の投資収入	89,200	6,700	△82,500
財務活動による収入	－	－	－
前年度からの繰越金	202,471	195,357	△7,114

【留学生支援事業（一般勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△16,170	△17,000	△831
奨学金貸与	－	－	－
奨学金給付	－	－	－
人件費支出	△924	△936	△12
短期借入金の返済による支出	－	－	－
長期借入金の返済による支出	－	－	－
支払利息	－	－	－
寄附金事業による支出	△1,816	△1,950	△134
その他の業務支出	△13,430	△13,724	△294
国庫補助金の精算による返還金の支出	－	△391	△391
投資活動による支出	△182	△86	96
財務活動による支出	△22	△22	－
次年度への繰越金	3,414	4,490	1,076

資金収入			
業務活動による収入	16,032	16,730	699
運営費交付金による収入	5,014	4,992	△22
政府補給金による収入	－	－	－
国庫補助金による収入	8,017	8,017	－
貸付回収金による収入	－	－	－
学資金支給金の回収による収入	－	－	－
短期借入による収入	－	－	－
長期借入による収入	－	－	－
貸付金利息	－	－	－
その他の業務収入	1,527	1,943	416
受託収入	－	13	13
寄附金による収入	1,474	1,765	291
投資活動による収入	－	－	－
施設整備費による収入	－	－	－
その他の投資収入	－	－	－
財務活動による収入	－	－	－
前年度からの繰越金	3,756	4,868	1,112

【学生生活支援事業（一般勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△306	△318	△12
奨学金貸与	－	－	－
奨学金給付	－	－	－
人件費支出	△202	△214	△13
短期借入金の返済による支出	－	－	－
長期借入金の返済による支出	－	－	－
支払利息	－	－	－
寄附金事業による支出	△8	△6	2
その他の業務支出	△96	△97	△1
国庫補助金の精算による返還金の支出	－	－	－
投資活動による支出	△1	△1	－
財務活動による支出	－	－	－
次年度への繰越金	361	382	22
資金収入			
業務活動による収入	299	334	35
運営費交付金による収入	299	334	35
政府補給金による収入	－	－	－

国庫補助金による収入	－	－	－
貸付回収金による収入	－	－	－
学資金支給金の回収による収入	－	－	－
短期借入による収入	－	－	－
長期借入による収入	－	－	－
貸付金利息	－	－	－
その他の業務収入	－	－	－
受託収入	－	－	－
寄附金による収入	－	－	－
投資活動による収入	－	－	－
施設整備費による収入	－	－	－
その他の投資収入	－	－	－
財務活動による収入	－	－	－
前年度からの繰越金	369	368	△1

【法人共通（一般勘定）】 （単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△2,121	△2,382	△260
奨学金貸与	－	－	－
奨学金給付	－	－	－
人件費支出	△1,092	△1,209	△117
短期借入金の返済による支出	－	－	－
長期借入金の返済による支出	－	－	－
支払利息	－	－	－
寄附金事業による支出	－	－	－
その他の業務支出	△1,029	△1,172	△143
国庫補助金の精算による返還金の支出	－	－	－
投資活動による支出	△52	△94	△41
財務活動による支出	△4	△4	－
次年度への繰越金	1,777	2,264	487
資金収入			
業務活動による収入	2,178	2,464	286
運営費交付金による収入	2,097	2,394	297
政府補給金による収入	－	－	－
国庫補助金による収入	－	－	－
貸付回収金による収入	－	－	－
学資金支給金の回収による収入	－	－	－
短期借入による収入	－	－	－

長期借入による収入	－	－	－
貸付金利息	－	－	－
その他の業務収入	81	70	△11
受託収入	－	－	－
寄附金による収入	－	－	－
投資活動による収入	－	2	2
施設整備費による収入	－	－	－
その他の投資収入	－	2	2
財務活動による収入	－	－	－
前年度からの繰越金	1,777	2,278	501

〇平成 30 年度　資金計画（学資支給業務勘定）

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△8,999	△8,093	905
奨学金給付	△8,670	△7,889	782
人件費支出	△50	△49	1
その他の業務支出	△279	△156	123
投資活動による支出	－	－	－
財務活動による支出	－	－	－
次年度への繰越金	7,035	7,997	962
資金収入			
業務活動による収入	10,563	10,518	△45
国庫補助金による収入	10,500	10,500	－
学資金支給金の回収による収入	－	1	1
その他の業務収入	1	－	△1
投資活動による収入	－	－	－
財務活動による収入	－	－	－
前年度からの繰越金	5,470	5,573	103

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅳ　短期借入金の限度額

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
―	奨学金貸与事業において、第一種学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、893億円、第二種学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、13，500億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、44億円とする。	奨学金貸与事業において、第一種学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、893億円、第二種学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、13，500億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、44億円とする。	〈68〉 短期借入金の調達状況	第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は、第一種学資貸与金が 72 億円、第二種学資貸与金が 4,941 億円であった。 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。	〈評定〉B 〈評定根拠〉 限度額の範囲内で短期借入金を調達できたことは評価できる。

Ⅴ　独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
―	札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、引き続き、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。 国際交流会館の売却により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。	金沢国際交流会館については、譲渡に向けて決定した事項を踏まえ、必要な手続を適切に実施する。	〈69〉 国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況	○金沢国際交流会館の状況 無償譲渡に向けて石川県と調整を実施してきたところ、金沢国際交流会館について、平成 30 年 4 月 1 日に石川県に引渡しを行った。	〈評定〉B 〈評定根拠〉 無償譲渡に向けた調整を滞りなく実施してきた結果、金沢国際交流会館について不動産引渡しを実施できたことは評価できる。

Ⅵ 独立行政法人通則法第三十条第二項第六号で定める重要な財産の処分等に関する計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
―	職員宿舎（百合丘第1（平成29年3月廃止予定））については、売却により処分を行い、その売却収入は貸倒引当金の財源とする。	中期計画で定めた重要な財産の処分等に関する計画は平成29年度までに終了した。	〈70〉 職員宿舎の処分に係る実施状況	―	―

Ⅶ 剰余金の使途

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
	中期目標	中期計画	30 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
	―	決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	〈71〉 剰余金の活用状況	※平成 30 年度に剰余金の使用実績はなかった。	―

Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。 また、市谷事務所再開発整備に向けて基本構想及び基本計画を策定する。	〈72〉 施設及び設備の整備に係る実施状況	○事務所再開発整備の調査検討 老朽化・狭隘化が著しい市谷事務所について、平成 30 年度においては新事務所建設に向けて基本構想・基本計画を策定した。 ○施設・設備の整備等の実施 「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の維持管理に係る個別施設計画を策定した。また、国際交流会館等の改修工事の工事監理を適切に行うと共に、機構が所有する施設等について、安全性の向上や省エネルギーの推進等を目的とした修繕等を行い、必要な保全を適切に行った。	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・老朽化・狭隘化が著しい市谷事務所について、新事務所建設に向けて基本構想・基本計画を策定したことは評価できる。 ・東京国際交流会館及び兵庫国際交流会館の維持管理に係る個別施設計画を策定したことは評価できる。所有する施設等について工事監理及び保全を適切に行ったことは評価できる。

Ⅷ　その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

２　人事に関する計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	30年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図る。	(1)方針 ① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。	(1)方針 ① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。	〈73〉 人材の確保、適正配置、育成のための取組状況	○職員の計画的な採用及び配置 (1)幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年齢・学歴を問わずに募集を行い、また、平成30年度からは一括採用に加えて新たに通年採用も行い、任期付採用43人を含む63人を計画的に採用した。 この内、専門的な能力を有する人材を確保するため、金融関係の分野において1人を採用した。 また、非常勤職員から任期付職員、任期付職員から常勤職員への内部登用に係る採用基準の設定を行い、任期付職員・常勤職員への登用を行った。 （内部登用による平成30年度任期付職員採用25人、常勤職員採用5人） (2)職員の適性、経験等を考慮するとともに、業務に関する希望等も勘案し適材適所の配置を行った。 (3)女性職員の管理職への登用を引き続き行った。また、今後の登用に向けて、課長補佐級への登用を積極的に行い、育成に努めた。 〈女性職員の管理職等への登用状況〉　（各年度末現在） 区分 / 平成30年度 / 人数 / うち女性 / 人数 / 割合 / (参考)平成29年度 / 人数 / うち女性 / 人数 / 割合 部長級 / 23人 / 4人 / 17.4% / 22人 / 4人 / 18.2% 課長級 / 64人 / 14人 / 21.9% / 63人 / 14人 / 22.2% 課長補佐級 / 66人 / 21人 / 31.8% / 60人 / 17人 / 28.3% 合計 / 153人 / 39人 / 25.5% / 145人 / 35人 / 24.1% ○公正な人事評価の実施 勤勉手当について、期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価及び上司による評価等を総合的に勘案し、適正な額を算出の上、支給した。	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、新規職員の採用及び内部登用を実施した他、女性職員の管理職への登用を実施したことは多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置するという観点から評価できる。 ・他機関との積極的な人事交流の実施や、各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とした分野別研修等の実施は、高度な実務能力と使命感を持った人材の育成という観点から評価できる。

					○人事交流の実施 高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学法人、私立大学、公益法人及び民間企業等と積極的に人事交流を行った。 ・機構から他機関への出向者： 12 人 ・他機関から機構への出向者： 45 人 ○職員研修の実施状況 (1)管理職研修 ストレスチェックの結果を受けて、組織の現状を見つめ直し、マネジメントの精度向上に役立てることを目的としたラインケア研修を管理職員に対して実施した（35 人）。 (2)その他重点的に実施した研修 ①新職員研修（16 人） ②新職員フォローアップ研修（13 人） ③初任者研修（18 人） ④主任研修（14 人） ⑤係長研修（19 人） ⑥ハラスメント研修（係長級）（23 人） ⑦分野別研修（延べ 692 人） ※各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とする研修 ⑧JASSO 講演会（3 回・延べ 352 人） ※機構業務の改善・充実を図り、加えて若手職員の一層の意欲奮起を促すための特別研修	
		（２）人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。 （参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み １７，７９９（百万円）	（２）人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。	〈74〉 業務量に応じた適正な人員配置の実施状況	○組織見直しに伴う業務量に応じた人員配置 (1)平成30年度における組織見直しの実施状況【再掲】 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、平成 30 年 4 月に、機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。 [事務事業及び組織見直しの主なポイント] ①給付型奨学金制度の本格実施及びマイナンバー利用事務等に備えた業務体制の整備 給付奨学金制度の本格実施や採用審査におけるマイナンバー利用、所得連動返還方式への本格対応等に向け、貸与・給付部及び返還部の体制を強化した。 ②支部の所掌事務の整備等 支部が所管する事務として、奨学金事業以外の事業に係る事務への協	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 円滑な事業実施のために必要な職員数を適切に確保したことは評価できる。

		ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。			力、広報及び情報収集等について規定した。また、支部長をより広い視野から法人経営全般に参画させることを目的に、支部長会議を実施した(第1回:5月17日～5月18日、第2回:1月15日～1月16日)。 ③留学生事業部の体制強化 主に外国の関係諸機関等との調整機能強化のため国際渉外業務担当の課長級ポスト「国際渉外調整監」を留学生事業計画課に新設するとともに、海外留学支援制度に係る業務実施体制を整備するため、海外留学支援課を2係体制に改組した。 (2)人員配置の状況 事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。 また、平成30年度においても平成29年度に引き続き、新規採用及び任期付職員への登用を行うなど、自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保を行った。 【参考】役職員数(平成31年3月末現在) ・役員 : 7人(7人) ・職員 : 534人(520人) ※(　)は平成30年3月末現在	

Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

4 積立金の使途

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	30年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
—	前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前期中期目標期間中の繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。	前中期目標期間繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。	〈75〉 積立金の利用状況	※平成30年度に前中期目標期間繰越積立金の使用実績はなかった。	ー